



第6次 玉川村振興計画

あす
～未来が輝く村づくり “元気な” たまかわ～



平成28年3月
福島県石川郡玉川村

あす 未来に向かって

本村は、福島県の中通り南部、阿武隈山系の西側斜面に位置し、丘陵地と阿武隈川東岸に開けた平坦地まで、変化に富み豊かな自然を有する地域です。また、福島空港の所在地であり、あぶくま高原道路が東西に走り、交通の利便性に優れた村です。

平成27年3月には、現在の玉川村が誕生して60年を迎える事ができました。この間、社会情勢は大きな変革と変遷をたどり、様々な課題や問題、多くの困難があった事は想像に難くはありませんが、先人たちが果敢に挑戦・克服し、現在の玉川村がある事は、今を生きる私たちの誇りであり、次の世代に受け継いでいくべき、大きな宝でもあります。

日本は超少子・高齢化社会に突入し、人口減少問題は全国の地方自治体の大きな課題となっています。本村においても喫緊の課題であり、早急に対策を講じる必要があることから、第6次計画内に人口減少対策を重要施策と位置付け、玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略と連動した新たな施策を展開して参りたいと考えております。

第6次玉川村振興計画では『^{あす}未来が輝く村づくり“元気な”たまかわ』を将来あるべき玉川村の姿として掲げ、『村民と 共に歩み育む 心豊かな村づくり』を基本理念として、これからの10年間を村民と行政が一体となった協働による村づくりを進めて参ります。今後、加速度的に進行する人口減少社会を克服し、村民誰もが笑顔で、心豊かに過ごせる地域社会の実現に向けて、進取の気性を持って創意工夫による将来を見据えた新たな村づくりを推進し、厳しい社会情勢にあっても揺らぐことがなく、持続的に発展していく活力ある村づくりに全力で取り組んで参りたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、数多くの貴重なご意見やご提言を頂きました振興計画審議会の委員の皆様をはじめ、村民懇談会やアンケート等にご協力を頂きました村民の皆様に対しまして厚く御礼申し上げます。

平成28年3月

玉川村長 石森 春男



内容

I 総論	1
1. 策定の趣旨	1
2. 本計画の役割	1
3. 策定の基本的視点	1
(1) 村民の満足度向上	1
(2) 村民との協働による村づくり	2
(3) 持続・発展可能な村政運営	2
4. 振興計画の構成等	2
(1) 構成・計画期間	2
(2) 評価・検証	2
5. 本村の概要	3
(1) 位置と地勢及び人口	3
① 位置と地勢	3
② 人口	4
(2) 村民ニーズ（アンケート調査結果）	8
① 調査目的	8
② 愛着度	8
③ 定任意向	9
④ 今後どのような特色ある村づくりに期待するか	9
(3) 第5次玉川村振興計画の評価	10
6. 人口の見通し	12
(1) 10年後の目指すべき人口規模	12
7. 経済・社会的背景	13
(1) 「経済財政運営と改革の基本方針2015」に見る日本の重点課題	13
(2) 人口減少・超少子高齢社会の到来	13
(3) 減災力の必要性の高まり	13
(4) 地方分権社会への取組	14
(5) 地域コミュニティの希薄化	14
8. 現状と課題	15
(1) 人口減少対策	15
(2) 地域産業の振興	15
(3) 道路・交通網の有効活用	15
(4) 住宅環境の整備	15
(5) 計画的な土地利用の推進	15

(6) 教育.....	16
(7) 防災.....	16
(8) 生活基盤.....	16
(9) 健康・福祉.....	16
(10) 地域づくり.....	17
(11) 財政力.....	17
9. 課題の整理と今後の発展方向.....	18
II 基本構想.....	19
1. 村づくりの基本理念.....	19
2. 将来像.....	19
3. 施策の大綱及び基本目標・主要施策の体系.....	20
(1) 施策の大綱.....	20
(2) 基本目標・主要施策の体系.....	22
III 基本計画.....	23
1. 皆で支えあう福祉の村づくり.....	23
1-1 保健・医療の充実.....	23
1-2 社会保障制度の適切な運営.....	25
1-3 児童福祉・子育て支援の充実.....	28
1-4 地域で支えあう福祉の推進.....	31
1-5 障害者福祉の充実.....	34
1-6 高齢者福祉の充実.....	37
2. 環境にやさしい安全・便利な村づくり.....	39
2-1 環境衛生の充実.....	39
2-2 自然環境の保全と循環型社会の構築.....	41
2-3 安全で安定した水道水の供給.....	43
2-4 公園・緑地・水辺の整備.....	45
2-5 下水道・排水処理施設の整備.....	47
2-6 合理的な土地利用の推進.....	49
2-7 居住環境の整備と空き家対策の推進.....	52
2-8 道路・交通ネットワークの整備.....	54
2-9 消防・救急体制の充実.....	57
2-10 防災体制の整備.....	59
2-11 交通安全・防犯対策の充実.....	61
2-12 消費者対策の充実.....	63
3. 活力のある村づくり.....	65
3-1 農林業の振興.....	65

3-2	商業の振興	68
3-3	工業の振興	70
3-4	雇用・勤労者対策の充実	72
3-5	観光資源の創造と観光客誘致の推進	74
4.	人を育む村づくり	76
4-1	学校教育の充実	76
4-2	青少年の健全育成	80
4-3	生涯学習の推進	82
4-4	スポーツの振興	84
4-5	地域文化活動の推進と文化財の活用	86
4-6	交流活動の展開と国際化への対応	88
5.	交流と協働の村づくり	90
5-1	コミュニティ（地域社会）の育成	90
5-2	協働の村づくりの推進	92
5-3	男女共同参画の推進	95
5-4	行財政改革の推進	97
5-5	広域行政の推進	100
6.	重点プロジェクト（人口減少対策）	102
6-1	重点プロジェクトの位置づけ	102
6-2	重点プロジェクト	103
IV	参考資料	107
1.	アンケート調査結果の概要	107
1-1	村民アンケート	107
1-2	青少年アンケート	114
1-3	中学生アンケート	119
V	附属資料	124
1.	第6次玉川村振興計画策定経緯	124
2.	第6次玉川村振興計画審議会委員名簿	125
3.	玉川村振興計画審議会設置条例	126
4.	第6次玉川村振興計画諮問書	127
5.	第6次玉川村振興計画答申書	127
6.	第6次玉川村振興計画策定委員名簿	128

基本構想

I 総論

1. 策定の趣旨

第6次となる振興計画を策定するに当たり、これまで本村は変化の激しい社会・経済情勢に対応するべく、第5次振興計画（平成18～27年度）に基づき、計画的な行政運営に努めてきました。この間空港を核とした村づくりを進め、あぶくま高原道路の全線開通など大きな変化がありましたが、何よりも、平成23年3月11日の東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、本村を含む福島県の状況は一変しました。

その後、村民をはじめ多くの関係者の協力により、本村は復興の道を歩んできましたが、農産物の風評被害など、完全に復興したとは言えない状況です。

第6次玉川村振興計画（以下「本計画」という。）は、我が国における社会経済情勢を踏まえつつ、この大きな変革の時代にある中で、村民が幸せに満ちた生活を送ることができ、本村が今後も持続可能な村政運営ができるよう、有効な施策・事業を展開していくことを趣旨とし、村民をはじめとした様々な関係者からご意見をいただきながら策定しています。

2. 本計画の役割

本計画は、玉川村の将来像を定め、目標を達成するための基本的な方針と施策の大綱を示すものです。

本計画は、村の最上位計画として位置付け、基本構想の期間である10年、基本計画の期間である5年間を、村はこの計画に沿って行政運営していくこととします。

そのため、各行政分野で策定されるマスタープランや基本計画等については、振興計画を補完し、具体化していくものとして位置づけ、振興計画との緊密な連携と整合を図ります。

3. 策定の基本的視点

（1）村民の満足度向上

村の最上位計画である本計画は、「村民のための」計画であるという視点を根本に据え、村民満足度を高めることを目標に策定しています。

(2) 村民との協働による村づくり

村民のための計画であると同時に、「村民による村づくり」の主体性を支援していくという視点で、各分野の施策・事業を検討して策定しています。

(3) 持続・発展可能な村政運営

厳しい財政状況や人口減少・少子高齢化社会などを踏まえ、持続的・発展的に村政運営を行うため、計画の進捗管理を行う仕組みを検討・構築します。

4. 振興計画の構成等

(1) 構成・計画期間

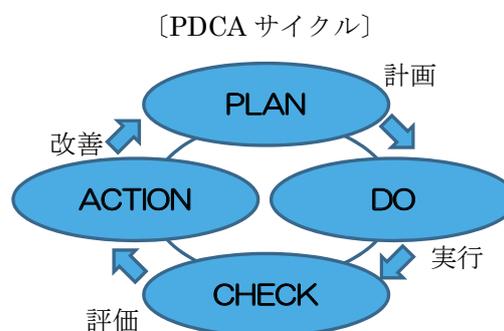
本計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成されています。

- 基本構想・・・平成 28～37 年度までの 10 年間を計画期間とします。
- 基本計画・・・前期を平成 28～32 年度までの 5 年間、後期を平成 33～37 年度までの 5 年間とします。なお、平成 32 年度に前期基本計画を見直し、後期基本計画を策定することとします。
- 実施計画・・・3 年間の計画を立て、毎年ローリング方式で見直していくこととします。

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
基本構想	平成 28～37 年度 (2016～2025)									
基本計画	前期基本計画(平成 28～32 年度)					後期基本計画(平成 33～37 年度)				
実施計画	平成 28～30 年度			平成 33～35 年度						
	平成 29～31 年度		平成 34～36 年度							
	平成 30～32 年度				平成 35～37 年度					

(2) 評価・検証

平成 28 年度から、事業評価を PDCA サイクルに基づき、振興計画における基本計画及び実施計画をベースとした評価・検証を年度末に実施し、業務の改善に努めます。



※PDCA サイクル：計画から改善までのプロセスにより、業務改善活動を推進するマネジメント手法

5. 本村の概要

(1) 位置と地勢及び人口

① 位置と地勢

福島県の南部、石川郡の北西部に位置し、阿武隈山地の西斜面の丘陵地と阿武隈川東岸に開けた平坦地からなり、東西に 11.3km、南北に 9.2km、面積は 46.67km²です。東部一帯は阿武隈山系の西斜面で、相対的に起伏の多い山間地帯であり、西部一帯は阿武隈川沿いに展開し、比較的平坦な土地です。気象的特長としては、阿武隈山系特有の起伏の多い地形であるため、標高別の気象条件の変化が大きく、気温の年較差及び日較差も比較的大きいなど気象的制約の多い地域です。

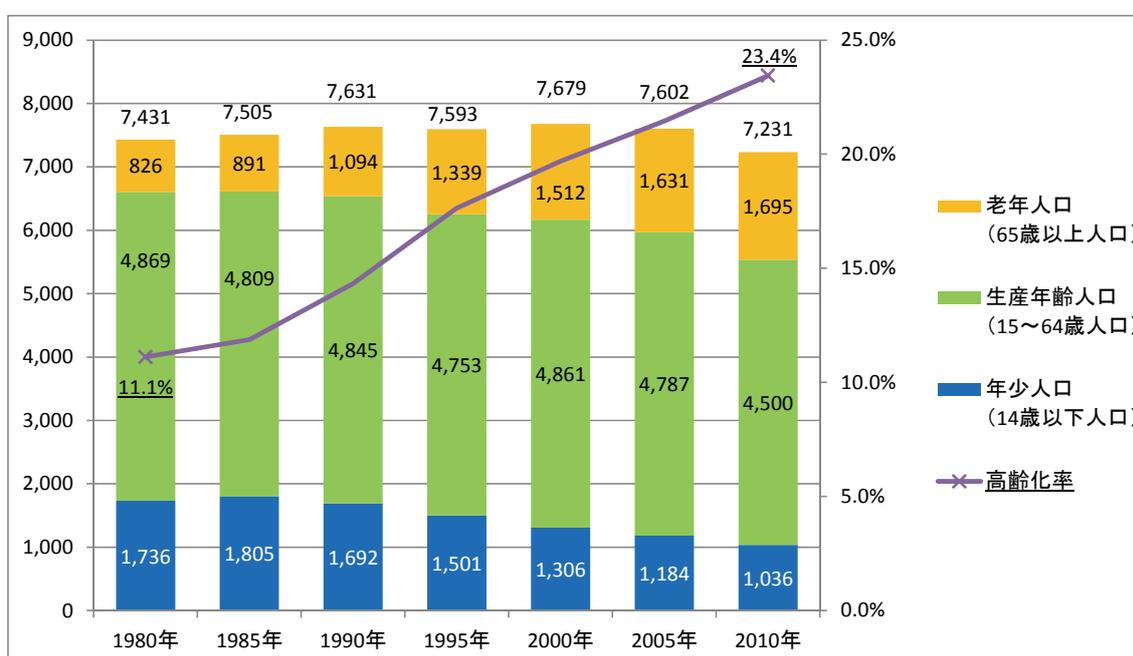


② 人口

本村の人口は、図表1の通り、近年減少傾向で推移しています。2010年（平成22年）の国勢調査結果では7,231人、老年人口割合は23.4%となっており、2005年（平成17年）の21.5%から1.9%伸びています。福島県の老年人口割合（25.0%）と比べると若干低いですが、今後も高齢化は急激に進んでいくことが予想されます。また、少子化及び生産年齢人口の減少等により、7,000人代で推移していた人口が2013年に7,000人を割り込み、人口減少社会の進行が危惧されます。

図表1 年齢3区分別人口の推移

単位：人

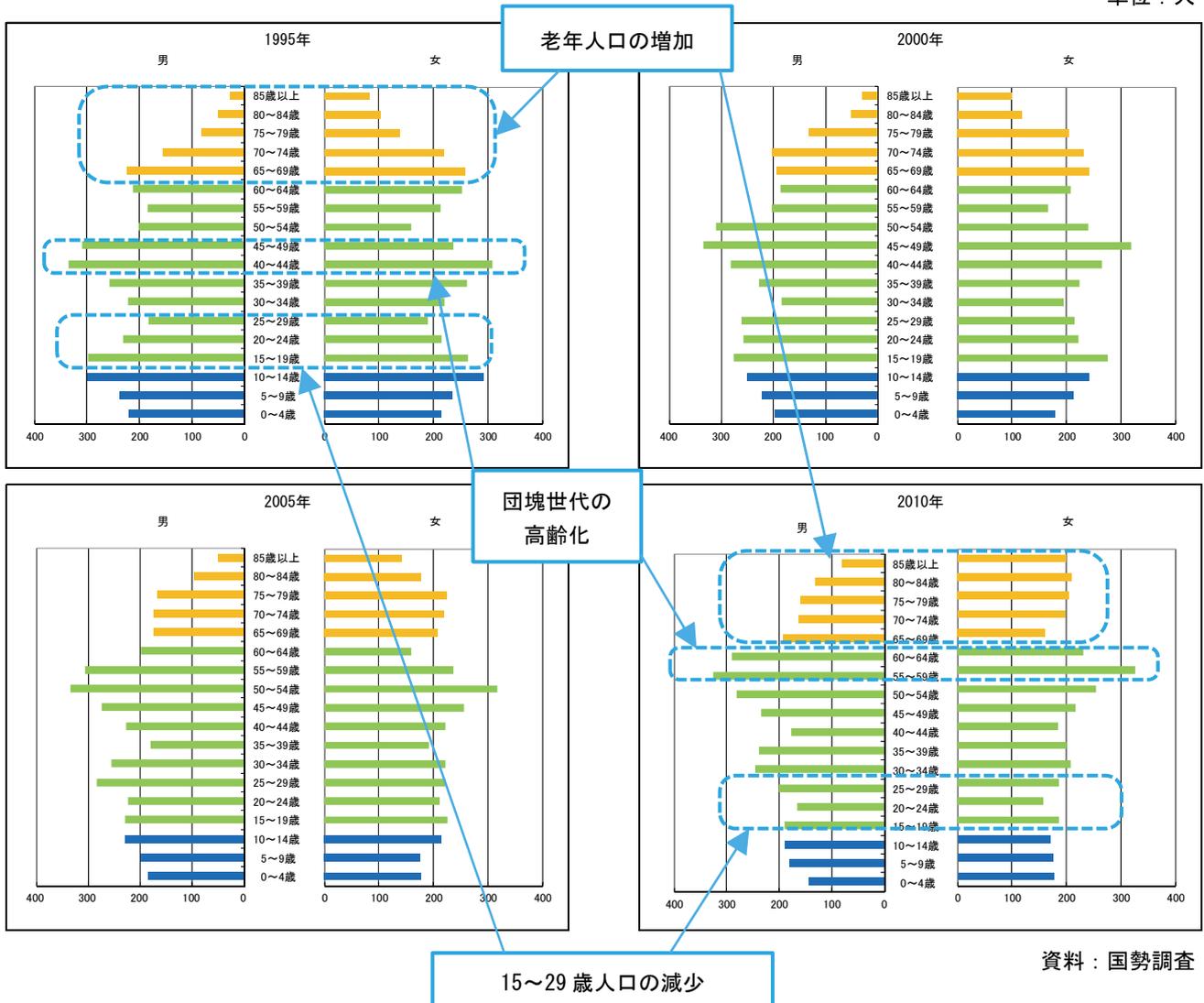


資料：国勢調査



図表2 5歳階級別人口ピラミッドの推移

単位：人



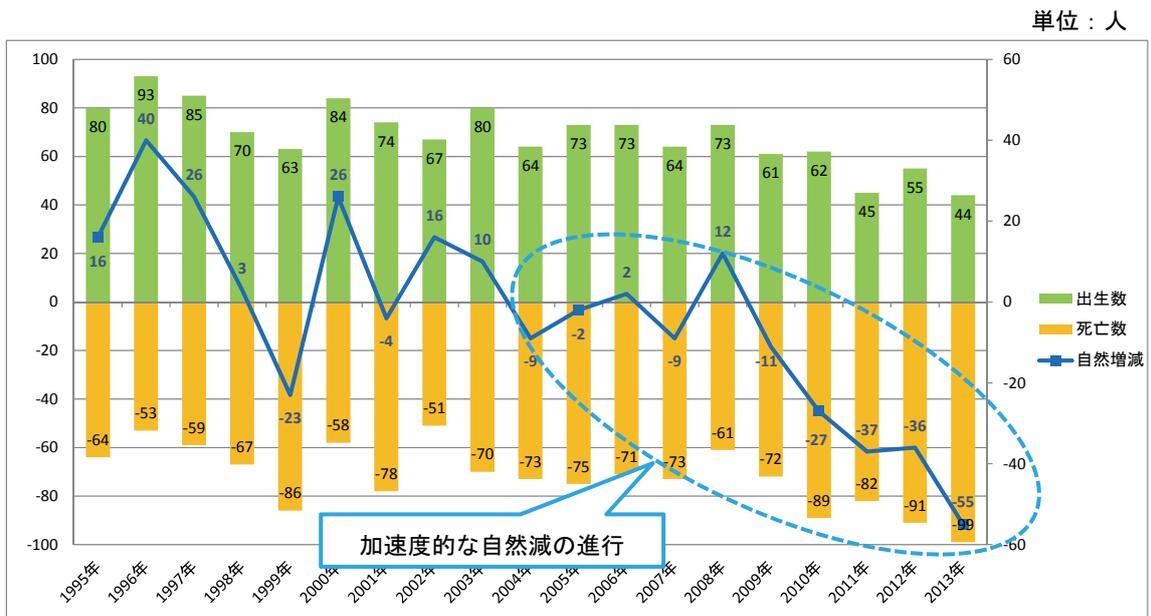
1995年（平成7年）から2010年（平成22年）までの5歳階級別人口ピラミッドの推移（図表2）を見ると、15～29歳人口の急激な減少が見られます。これは、自然動態における出生数の減少に加え、「15～29歳の男女が地方圏から東京圏へ移動しており、東京圏への一極集中は男女共に若者が中心である」といった社会動態が起因していると考えられます。

また、老年人口の増加、年少人口の漸減といった傾向がみられ、「ひょうたん型」（農村型：転出が多い型）から「つぼ型」（少産少死型※：年少人口が少なく、老年人口の多い型）となっていることが特徴となっています。

さらに、一定の人口規模を持つ団塊世代が年齢を重ね、次第に老年人口に近づいていく様子がわかります。2015年（平成27年）の国勢調査では団塊世代の一部が65歳以上となるため、今後さらに急激な高齢化率の上昇が予想されます。

※少産少死型：出生率・死亡率が共に低い状態

図表3 出生数、死亡数、自然増減の推移



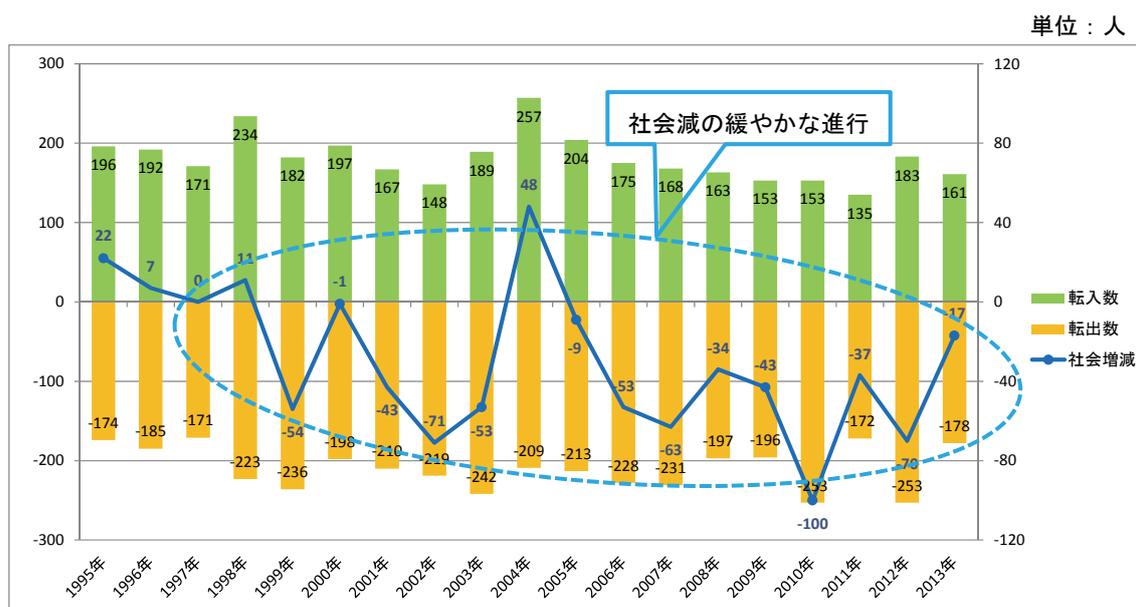
住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

本村の1995年（平成7年）以降の出生数の推移を見ると、1995年（平成7年）頃には80人前後で推移していますが、2008年（平成20年）以降から徐々に減少し、2013年（平成25年）には44人となっています。

死亡数は1995年（平成7年）から2013年（平成25年）まで、緩やかな増加傾向を示しています。医療の進歩とともに、寿命が延び、死亡率の低下が全国的に見られていますが、本村では死亡率が高い高齢者の占める割合が増加したことで、死亡者数が増加傾向にあると考えられます。2013年（平成25年）には、死亡数が99人まで増加しています。

自然増減（出生数－死亡数）の推移を見ると、2004年（平成16年）以降は、自然減となっています。2008年（平成20年）には一時的にプラスに転じたものの、その後は急激に自然減が進行し、2013年（平成25年）には55人の自然減となっています。死亡数の増加に加え、出生数の減少が同時に進行することによる自然減の状態となっており、今後も高齢化と少子化の進行による加速度的な自然減が進行すると考えられます。

図表4 転入数、転出数、社会増減の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

本村の転入数は、1995年（平成7年）から200人弱で推移しています。1998年（平成10年）、2004年（平成16年）には大幅な転入の増加がみられますが、それ以外は減少傾向にあります。2013年（平成25年）には161人となっています。

転出数は、長期的にみるとほぼ一定して180～200人程度で推移しています。2010年（平成22年）、2012年（平成24年）には転出者の増加がみられます。今後は、転出の主たる要因である進学・就職にあたる世代（年少人口）が減少しているため、転出が減少すると考えられます。

社会増減（転入数-転出数）は、1999年（平成11年）以降は、ほぼすべての調査年で社会減となっています。転入数の減少による社会減とみることができます。

なお、福島県では社会減の状況が続いています。本村においても2011年（平成23年）の東日本大震災、またそれに伴う福島第一原発事故の影響等により、2012年（平成24年）には転出者が大きく増加しています。

(2) 村民ニーズ（アンケート調査結果）

① 調査目的

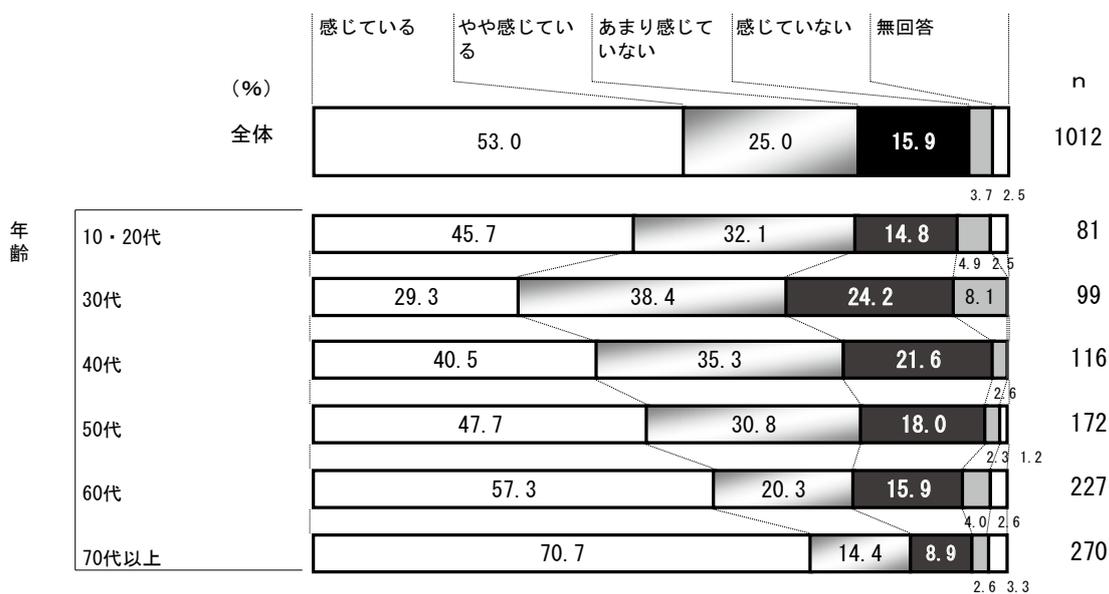
アンケートは、第6次玉川村振興計画（平成28年度～平成37年度）の策定にあたり、村民が村の現状をどのように感じ、これからどのような村づくりを考えているかなどについて、平成27年1月～2月に調査を実施しました。

項目	内容
調査対象	玉川村に居住する18歳以上の住民
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	平成27年1月～2月
調査地域	村内全域
配布数	2,000
有効回収数	1,012
有効回収率	50.6%

② 愛着度

村への愛着度では、“愛着を感じている”は78.0%。一方、“愛着を感じていない”は19.6%となっています。年齢別では、30代の「感じている」割合が30%未満と低くなっています。

愛着度	“愛着を感じている”割合 「感じている」+「やや感じている」割合	78.0%
	“愛着を感じていない”割合 「あまり感じていない」+「感じていない」割合	19.6%



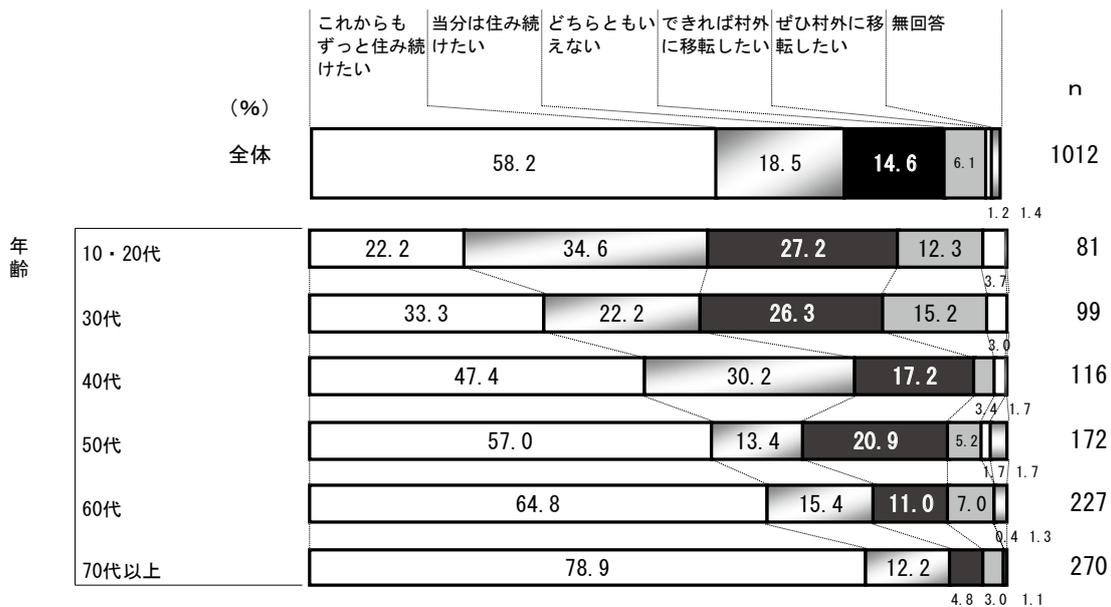
※ グラフ横にある「n」とは、number of caseの略で、サンプル数を表しています。

※ 各年代のn数には、無回答の数を含まないため、内数と全体計が合わない場合があります。

③ 定住意向

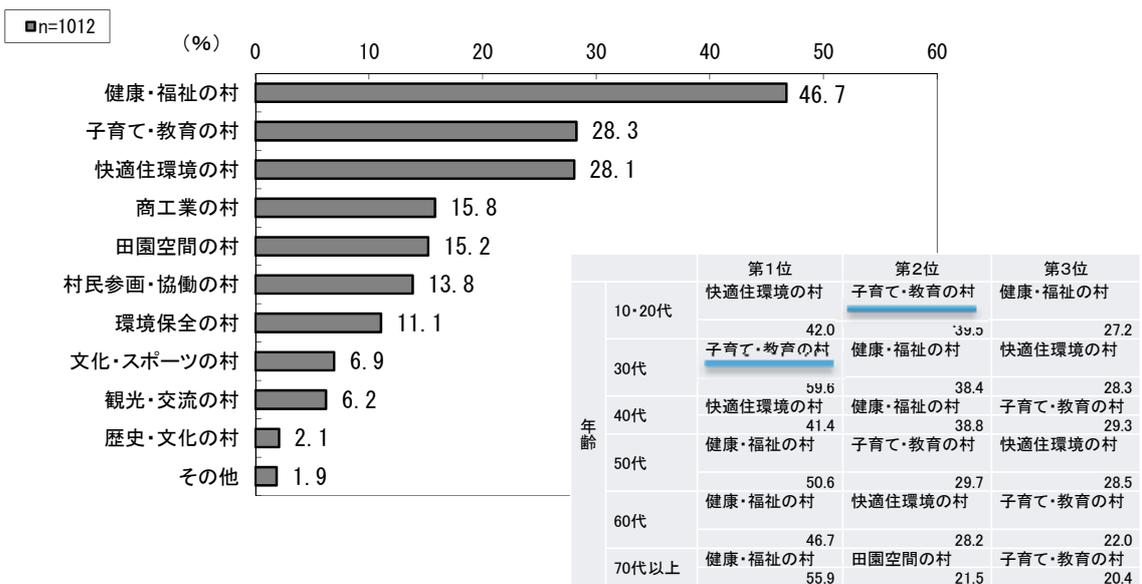
村への定住意向では、“住みたい”は76.7%。一方、“住みたくない”は7.3%となっています。しかし、年齢が低くなるにつれて定住意向は減少していく傾向を示しています。

定住意向	“住みたい”割合 「ずっと住み続けたい」+「当分は住み続けたい」割合	76.7%
	“住みたくない”割合 「できれば村外に移転したい」+「ぜひ村外に移転したい」割合	7.3%



④ 今後どのような特色ある村づくりに期待するか

「健康・福祉の村」が他を大きく引き離して第1位。年代別に見ると10・20代及び30代は「健康・福祉の村」よりも、「子育て・教育の村」の順位が高くなっています。



(3) 第5次玉川村振興計画の評価

第5次玉川村振興計画について、平成26～27年度にかけて、職員による内部評価を行いました。評価方法は、A～Eまでの5段階による達成度評価とし、計画に書かれていることが、計画期間内でどの程度達成できたかを各担当課で確認し、評価を行いました。

この結果、第5次玉川村振興計画後期基本計画の総合評価は、

70.0点 でした。

また、5つの基本目標の評価の平均点は以下の通りとなっており、5年間の計画期間での進捗率は7割となっています。

基本目標		評価点
1	環境にやさしく、快適で安心して暮らせる村づくり	67.1
2	共に支えあい、いきいきと暮らせる村づくり	72.2
3	豊かな人間性、郷土を愛する心を育む村づくり	75.0
4	魅力的で活力に満ちた村づくり	68.8
5	時代の変化に的確に対応できる村づくり	71.9

第6次玉川村振興計画では、こうした評価結果を踏まえて、新たな村づくりの方向性を打ち出しています。

	基本目標	主要施策の項目	施策の項目	評価	担当課
1	環境にやさしく、快適で安心して暮らせる村づくり	(1)自然と共生する環境にやさしい村の実現	①循環型社会の実現	B	住民課
			②自然環境の保全と活用	B	産業振興課
			②自然環境の保全と活用	B	住民課
		(2)美しく住みよい村づくり	①土地利用の推進	C	産業振興課
			②景観の保全・活用	C	地域整備課
		(3)快適性や利便性の向上	①道路等の整備	B	地域整備課
			②交通網の充実	C	住民課
			③福島空港の利活用	C	産業振興課
			④上水道の整備	B	地域整備課
			⑤下水道の普及	B	地域整備課
			⑥公園・緑地の整備	C	産業振興課 (地域整備課)
			⑦住宅環境の整備	B	産業振興課
		(4)安心して暮らせる村づくり	⑦住宅環境の整備	B	地域整備課
			①防災体制の充実	C	住民課
			②消防・救急体制の充実	B	住民課
③防犯体制の充実	A		住民課		
④交通安全対策の推進	B		教育委員会		
		④交通安全対策の推進	B	住民課	
		⑤消費生活対策の促進	C	住民課	

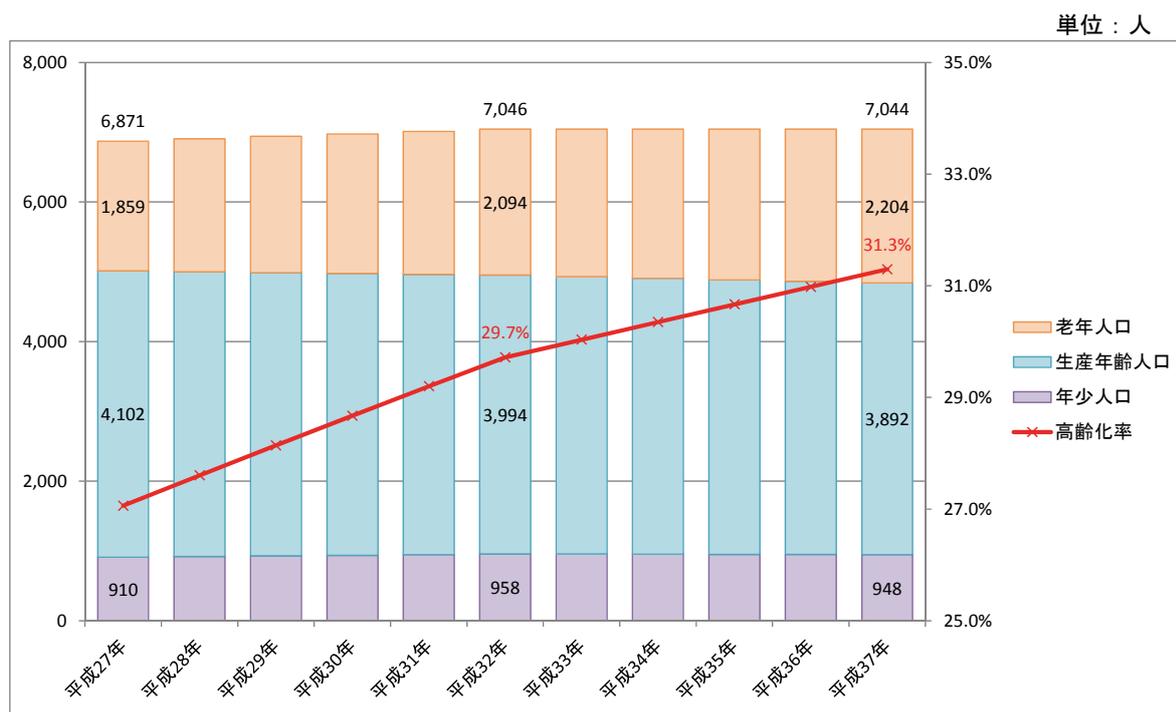
	基本目標	主要施策の項目	施策の項目	評価	担当課
2	共に支えあい、いきいきと暮らせる村づくり	(1)個人を尊重し、共に支えあう福祉社会の実現	①地域福祉の推進	B	健康福祉課
			②高齢者福祉・介護保険サービスの充実	B	健康福祉課
			③児童福祉・子育て支援の充実	B	教育委員会
			③児童福祉・子育て支援の充実	B	健康福祉課
			④障害者福祉の充実	B	健康福祉課
		(2)社会保障制度の的確な運営	①社会保障制度等の充実	A	健康福祉課
			①社会保障制度等の充実	C	税務課
		(3)健康でいきいきと暮らせる生活を支援する保健・医療の充実	①健康寿命の延伸	C	健康福祉課
			②地域医療体制の充実	B	健康福祉課
3	豊かな人間性、郷土を愛する心を育む村づくり	(1)心身の健やかな成長を支援する学習環境の整備	①学校教育の充実	B	教育委員会
			②家庭・地域の教育力の向上と青少年の健全育成	B	教育委員会
		(2)誰もが学べる生涯学習・生涯スポーツの推進	①生涯学習活動の支援	B	教育委員会
			②スポーツ活動の振興	B	公民館
		(3)地域文化の振興	①歴史・伝統・文化の保護・継承	B	教育委員会
		4	魅力的で活気に満ちた村づくり	(1)産業の振興	①農林業の振興
②商業・流通の活性化	B				産業振興課
③工業の振興	B				産業振興課
④観光の振興	C				産業振興課
5	時代の変化に的確に対応できる村づくり	(1)住民と行政との協働による村づくり	①住民参画体制の構築とコミュニティ活動の推進	B	産業振興課
			①住民参画体制の構築とコミュニティ活動の推進	B	総務課
			②男女共同参画社会の推進	C	公民館
			③地域内交流・地域間交流の推進	B	産業振興課
			③地域内交流・地域間交流の推進	B	総務課
		(2)時代の変化に対応した行財政改革の推進	①行政改革の推進	B	総務課
			②健全財政の維持	A	総務課
		②健全財政の維持	C	税務課	

※ 評価点の計算については、A=100点、B=75点、C=50点、D=25点、E=0点として、加重平均をとっている。

6. 人口の見通し

(1) 10年後の目指すべき人口規模

10年後の人口規模は、宅地開発や雇用対策などの移住・定住施策を積極的に講じ、既存住民はもとより、村外から転入してくる人でも働きやすく、子育てしやすく、住みよい環境を構築することで人口増加を目指します。なお、目指すべき人口規模は以下のとおり定めます。



	平成 32 年 (前期計画)	平成 37 年 (後期計画)
目標人口	7,000 人	7,000 人

7. 経済・社会的背景

(1) 「経済財政運営と改革の基本方針2015」に見る日本の重点課題

国は、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」を目的に、公共の無駄を省きながら民間活力を最大限に活かす取組を進めています。これらの取組のキーワードは以下の通りです。

今の日本の課題が見えるキーワード	
高付加価値化の促進	サービス業の生産性向上
規制改革	資源・エネルギー
農林水産業の成長産業化	観光の促進
T P P	企業のグローバル市場開拓
I T・ロボットによる産業構造の改革	医療等分野のI C T化
女性が働きやすい制度	若者の活躍促進
生涯現役社会の実現	2015年度からの5年間を「少子化対策集中取組期間」
子どもの貧困対策	
総合的な教育再生	文化芸術立国、スポーツ立国
稼ぐ力、地域の総合力、民の知見	地方分権改革
国土強靱化	防災・減災
地球温暖化対策、循環型社会形成	消費者の安全・安心確保

(2) 人口減少・超少子高齢社会の到来

国は、人口急減・超高齢化に対する危機意識を国民全体で共有し、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指しています。とりわけ、地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が必要であり、このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備することとしました。

本村においても長期人口ビジョン及びまちひとしごと創生総合戦略を策定の上、人口減少対策に全村的に取り組む必要があります。

(3) 減災力の必要性の高まり

2011年（平成23年）3月、三陸沖を震源としたマグニチュード9.0の東日本大震災が発生しました。県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震

度6強を観測しました。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生しました。

本村においては、これまで台風による豪雨被害があり、平成23年9月には台風15号により戦後最大級の豪雨被害に見舞われ、阿武隈川堤防が越水により破堤するなどの被害を受けました。

災害対策はあらゆる状況を考慮して、今後もハード面だけでなく、ソフト面においても充実し、減災力を高めていく必要があります。

(4) 地方分権社会への取組

地方分権改革は、平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」から20年以上が経過し、この間、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）など、数多くの具体的な改革が実現されてきました。

玉川村においても、事業が国や福島県から移譲される中、ここ数年、60名程度の職員数¹で行政運営を維持しています。

「個性を活かし自立した地方をつくる」地方分権改革へと、新たなステージに変化した今、職員だけでなく、村民とともに、地域の元気をつくり、住民サービスの質を向上させる能動的な取り組みを継続していく必要があります。

(5) 地域コミュニティの希薄化

本村においては、地域コミュニティの希薄化は、他地域と比べて低下の度合は小さいですが、徐々に低下の傾向が見られます。災害による被害を最小限に食い止めるためにも、村民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実など、地域コミュニティの自主性と自立性が今まで以上に重要になってきています。

¹ 保育士・幼稚園教諭を除いた数

8. 現状と課題

(1) 人口減少対策

本村においても、少子高齢化・人口減少は大きな課題と言えます。村民が安心して働き、老後も子や孫と安心して暮らせる環境を維持していくためには、若者の雇用の場の確保や既存事業所の振興、魅力ある農業の振興など、産業振興策を大胆に講じていくとともに、子育て世帯の経済的支援や子どもの遊ぶ場所の確保など、子育てしやすい環境づくりや若者に魅力のある村づくりを進めていく必要があります。

(2) 地域産業の振興

農業においては、農業者の高齢化及び後継者不足、TPPによる農業衰退の加速化、鳥獣被害の拡大、耕作放棄地の再生、商工業における商店街の再生、工業団地への誘致・製造業の村内留置、観光における大規模イベントに頼らない年間を通じた集客、6次産業化、創業・起業環境の整備等が課題となっています。

(3) 道路・交通網の有効活用

あぶくま高原道路が平成23年3月24日に全線開通し、東北自動車道矢吹ICと磐越自動車道小野ICが結ばれました。本村には福島空港があり観光にも利用され、さらに工業団地の利便性も高まったことから、交通利便性を活かした村づくりを推進していく必要があります。

(4) 住宅環境の整備

定住・移住を推進していくためには、住宅環境の整備が欠かせません。比較的優れた立地特性を有している本村では、民間による住宅開発も進められる一方、公営住宅の老朽化や空き家の増加も見られます。定住・移住を促進するためにも、ニーズの高い事業を計画的に実施していく必要があります。

(5) 計画的な土地利用の推進

村の西部は国道118号が通り、沿線上は平たんな土地になっています。一方

村の東部は自然豊かな中山間地となっており、都市的な開発と自然を生かした土地利用を計画的に進めするため、法的な規制も考慮しつつ実現性のある方策を講じていく必要があります。

(6) 教育

平成 28 年度開園となる認定こども園の運営について、これまで実施してきた「玉川村らしい保育・教育」を継承するため、村・村教育委員会・玉川村社会福祉協議会が連携を密にして進めていく必要があります。

また、小中学校の今後の在り方については、玉川村小中学校の在り方検討委員会の意見を踏まえ、村・村教育委員会で方向性を定めていくこと必要があります。

(7) 防災

東日本大震災を契機に、村民全体の防災意識が高まり、災害時の防災メールの整備や、震災で得た教訓を踏まえた地域防災計画の策定・改定を行っています。地域防災には、消防団等の自主防災組織が重要な役割を担っていますが、慢性的な人材不足が生じ、今後の在り方の検討が必要になっています。引き続き防災体制の強化を図り、防災訓練等の実施など、さらなる地域防災力の強化に努め、安心安全な村づくりを推進していく必要があります。

(8) 生活基盤

上下水道については、平成 27 年度から上水道事業と簡易水道事業の経営統合を行い、良質な水の安定供給に努めています。しかし、上水道の未普及地域の整備検討や、水源地の確保、老朽管の更新など、多額の費用がかかるため、計画的な取組が必要です。

下水道においては、計画地域における整備を計画的に進めていくとともに、合併処理浄化槽や農業集落排水事業の普及を図り、河川等の水質がきれいに保たれる環境づくりを推進していく必要があります。

(9) 健康・福祉

『健康の駅たまかわ』は、村民の健康増進や健康寿命の推進を図り、村民の健康交流の拠点として、村民の関心・意識も高まりつつあります。しかし、が

ん検診の受診率が伸び悩んでおり、メタボリックシンドロームの該当者割合も県平均より高いなどの課題があり、身近な場所で気軽に取り組める健康づくりを推進していく必要があります。

福祉においては、独自ボランティア団体が増加してきているなど、地域福祉の体制が構築されつつあります。今後、少子高齢化が一段と進むことが予想される中、福祉の担い手の確保と、専門家が連携して支えあう社会を構築していく体制を一層強化していく必要があります。

(10) 地域づくり

本村では、花いっぱい運動が定着し、協働の礎として活動が展開されています。しかし、近年、各行政区においてリーダーの後継者不足が課題となっており、若い世代が参加しやすい行政区活動の環境づくりも必要になっています。このため、行政運営の情報開示を推進し、村民との信頼関係を築きつつ、若い世代の村づくりへの関心を高めていき、村民の意見を取り入れながら、村民とともに地域づくりを行っていくことが課題です。

(11) 財政力

本村は、実質公債費比率や将来負担比率が県内の市町村と比べると比較的高く、地方債現在高は平成 26 年度末現在で約 37 億 5 千万円あります。このため、財政規律を今一度改め、規模に見合い、かつ将来を見据えた財政運営を断行していくことが必要です。

今後、既存の事業の見直しや公共施設の適正管理、計画的な土地利用など、事業の優先順位をつけていくとともに、企業誘致や不要な土地の売却など、新たな財源を確保していく必要があります。

また、税金の徴収体制の強化を推進し、適正な税収確保に努めていく必要があります。

9. 課題の整理と今後の発展方向



II 基本構想

1. 村づくりの基本理念

人口減少社会の今、村の維持・発展のためには地域の総合力が今まで以上に求められていることから、今後の村づくりの基本理念を以下のように定めることとします。

村民と 共に歩み育む 心豊かな村づくり

これからの 10 年間で村民と行政が一体となった協働による村づくりを推進することで、村民すべてが心豊かで過ごせる地域社会を実現することを基本理念とします。

2. 将来像

あす 未来が輝く村づくり “元気な” たまかわ

本村の未来を輝かしいものにするためには、今まで以上にすべての村民や本村で働く人たちが“元気な”村づくりをしていきます。

活力や活気のある玉川村を作り上げるため、地域の歴史や先人の知恵、苦労や失敗を知り、玉川村の未来を考え、進取の気性を持ち、実行・実践していく姿勢を将来像に込めています。

3. 施策の大綱及び基本目標・主要施策の体系

(1) 施策の大綱

① 皆で支えあう福祉の村づくり

本村では、子どもや高齢者や障害者、その家族などの福祉サービスをきめ細かく行っています。また、「健康の駅」などの健康づくりの拠点施設も充実しています。

近年では、こうした福祉活動を行うボランティア団体が増えつつあるほか、中学生の福祉施設における職場体験を行うなど、福祉を通じた協力の輪が広がっています。

本村の高齢化と少子化は進行中であり、今後も福祉サービスを必要とする村民は増えることが予想されています。今後も福祉の輪が広がるような環境整備に努めるとともに、きめ細かな福祉サービスを提供し、誰もが本村に住んでよかったと思える福祉の村づくりを推進します。

② 環境にやさしい安全・便利な村づくり

生活雑排水の減少により、水質は向上し、阿武隈川でも鮎が見られるようになりました。しかし、不法投棄対策やごみのさらなる減量化などによって、環境はさらによくなる可能性があり、子孫に豊かな自然をつないでいく使命を全村民が共有し行動に移していくため意識の高揚を図ります。

また、計画的な土地利用を推進するとともに、公共交通の利便性を充実し、利用されていない土地や空き家の活用を図っていくことも求められています。

さらに、消防・防災や交通安全対策、消費者保護など、身近な危険から人命・財産を守っていく取組を強化していきます。

③ 活力のある村づくり

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本村の農林業は風評被害などで大きな打撃を受けました。増え続ける耕作放棄地への対策と担い手不足への対応は喫緊の課題です。

一方、商工業においては国道 118 号やあぶくま高原道路、福島空港といった立地特性を最大限に利用した振興策を推し進めるとともに、ICT の活用や近代化支援を充実していく必要があります。また、買い物弱者対策など、村内商業・

サービス業の振興を図っていく必要があります。観光においても戦略的な視点のもと、村内の景勝地やさるなしをはじめとする特産品・地域文化などの観光資源をPRしていくとともに、広域的な連携による観光施策を講じていく必要があります。

本村で働く人が老若男女問わず、輝けるような雇用環境の整備に努めます。

④ 人を育む村づくり

認定こども園・小学校・中学校において、保育・幼児教育及び学校教育の連携強化を推進し、知・徳・体のバランスの取れた子どもを育成していきます。

また、確かな学力を定着させるため、生活習慣の定着と学習習慣の確立、学校間交流や教師間交流の推進、ICT*教育の活用と調べ学習の強化など子どもが成長できる環境を充実させていく必要があります。

公民館においては“本物“の文化・芸術・スポーツが体験できる取組を行うなど、個性的で魅力のある生涯学習講座を展開していきます。

さらに、地域の歴史や伝統を守り続け、多様な人材を育てるためにも、文化度の高い教育・文化施策を展開していきます。

⑤ 交流と協働の村づくり

本村は美しくきれいな花が訪れる人を迎える「花いっぱい運動」を継続して実施しています。四季の花が道路脇に咲き、清潔さと美しい景観が維持されるこの取組は、各地区における協働のシンボルです。

各地区の個性を生かした村づくりを進め、協力し合いながら地域のことは地域で課題解決できるまとまりある協働自治の仕組みづくりを支援していきます。

また、村政運営については、次世代に負担を回さないよう、公共事業におけるムリ・ムダ・ムラを極力排除し、村民との協働の村づくりを基本に、近隣市町村とも広域的な協力関係を構築します。

※ICT：IT＝情報技術に、通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉

(2) 基本目標・主要施策の体系

5つの基本目標、34の主要施策の項目を計画的に進めていきます。

基本目標		主要施策の項目	
1 皆で支えあう福祉の村づくり		1	保健・医療の充実
		2	社会保障制度の適切な運営
		3	児童福祉・子育て支援の充実
		4	地域で支えあう福祉の推進
		5	障害者福祉の充実
		6	高齢者福祉の充実
2 環境にやさしい安全・便利な村づくり		1	環境衛生の充実
		2	自然環境の保全と循環型社会の構築
		3	安全で安定した水道水の供給
		4	公園・緑地・水辺の整備
		5	下水道・排水処理施設の整備
		6	合理的な土地利用の推進
		7	居住環境の整備と空き家対策の推進
		8	道路・交通ネットワークの整備
		9	消防・救急体制の充実
		10	防災体制の整備
		11	交通安全・防犯対策の充実
		12	消費者対策の充実
3 活力のある村づくり		1	農林業の振興
		2	商業の振興
		3	工業の振興
		4	雇用・勤労者対策の充実
		5	観光資源の創造と観光客誘致の推進
4 人を育む村づくり		1	学校教育の充実
		2	青少年の健全育成
		3	生涯学習の推進
		4	スポーツの振興
		5	地域文化活動の推進と文化財の活用
		6	交流活動の展開と国際化への対応
5 交流と協働の村づくり		1	コミュニティ(地域社会)の育成
		2	協働の村づくりの推進
		3	男女共同参画の推進
		4	行財政改革の推進
		5	広域行政の推進
地方創生総合戦略における重点プロジェクト(人口減少対策)		1	元気な産業応援プロジェクト
		2	選ばれる村づくりプロジェクト
		3	子育て世代応援プロジェクト
		4	元気な地域づくりプロジェクト

基本計画

Ⅲ 基本計画

1. 皆で支えあう福祉の村づくり

1-1 保健・医療の充実

現況と課題

近年、本村の死亡原因は、がんによる死亡率が第1位となっており、中には50代や60代の働き盛り世代のがん死亡も見られます。また、胃がんや大腸がん等、検診によって早期発見が可能ながんによる死亡が毎年見られます。

二次予防を推進するため、検診実施期間の延長や追加健診の実施等、受診機会を拡大し、村民の利便性の向上に努めていますが、特定健診及びがん検診の受診率は伸び悩んでいるのが現状です。

また、がん検診精密検査の未受診者に対しては、検査費用の一部助成や個別の受診勧奨を行っていますが、毎年未受診者が見られます。

統計データでは、村民の塩分摂取量は国の基準を超えています。塩分は生命維持に欠かせないものですが、過剰な摂取は体に悪影響を及ぼし、高血圧を引き起こし、心臓病や脳卒中等の生活習慣病の原因になります。本村の高血圧症の受診率は高く、件数・医療費共に最も多くなっているため、食生活改善推進員と連携し、減塩に重点を置いた一時予防事業を行っています。

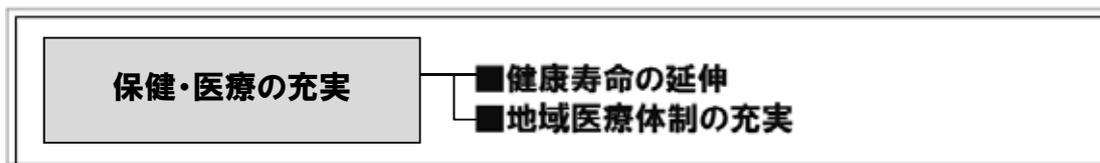
日頃の健康づくりと、早期発見・早期治療による健康寿命の延伸を図るため、「健康の駅たまかわ」を健康づくりの拠点とし、さらなる健康づくりへの機運づくりと体制整備を行う必要があります。

基本方針

一次予防（生活習慣病の発症予防）と二次予防（疾病の早期発見と早期治療による重症化予防）の推進により、村民の生活の質の維持向上・働き盛り世代の死亡の減少・村民の健康寿命の延伸を図ります。

また、「健康の駅たまかわ」を拠点として、健康づくりや体力づくり、生活習慣の改善を推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 健康寿命の延伸

生活習慣の改善を推進し、生活習慣病の発病を予防するため、健康の駅たまかわを拠点とした健康づくりの推進と村民が楽しんで事業に参加出来る環境整備を図るとともに、地域の健康づくりの担い手の育成と活動支援を行います。

また、特定健診やがん検診の受診率を向上させ、疾病の早期発見・早期治療による生活習慣病の重症化を予防し、働き盛り世代の死亡率の減少に努めます。

(2) 地域医療体制の充実

地域医療の中核である公立岩瀬病院や地元医師会との連携を強化し、地域の安定した医療の確保に努めます。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
特定健診受診率	%	51.0	65.0	40歳～74歳の国保加入者の受診率
がん検診受診率	%	肺がん 42.1 胃がん 23.5 大腸がん 34.1 子宮がん 28.4 乳がん 24.4	50 40 40 40 40	肺がん検診(40歳以上)、胃がん検診(40歳以上)、大腸がん検診(40歳以上)、子宮がん検診(20歳以上)、乳がん検診(40歳以上)の受診率

主要事業

事業名	事業の概要
特定健康診査事業	集団健診、1日人間ドックの実施 内臓脂肪症候群該当者には、特定保健指導を実施
がん検診事業	肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診等の実施
健康の駅事業	健康増進や介護予防に関する講習会、相談会の実施と健康づくりに取り組む住民の交流促進と情報発信

1-2 社会保障制度の適切な運営

現況と課題

【国民年金】

国民年金制度は、老後の生活を支える基盤となる制度であるという理解を深めることや、私たちの生活は社会全体で支え合っているという意識の定着を図ることが必要です。

【国民健康保険】

国民健康保険制度等の各種医療制度は、構成員である加入者の低所得化及び高齢化に加え、生活習慣病の増加や医療技術の高度化による高額医療等の影響、さらには国民健康保険税の未納額の増加等により、安定的な運営が難しい状況となっています。

現在、福島県においては国民健康保険制度の県下統一の動きが進んでいますが、現時点において、統一後も地域ごとの医療に基づき保険料を市町村単位で算定することとなるため、加入者の保険料負担を軽減するためには、疾病予防や介護予防の取り組みと医療費の適正化を図る必要があります。

【介護保険】

介護保険は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった高齢者等に、必要な介護サービスに係る給付を行う制度です。今後の高齢化社会の進展に比例して、介護保険利用者は増加し、介護保険の負担が増えることが予想されます。そのため、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、高齢者の健康づくりを支援する取り組み等により、介護保険制度の持続可能な運営体制を構築する必要があります。

【生活保護】

生活保護制度は、様々な事情で生活に困窮している人々に対して、その生活を保障する制度ですが、同時に自立できるよう支援することも目的としています。近年、生活保護受給者は、ほぼ横ばいの状況で推移しており、また、失業等による生活困窮者も減少している傾向が見られます。高齢化や病気等による生活困窮者の割合が増えている状況です。

基本方針

すべての村民が健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、社会保障制度の適切な運用と住民理解の浸透に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 国民年金の啓発

広報誌やパンフレットの活用、年金相談の充実等を通じ、国民年金制度に関する村民の理解と認識を深めるとともに、未加入者の加入促進に努めます。

(2) 国民健康保険事業の健全化の推進

医療保険制度の周知を行うとともに、保健事業と連携した健康づくりの推進はもとより、ジェネリック医薬品の利用促進やレセプト点検調査等による医療費適正化対策や納税意識の啓発、高額滞納者等に対する納税指導、滞納整理の実施等による国民健康保険税の収納率向上対策を推進し、国民健康保険事業の健全な運営に努めます。

(3) 介護保険制度の推進

高齢者等の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、サービスの給付に努めます。また、要介護状態にならないよう健康増進事業等と連携した介護予防事業を推進します。

(4) 低所得者福祉の推進

生活保護世帯の経済的自立と生活意欲の向上を促すため、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
生活保護世帯からの自立件数	世帯	—	5	生活保護世帯から一般世帯への移行件数
国民健康保険税収納率	%	91.18 (平成 26 年度)	93.00	現年度分収納額の割合

主要事業

事業名	事業の概要
国民年金法定受託事務	届出の受理及び報告、任意加入及び脱退申請の受理及び審査、裁定請求の受理及び審査、障害基礎年金改訂請求の受理、年金保険料及び学生納付特例等の受理及び事実の審査、被保険者又は受給権者に係る届出の受理及び事実の審査
生活保護相談業務	生活困窮者からの相談業務を行う。
国民健康保険制度の周知PRと適正な運用	広報やチラシ等を利用し住民へ周知を図る。
国民健康保険税収納率向上対策	保険証更新時に国保税未納者に通知し、納税相談を実施する。
介護予防の推進	健康の駅の活用推進。各地区公民館単位での高齢者サロンや運動クラブの充実と介護ボランティアや指導者などの人材育成。高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、健康づくりを支援する取り組み。

1-3 児童福祉・子育て支援の充実

現況と課題

本村の人口は、年少人口については緩やかながら減少傾向、高齢者の比率は微増で推移しており、全国的にみられる少子高齢化の進行が伺えます。また、核家族化や地域のつながりの希薄化も進む中、子どもたちの成長への様々な影響が懸念されています。

社会情勢の変化等により、保護者の多様な働き方が求められる現状にあつては、待機児童の解消、多様な保育サービス・ニーズへの対応、子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減など、子育て支援の充実が求められています。

子どもの健全育成を図るうえでは、子ども自身が抱える問題や家庭・親、学校等が抱える問題解決への努力、また、児童虐待をはじめとして深刻化・複雑化する相談内容に対応すべく相談体制の充実整備、子ども同士の交流・学習機会の創出など様々な施策を講じることが必要とされています。

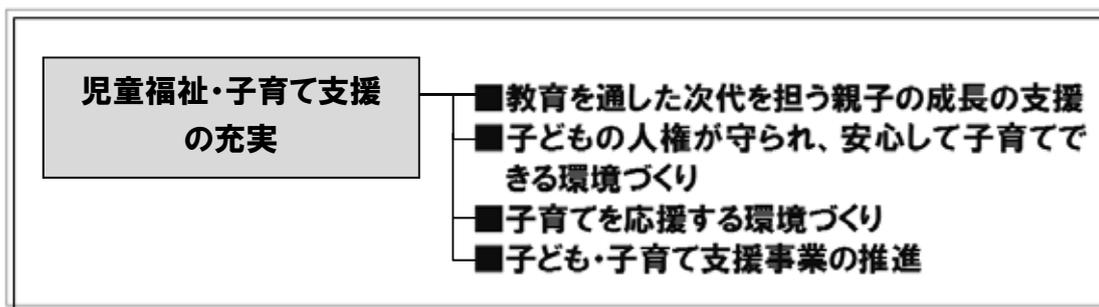
本村では、平成22年に策定した「玉川村次世代育成支援行動計画後期計画」において、「すべての親がゆとりをもって子育てができ、地域全体で子どもを見守るむら・たまかわ」を基本理念に掲げ、子育て支援に関する各種施策に取り組んできましたが、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」開始に伴い、本計画と新たな「子ども・子育て支援事業計画」との一体的な計画である「元気なたまかわ 子育て支援プラン」を平成27年3月に策定しています。

振興計画においても、この基本理念を継承することとし、これまで村が取り組んできた子育て支援の取り組みを一層充実させながら、地域全体で子育てを支え、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことに努める必要があります。

基本方針

- すべての子育て家庭を対象に、多様なニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。
- 子育てに伴う心理的・肉体的な負担軽減を図るため、子育て相談の機会や親同士が交流できる環境を整備し、支援体制の拡充に努めます。
- 子どもの健全な成長を地域全体で見守る体制を整えるとともに、子どもを事故や犯罪から守り、安全で安心できる環境づくりに努めます。
- 子育て家庭が安心して子どもを産み、育てることができるよう、育児に要する経済的負担の軽減に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 教育を通じた次代を担う親子の成長の支援

次世代を担う子どもたちが、個性や能力を伸ばし、思いやりの心や郷土愛を育み、心身ともに健やかに成長できるよう創意工夫した特色ある学校教育や就学前教育の充実に努めます。さらに、地域とのつながりの中で信頼される学校づくりに努め、学校・家庭・地域が連携し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力向上を目指して取り組みます。

また、共働き家庭の増加に伴う多様な保育ニーズ、子育ての不安、負担を取り除くために、安心して子育てができるよう、地域の子育て支援サービスの充実に努めるとともに、情報交換や情報提供、気軽に相談できる体制づくりを推進します。

(2) 子どもの人権が守られ、安心して子育てできる環境づくり

近年、大きな社会問題となっている児童虐待については、早期発見・対応に努めることで未然防止を図り、要保護児童に対しての支援・対策の効果的な推進を図ります。また、子どもを事故や犯罪から守るため、地域全体で安全で安心できる環境づくりに取り組みます。さらに、親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で健やかに生まれ育つように、保健・医療・福祉などの各分野で連携しながら母子保健事業を展開します。

また、次代の親となる子どもたちの心身の健康づくりのため、食育や思春期保健対策を推進するとともに、子育てを行うことができるよう、学校とこども園が連携して乳幼児との触れ合い活動を推進し、家族の役割や命の尊さなどについて学習する機会の充実に努めます。

(3) 子育てを応援する環境づくり

子育てと仕事の両立ができる職場環境づくりを推進するため、地域住民や職

場に対して「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の考え方の普及・啓発に取り組みます。

また、支援が必要な子育て家庭に対し、安心して子育てができ、子どもを健やかに育てることができるよう、ひとり親家庭への生活支援や発達障害等をもつ子どもとその家庭への相談体制の充実を図ります。

(4) 子ども・子育て支援事業の推進

子ども・子育て支援新制度の導入により、

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、
- ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、
- ③地域における子ども・子育て支援の充実に向けた取り組みを推進します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
地域子育て支援拠点事業の充実	1箇所	0	1	拠点事業施設の設置個所数

主要事業

事業名	事業の概要
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行う。
延長保育	保育認定を受けた子供について、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園で保育を実施する。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労等により昼間保護者の不在となる家庭の小中学生に対し、遊びを主とする活動を通じて児童の育成と保護者の就労を支援する。
奨学金事業	経済的な理由により進学に支障をきたしている生徒に対し、進学費用を支援する。

1-4 地域で支えあう福祉の推進

本施策は、社会福祉法第107条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。

現況と課題

急速な少子高齢化の進行による一人暮らし高齢者世帯の増加や、家庭や地域社会の機能の変化に伴い、住民福祉へのニーズは多様化し、各種福祉施策の充実と共に地域の支え合い、助け合いの重要性が高まっています。

また、行政が行う福祉サービスばかりでなく、社会福祉協議会、NPO、ボランティア、民間企業などが担う多元的サービスが展開されている現在、地域住民が主体的に取り組む福祉活動を進めていく必要があります。

本村では、独自の福祉活動を展開するボランティア団体が増加しつつあり、中学校の総合学習での職場体験が福祉施設でも実施されるなど、福祉に関わる人材の育成に努めてきました。社会福祉協議会におけるボランティアセンター機能充実を支援し、増加し続ける福祉ニーズに対応する多様な人材育成・確保を図っていく必要があります。

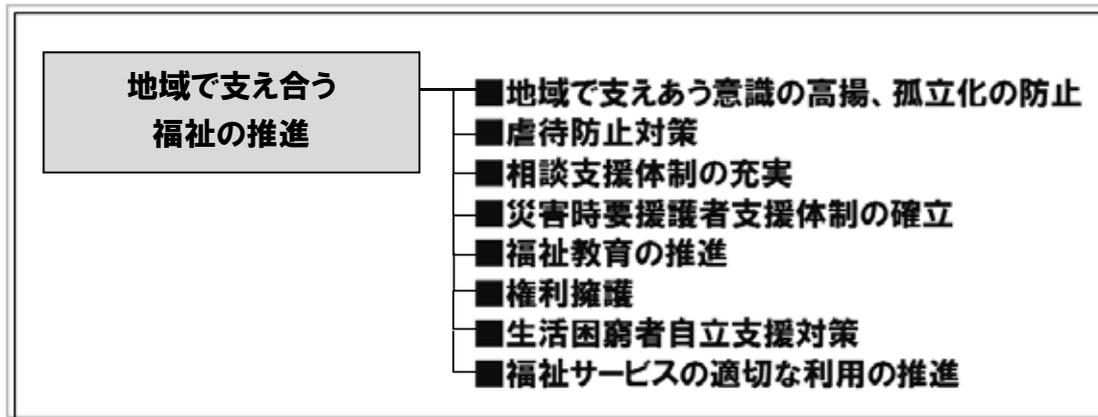
基本方針

利用できる福祉サービスの情報提供の充実を図り、村民の交流を密にし、孤立化防止に努めます。また、地域におけるコミュニケーションを活性化し、見守り体制や相談機能体制の強化を図ります。

さらに、災害時要支援・要援護者台帳の整備を図り、災害時に迅速な行動ができるよう体制整備を行います。

ボランティア活動団体の立ち上げや育成を支援し、地域福祉を担う人材の育成・確保を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 地域で支えあう意識の高揚、孤立化の防止

地域住民が互いに支えあい、安心して暮らせる地域コミュニティを再生・構築します。また、地域の福祉活動リーダー・ボランティアの育成を図ります。

地域福祉を推進するためには、地域で暮らす誰もが地域の一員であり、それぞれが尊重しあい、ともに生きる、福祉の意識を高めることが重要です。誰もが地域福祉を担う主体であるという認識のもと、地域の課題への関心や理解を持ち、課題解決のために積極的に活動できる地域づくりを推進します。

(2) 虐待防止対策

高齢者・障害者虐待及び配偶者等暴力防止対策連絡協議会及び村要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止のネットワークを強化し対策に努めます。

各機関（団体）の役割を明確にしながらか虐待（児童、高齢者、障害者、配偶者等）の未然防止、早期発見・対応に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

高齢者・障害者・児童・子育て支援等の相談窓口を一元化しさらなる充実を図ります。

(4) 災害時要援護者支援体制の確立

災害時要援護者台帳の登録者から、関係機関への情報提供について同意を得た上で活用します。様々な災害を想定し、消防団、行政区、民生児童委員、その他の地域組織（団体）等との連携を密にします。災害時要援護者の所在が地図上でわかるよう災害時要援護者マップを作成します。

また、指定福祉避難所を広く周知し、災害時の支援体制の強化を図ります。

(5) 福祉教育の推進

福祉教育の充実を図り、人材の育成に努めます。また、福祉教育により得た経験を具体的に行動に移すことができるよう、環境づくりを推進します。

(6) 権利擁護

高齢者や障害者等の権利擁護として、成年後見制度の利用を支援します。また、地域包括支援センターにおける権利擁護や、介護保険法、障害者総合支援法における成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。

(7) 生活困窮者自立支援対策

生活保護に至る前の生活困窮者への支援を強化します。

(8) 福祉サービスの適切な利用の推進

利用者個々人の状態にあった情報を提供し、福祉サービスの適切な利用に努めます。また、高齢者のみの世帯や障害者のみ世帯等で、自動車等の運転が困難で買い物等に支障をきたしている「交通弱者」について、福祉サービスで対応できる支援施策を検討します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
相談窓口の設置	箇所	1	3	相談が可能な窓口等の 設置数
ボランティア養成講座	回数	3	5	年間に開催する養成講 座の数
福祉避難所	箇所	1	3	福祉避難所として指定 する施設の数

主要事業

事業名	事業の概要
ボランティア養成講座	各行政区ごとに、高齢者が気軽に集える場（健康サロン）を立ち上げているが、そのサロンのリーダーとなる介護予防ボランティアを養成する。
一元化相談体制の確立	住民が求める福祉に関する情報をワンストップ窓口で提供できる体制を整備する。
福祉サービスの適切な利用推進	サービス計画に則した、個々に合わせたサービス支援を提供する。

1-5 障害者福祉の充実

現況と課題

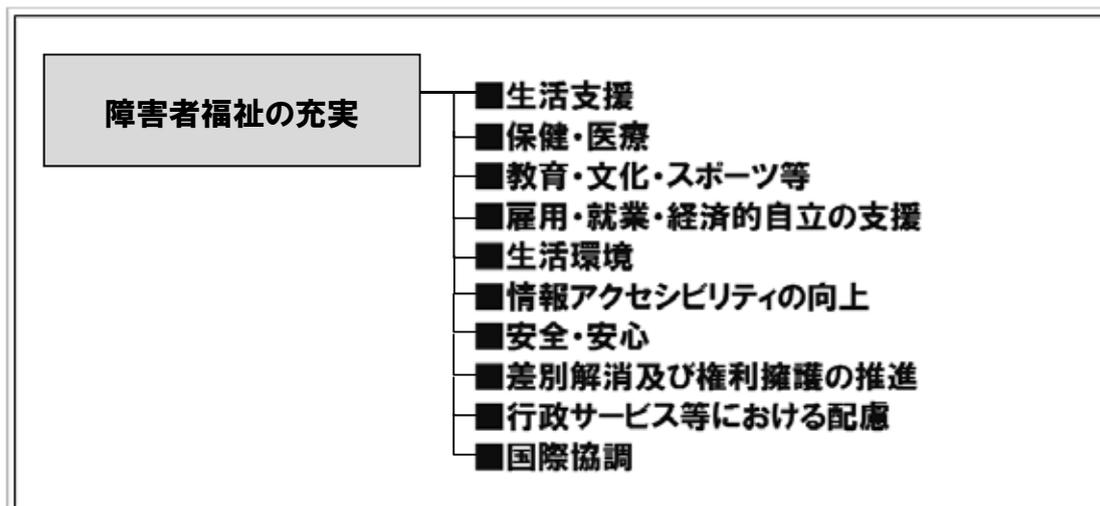
障害者の抱える生活課題が増大、多様化しているため、自立と社会参加を支えていくには、「身近な相談場所」・「専門的な相談窓口」が必要とされています。

また、施設入所者の地域生活への移行、精神科病院から地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行を促進するためには、地域で自立した生活を送るために、障害者の就業が大きな課題となっています。

基本方針

障害者が、地域で自立し安心して暮らすことができよう支援するための拠点整備や相談体制の強化、就労環境の充実、差別のない地域社会の形成を目指し、障害福祉計画において定めた目標達成に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 生活支援

障害者が身近な場所で必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受け、様々な社会活動に参加できるように、障害福祉サービスをはじめとする生活を

支えるための支援を行います。

(2) 保健・医療

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図ります。また、障害者の地域移行を推進するため、保健・医療環境の整備に取り組みます。あわせて、難病についての啓発に努めます。

(3) 教育・文化・スポーツ等

障害の特性や年齢に応じたきめ細かな療育や教育が適切に行われ、各自の持つ適性や能力が十分に発揮できるよう支援を行います。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

(4) 雇用・就業・経済的自立の支援

働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、各個人の能力等を把握しながら希望する就労の実現支援や、一般就労が困難な方には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように支援します。

(5) 生活環境

障害者も安心して生活できる住宅の確保、道路、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、障害者に配慮した村づくりを推進します。

(6) 情報アクセシビリティの向上

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの確保・向上に努め、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実を図ります。

(7) 安全・安心

障害者が地域で安全・安心して生活することができるよう、日頃からの見守り・地域安全活動と防災・防犯対策を推進します。また、消費者被害からの予防対策を推進します。

(8) 差別解消及び権利擁護の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止や、障害者の権利擁護のための取り組みを進めます。あわせて、障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

(9) 行政サービス等における配慮

障害者が適切な配慮を受けることができるよう、村職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるように配慮します。

(10) 国際協調

国際障害者年で掲げられた「完全参加と平等」のスローガンに基づき、国・県等の障害者分野における国際的な取り組みに可能な限り参加し協力支援を図ります。

また、平等な情報提供や文化芸術活動、スポーツ活動等の分野で障害者支援を図ります。

(日本は、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の締結に向け、批准に必要な国内法の整備を始めとする障害者施策の抜本的な見直しを行い平成 26 年 1 月に条約が批准されました。)

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
施設入所者の地域生活への移行	人	0	2	第 4 期障害福祉計画 参照
地域生活支援拠点等の整備	か所	0	1	第 4 期障害福祉計画 参照
福祉施設から一般就労への移行等	人	1	4	

主要事業

事業名	事業の概要
障害福祉サービス支給事業	障害者総合支援法に基づくサービスの提供・給付等を行う。
地域生活支援事業	障害者が地域で暮らすための支援を行う事業

1-6 高齢者福祉の充実

現況と課題

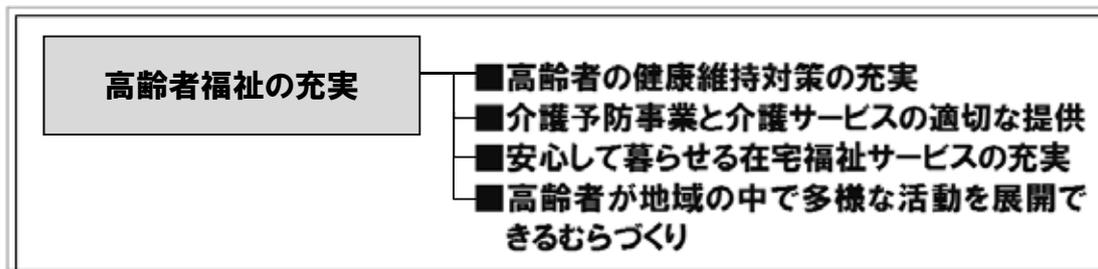
本村の高齢者数は増加傾向にあり、平成27年は1,856人(高齢化率 27.3%)となっていますが、平成37年には2,160人(高齢化率 36.5%)になることが見込まれます。また、要支援、要介護者も増加傾向にあり、平成27年は306人でしたが、平成37年には410人にまで増加することが見込まれます。²

高齢化に伴い、認知症高齢者の増加や高齢者単身世帯(独居高齢者)の増加、高齢者のみ世帯の増加(平成26年 194世帯 全世帯の10%)が見込まれることから、介護保険給付費や医療費の増加(保険料の増加)が懸念されます。

基本方針

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して元気に暮らし続けることができる村づくりを推進します。また、自分らしく生きがいをもって暮らせるよう、社会との交流、地域での支え合いの促進に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 高齢者の健康維持対策の充実

高齢者が要支援・要介護状態にならずに地域の中で生活できるよう、健診体制を整備し、健康づくりが実践できる環境をつくります。

(2) 介護予防事業と介護サービスの適切な提供

介護予防の充実を目指して、地域包括支援センターの機能の強化や介護拠点の充実を図ります。「健康の駅」の活用推進、各地区公民館単位での高齢者サロ

² 住民基本台帳人口による推計(第6期玉川村高齢者福祉計画・玉川村介護保険事業計画より)

ンや運動クラブの充実ボランティアや指導者などの人材の育成を図り、介護予防の充実に努めます。また、地域の中で必要なサービスを安心して受けられる体制を強化します。

(3) 安心して暮らせる在宅福祉サービスの充実

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において生活していけるように、高齢者の通院、買い物等の外出支援や住宅の改修など、地域支援サービスの充実を図ります。また、村内の各団体やボランティアを活用し地域全体で高齢者を見守る体制を強化します。

(4) 高齢者が地域の中で多様な活動を展開できるむらづくり

高齢者が地域の中で、生きがいを持って活動し、社会活動や文化活動などに積極的に参加できるむらづくりを推進します。公民館や元気スポーツクラブ等の事業を充実し、高齢者が自ら実施するボランティアの場の創設に努めるとともに、就労を支援していきます。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
介護予防の高齢者サロンの増加	数	7	12	村内に存在する自主グループや運動サロンの数
要介護認定率の抑制	%	17	19	高齢者数から見た要介護認定者の割合
生きがいを持って生活できている高齢者の増加	%	79.6	90	ニーズ調査で生きがいがあると答えた割合

主要事業

事業名	事業の概要
介護保険給付	要支援・要介護認定者に適切な介護サービスを提供
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援相当者への訪問介護、通所介護事業の提供。一般住民への介護予防事業の提供
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターの運営（玉川村社会福祉協議会に委託）
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置、生活支援体制整備協議体の設置
認知症施策推進事業	認知症初期集中支援チームの設置

2. 環境にやさしい安全・便利な村づくり

2-1 環境衛生の充実

現況と課題

現在、ごみ収集は、5種17分別で行っており、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみはステーション方式、粗大ごみは戸別回収で実施しています。

可燃ごみは石川地方生活環境施設組合で焼却処理し、不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみはきららクリーンセンターで分別、処理されています。

ごみ処理量は、可燃ごみは少しずつ増加、不燃ごみ・粗大ごみは横ばい、資源ごみについては紙類が増加しており、それ以外は横ばいで推移しています。

分別方法や出す日、指定袋の違いなど、ルールやマナーを守らない一部の人がいることや、大型家電の不法投棄が目立つことから、さらなる徹底した分別回収とルールの徹底を図る必要があります。

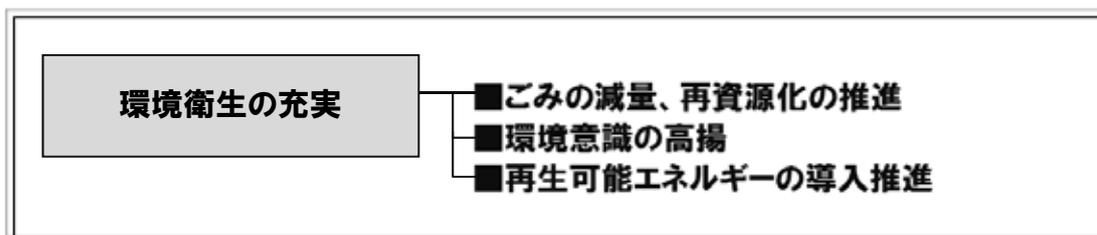
再生可能エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金を平成22年度から交付しています。24年度～27年度にたまかわ文化体育館、ふれあいセンター、北庁舎、泉中、須釜中を防災拠点と位置付け、太陽光発電設備を設置しました。電力買い取り価格の引き下げなどにより、住宅用太陽光発電システム設置事業の申請が減少しており、国の電力施策に関する情報収集と周知を迅速に行い、環境にやさしい村づくりを推進する必要があります。

基本方針

ごみの分別徹底を推進するとともに、3R（リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（資源化））の啓発に力を入れます。特に、家庭系一般廃棄物の減量化の啓発、不法投棄対策を推進します。

また、環境にやさしい再生可能エネルギーの普及促進を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) ごみの減量、再資源化の推進

石川地方生活環境施設組合、村内の商業施設等と協力・連携し、よりいっそうのレジ袋削減やマイバックの持参の呼びかけ、広報等によるごみ再資源化・再利用を推進するなど、ごみの減量化に向けた具体的な方策を講じます。

(2) 環境意識の高揚

ごみ減量化に関する意識啓発を実施するとともに、ごみ分別のルールを徹底し、村民・関係団体と協力体制を構築します。転入者や外国人等への分別のための案内についても検討し、さらに、生ごみにおける水分を減らすための啓発を行うなど、先進事例の調査・研究を行いながら、ごみの減量化に対する意識啓発を積極的に推進します。また、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。

(3) 再生可能エネルギーの導入推進

再生可能エネルギーに対する意識啓発を図ります。

また、世界的な環境問題への動向を注視しつつ、国の再生可能エネルギー政策を適時・的確に把握し、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進について、必要性を検討しながら村のエネルギー政策を推進します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
1人当り可燃ごみ排出量	Kg	171 (平成 26 年度)	162	1人当り可燃ごみ排出量
住宅用太陽光発電システム 設置基数	基	62	87	太陽光発電システム 設置助成事業の利用 の延基数

主要事業

事業名	事業の概要
一般廃棄物事業	資源ごみのリサイクル化、減量化の推進等に取り組む。
清掃総務費	石川地方生活環境施設組合への負担金等

2-2 自然環境の保全と循環型社会の構築

現況と課題

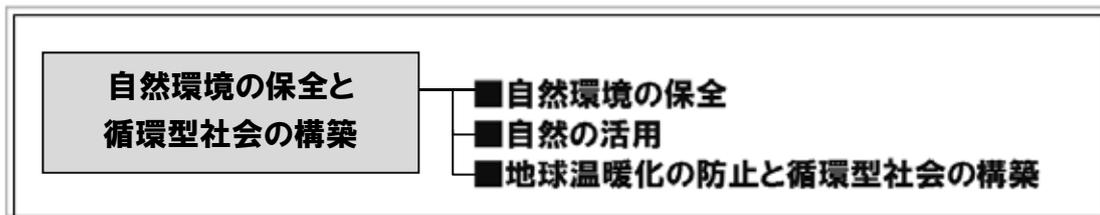
阿武隈山系に抱かれ、豊かな自然環境を有する本村では、生活雑排水の減少により水質は向上しています。山林等での自然環境を守るため、不法投棄監視員による巡回パトロールや監視カメラによる投棄の未然防止に努めています。しかし、車で入ることができる人目につかない山林や河川敷が多く、不法投棄は絶えない状況です。また、河川や池に外来種が入り込み、生態系の破壊が懸念されます。

地球温暖化を起因とする世界的な異常気象が近年多発しており、地球温暖化の防止と循環型社会の構築は本村においても推進していく必要があります。本村では、地球温暖化防止実行計画を策定していますが、村内事業者等を含めた共通の目標を立て、共通理解と行動を促進していく取り組みが必要です。

基本方針

河川水の水質検査を行い、水質の監視を継続するとともに、自然環境・生態系の維持に努め、利活用を図ります。また、地球温暖化の防止に努め、村民の賢いライフスタイルを支援し、環境負荷を低減する社会の実現を目指します。

施策の体系



主要施策

(1) 自然環境の保全

自然環境を守る体制を村民と構築するとともに、河川の水質検査を定期的の実施し、自然保護・保全に取り組みます。

(2) 自然の活用

緑の少年団による環境学習体験や、阿武隈川サミットによる源流体験ツアー、観光における自然体験ツアーなど、教育や観光、広域連携などにおいても自然を活かした村づくりを推進します。

(3) 地球温暖化の防止と循環型社会の構築

地球温暖化防止対策を計画に推進するとともに、啓発活動を充実し、環境に優しい村民のライフスタイルを支援します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
CO2削減目標	t	612 (平成 24 年度)	582 (平成 30 年度)	玉川村地球温暖化対策実行計画
河川水の生物化学的酸素要求量(BOD)値	mg/L	0.5 以下~1.1	現在の水準維持	3mg/L 以下が親水に適している

主要事業

事業名	事業の概要
水質保全事業	村内河川(阿武隈川、泉郷川、金波川、東川、金堀川、下境沢川)の水質検査を行う。
環境保全事業	衛生用薬剤配布、生ごみ処理機補助金等

2-3 安全で安定した水道水の供給

現況と課題

住民生活になくてはならない上水道は、昭和49年から給水を開始しており、未普及地域の解消や福島空港の開港、地下水の枯渇による変更認可の取得など、様々な社会情勢の変化に柔軟に対応してきました。平成19年の県中水道用水供給企業団の撤退により、その代替え取水の確保が急務となりましたが、新たな水源を二箇所確保し、そのうち、蒜生地区の鬼淵水源地の開発により、安定して取水できています。また、上水道給水区域外の四辻新田地区に井戸開発により、安定取水量がある程度見込まれることにより、今後の水道未普及地域の整備検討をしている現状です。

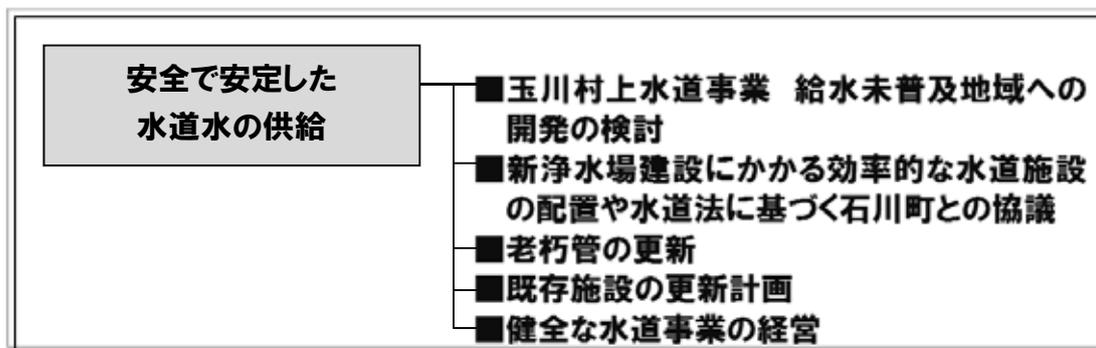
母畑浄水場の老朽化に伴い、玉川村上水道事業も、新浄水場建設にかかる費用負担や送水施設(ポンプ場や送水管の整備)や配水施設(配水池)の位置を検討し、さらに、四辻新田区の新規水源を利用した未普及地域の解消の検討をしています。

玉川村上水道事業については、将来にわたり常に安心して安全な水道水を給水者へ安定的に供給する責務があります。今後は、未給水区域へ水道水を供給し給水人口を増やす対策や普及率の向上を図り、安定的な公営企業としての経営基盤強化を図っていく必要があります。

基本方針

安全で安心できる良質な水を安定供給し、経営改善を図ります。また、新たな水源を活用し未普及地域の整備を図ります。

施策の体系



主要施策

- (1) 玉川村上水道事業 給水未普及地域への開発の対応
水道未普及地域の解消を図るため整備案の検討を図ります。
- (2) 新浄水場建設にかかる効率的な水道施設の配置や水道法に基づく石川町との協議
水道法に基づいた石川町と玉川村の効率的な水道用水供給事業の確立と送水施設(ポンプ場と送水管路整備)の整備を図ります。
- (3) 老朽管の更新
老朽化した送水、配水管路を積極的に布設替えし、地震に強い管路を計画的に更新します。
- (4) 既存施設の更新計画
老朽化した水道施設の更新を計画的に行います。
- (5) 健全な上水道事業の推進
適切な水道料金算定に努めるため、給水原価や供給単価等、費用対効果を考え、常にコスト意識を持ちながら、効率的に経営基盤の強化を図ります。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
水道普及率	%	88.5	89.0	
有収率	%	74.2	76.5	
最大給水量	M3	1,950	2,235	
老朽化した送水、配水管路の 布設替更新率	%	22.4	27.7	取水・導水・送水・配水管路の布設替更新率 分母(全体管路延長) 分子(耐震管布設替延長)

主要事業

事業名	事業の概要
水道事業経営変更認可取得事業	給水区域の拡張、給水人口の増加、給水量の増加、水源種別・取水地点・浄水方法の変更等
送水ポンプ場と送水管路整備	新浄水場建設事業関連送水、配水施設整備
水道法に基づく用水供給事業	効率的に用水供給するための石川町との協議
生活基盤施設耐震化等交付金事業	地区の指定避難場所までの配水管路の整備

2-4 公園・緑地・水辺の整備

現況と課題

公園・緑地・水辺は、村民が憩い、スポーツや交流を行い、子どもが遊ぶスペースであるとともに、環境・景観の保全機能や防災機能を持つ重要な施設です。

本村には、乙字ヶ滝公園、中池公園、東野の清流、大寺城公園、総合運動公園及び県の公園として福島空港公園があり、地元行政区やシルバー人材センター、地区のボランティア等に委託し、過ごしやすい公園環境の整備に努めています。

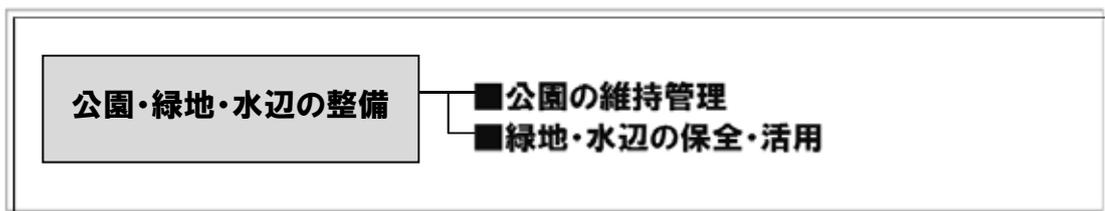
また、各種団体のボランティアにより、村内の国道及び県道・村道沿線や公共施設などへ、花の苗を植える「花いっぱい運動」を行っており、環境美化に対する村民意識の向上が図られています。

しかし、一部マナーの悪い利用者があるために随時ボランティアが清掃活動を行っており、利用者のマナー向上を図る必要があります。また、既存公園には子ども用の遊具がなく、子どもも楽しめる公園の整備を検討していく必要があります。

基本方針

安全で快適に利用できる公園の維持管理及び整備を行うとともに、利用者のマナー向上の啓発活動を推進します。また、親緑・親水空間の確保に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 公園の維持管理

安全第一とする公園の維持管理に努めるとともに、身近に利用できる公園の整備も含めて、村民ニーズを踏まえた整備を検討します。

(2) 緑地・水辺の保全・活用

村内外の多くの人々が集う観光・交流の場として、村民との協働のもと、中池公園や乙字ヶ滝公園、東野の清流をはじめ、水や緑とふれあえる空間の保全と活用を進めます。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
公園・緑地・広場の整備に関する村民の満足度	%	26.6	30	村民意識調査における「満足している」及び「やや満足している」と回答した割合

※村民の満足度については、振興計画策定時に実施する村民意識調査アンケートにより検証を行う。

主要事業

事業名	事業の概要
公園の適正管理	委託先等との連携を図りつつ、各公園の維持管理を適正に行う。

2-5 下水道・排水処理施設の整備

現況と課題

本村では、農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とし、農業集落における「し尿、生活雑排水」等の処理を農業集落排水事業と合併処理浄化槽設置整備事業を行っています。

農業集落排水事業では、川辺・竜崎・須釜地区が供用開始し、平成26年度からは新規地区についても整備の準備を進めています。

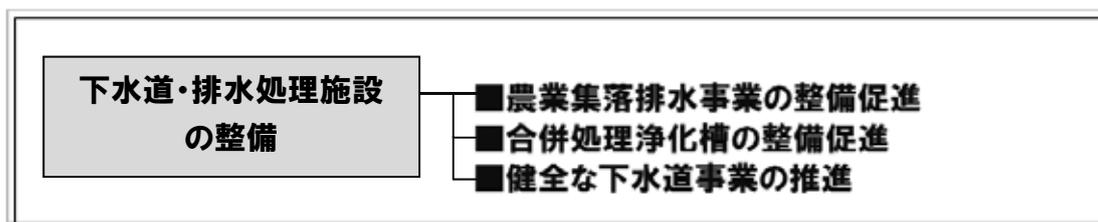
農業集落排水事業では、役場周辺の未整備地区の早期着工を図るとともに、農業集落排水事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置促進を図り、普及率を高めることによって環境にやさしい村づくりを推進していく必要があります。

また、下水道事業の安定的な継続実施に向けて、健全な下水道事業を推進していくことも重要な課題です。

基本方針

役場周辺の未整備地区について、農業集落排水事業の早期着工を図るとともに、農業集落排水事業の計画区域外は、合併処理浄化槽設置整備事業を活用し、計画的に導入を促進し、村内における公共用水域の水質保全を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 農業集落排水事業の整備促進

農業集落排水事業の未整備地区の早期着工を推進します。また、現在稼働している処理施設の長寿命化に向けた取り組みを計画的に推進します。

(2) 合併処理浄化槽の整備促進

農業集落排水事業の計画区域外で、引き続き対応します。

(3) 健全な下水道事業の推進

利用促進のための広報・啓発活動の強化・充実を図るとともに、下水道料金の見直しなど、健全な下水道事業の維持に努めます。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
汚水処理人口整備率	%	54.6	62.8	現況値と目標値のそれぞれの年度を分母に、現在の農集の定住人口と合併浄化槽設置者の人口を分母に整備率を算出

主要事業

事業名	事業の概要
新規地区の整備	役場周辺について、地域再生基盤強化交付金事業を活用した農業集落排水事業の整備
合併浄化槽の整備	合併浄化槽設置整備事業

2-6 合理的な土地利用の推進

現況と課題

村の土地利用のあり方については、現在、平成 17 年度に策定した第 3 次国土利用計画（玉川村計画）に基づいて進めています。土地利用にあたっては 6 つのゾーニングを設定していますが、実際には計画に沿った土地利用の誘導ができていない状況です。

第 3 次国土利用計画は平成 27 年度で終了し、平成 28 年度以降は第 4 次国土利用計画に基づく土地利用を推進することになりますが、計画的な土地利用の誘導をどの様に推進するかが課題となります。

宅地利用については、人口減少問題を克服するため、地方創生事業として第 6 次振興計画期間中、住宅政策を推進します。しかし、優良農地が多い本村では、民間の宅地開発等を誘導するにも法的な制約等が生じるため、宅地誘導の検討にあたっては、各法律の制約・条件等を考慮し、農地転用が比較的容易なエリアを検討する必要があります。合わせて、将来の人口減少に対応したコンパクトシティを踏まえた土地利用の誘導も 1 つの検討課題となっています。

農地については、条件が良い場所であっても耕作放棄地が増えている状況であり、条件の悪い農地は耕作放棄地が急増しているのが現状です。農業者の高齢化・後継者不足・原子力発電所事故による風評被害等要因は様々ですが、いかにして農地を守っていくかが今後の課題となっています。

本村東部地区は国有林が広がり、東野の清流等自然豊かな地域です。自然を保護しつつ自然と親しむような仕組みづくりも今後検討していく必要がありますが、東部地区の森林の多くは国有林であるため、自由に利用できないのが現状です。

農業、住宅施策、自然、企業誘致など、土地利用は最も基礎となる重要な政策の一つであることから、今後、土地利用のあり方については、迅速かつ慎重に検討して対策を講じていく必要があります。

基本方針

今後の土地利用については、自然豊かな環境を維持しつつも、一方では住宅政策を進める計画であるため、自然環境との調和を十分に配慮した土地利用を進めます。

また、宅地開発を進めるにあたっては、既存村有地を有効に活用した村営住宅の建設を進めるとともに、民間の宅造誘導において宅地造成の支援施策も視

野に入れつつ、法的規制の対応検討と宅地開発業者との連携により推進します。

計画的な土地利用にあたっては、現状と今後の施策を十分に考慮し、国土利用計画・農業振興地域整備計画・森林整備計画等の適正な推進を図り、耕作放棄地の解消に努めるとともに、守るべき農地と宅地等の色分けの検討を行います。あわせて、企業誘致を行うための土地利用についても検討します。

施策の体系



主要施策

(1) 国土利用計画の適正な推進

自然的土地利用に配慮しつつ、人口減少対策や地域経済の活性化に向けた土地の流動化促進と有効活用を見据えた第4次国土利用計画の実現に向けて、計画的かつ効率的に推進します。

(2) 農業振興地域整備計画の適正な推進

6次産業化やブランド化など、農業施策と整合を取りつつ、遊休農地や耕作放棄地対策を図り、農地の適正利用に向けた農業振興地域整備計画の適正な推進を図ります。

(3) 森林整備計画の適正な推進

森林の有効利用を図るため、森林整備計画の適正な推進を図ります。

(4) 民間宅造支援事業の推進

人口減少対策として民間事業者による宅地造成を促進するため、宅地開発が円滑に進むための支援施策を推進します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
宅地化面積	ha	—	4.0	平成 28 年 4 月 1 日現在基準日とし、5 年後の一般宅地転換(利用)の面積累計
耕作放棄地調査における A 分類農地の面積	ha	55.1	50.1	農業委員会が調査する耕作放棄地の面積

※A分類とは、農業委員会が調査する耕作放棄地の中で、再生利用が可能な荒廃農地を指す。

主要事業

事業名	事業の概要
各計画における見直しを適切な運用	地域の実情にあった各計画の見直しを実施し、適切な運用により、計画的で合理的な土地利用を推進する。
土地利用誘導施策の推進	計画的な土地利用を推進するため、誘導施策を構築・実施し、計画的な土地利用を図る。

2-7 居住環境の整備と空き家対策の推進

現況と課題

人口減少により村内の空き家は増加しています。防犯上の問題や適切な管理が行われていないことによる被害が発生するなど、早急な対策が必要です。

このため、平成28年1月に運用を開始した「空き家・空き地バンク事業」を活用し、空き家・空き地の流動化により利用促進を図ります。

公営住宅の管理については、公営住宅長寿命化計画に基づき管理していますが、一部住宅の老朽化に伴い、新規入居者の募集を行わず、取り壊しや建て替えによる対策が必要ですが、現在の入居者の転居が必要であることなどの課題があります。

教育施設の跡地利用として、住宅用地への転換が考えられますが、集落排水事業等、他事業との調整が必要であることなど、空き家対策等については、情報収集と対策のための調査及び財源が必要であり、倒壊の危険性や防犯上の観点も踏まえた対策を講じていく必要があります。

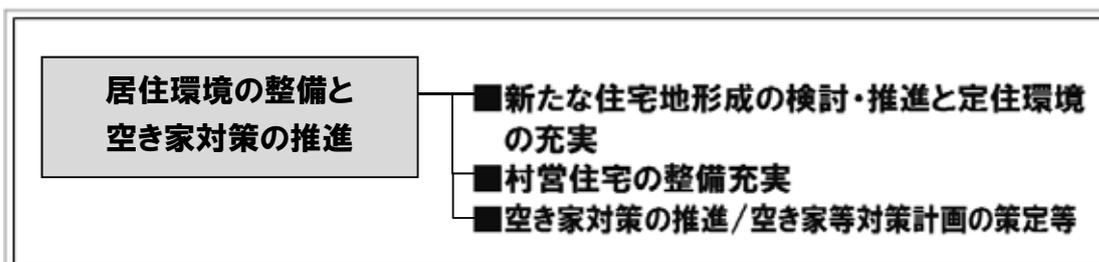
基本方針

定住・移住を促進するため、住環境の整備を民間と協力して推進するとともに、定住・移住にかかる経済的負担軽減についても検討します。また、空き地・空き家や空き施設についても、利用促進を図ります。

適切に管理されていない空き家等が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応を図ります。

現在管理している公営住宅については、公営住宅の長寿命化計画に基づき、安全性、衛生面等に配慮しながら、適正に管理します。

施策の体系



主要施策

(1) 新たな住宅地形成の検討・推進と定住環境の充実

新たな宅地造成を検討・推進するとともに、民間による住宅開発を促進します。また、定住促進を図るため、住宅リフォーム等の経済的負担軽減を検討・推進します。

(2) 村営住宅の整備充実

「玉川村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適正な公営住宅の維持管理に努めるとともに、新たな村営住宅の整備を推進します。

(3) 空き家対策の推進／空き家等対策計画の策定等

管理不全の迷惑空き家解消による環境改善を啓発・推進していくとともに、「空き家・空き地バンク事業」を推進します。また、既存支援事業の拡充等も含め具体的な支援施策を検討します。

空き家等対策の推進に関する特別措置法の公布に伴う、国の基本指針に即した空き家等対策計画の策定等を推進します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
新たな民間宅造開発区画数	区画	—	130	造成区画数の累計
定住促進補助事業の利用世帯数	世帯	8 (年度末見込)	85	定住促進補助事業利用世帯数の累計

主要事業

事業名	事業の概要
移住定住の促進事業	定住促進補助事業等により村内への定住を促進する。また、村外からの移住を促進するための宅地誘導施策を検討・推進する。
村営住宅整備事業	公有地を活用して村営住宅を整備し、人口減少対策・定住促進を図る。
空き家対策事業	空き家・空き地バンクを活用した情報の発信を行い、空き家等の利活用促進を図る。
空き家等対策計画の策定等	空き家等対策計画を策定し、協議会等の組織化と相談体制の構築、跡地の活用促進を図る。

2-8 道路・交通ネットワークの整備

現況と課題

本村の主要道路としては、国道 118 号、県道 7 路線、村道 303 路線があります。また、あぶくま高原道路が平成 23 年 3 月に全面開通し、本村を取り巻く道路網の整備が進んでいます。

今後は、本村が管理する村道の維持管理及び橋梁の点検による計画的な維持修繕が求められています。

国道 118 号については、朝夕の通勤時間帯における混雑が著しいため、玉川工業団地入口の右折レーンの滞留長の延長や県道曲木中野目線との交差点との右折レーンの設置等、整備が進められています。

また、あぶくま高原道路については、東北自動車道と常磐自動車道を連結する地域高規格道路として大変利便性があるが、玉川 IC と矢吹 IC 間が有料区間となっているため、「あぶくま高原道路利活用促進協議会」に参加し道路沿線の活性化のため、有料区間の廃止を県に求めています。

本村は、県内唯一の空港である福島空港の所在地となっており、玉川村の地域づくりにおける重要な施設となっています。また、空港へのアクセス向上のための道路整備も行われているなど、空港を生かした村づくりを推進しています。しかし、空港の年間利用者が平成 11 年度のピーク時から半分以上に減っており、それに伴い就航先が減少し、現在は北海道・大阪の 2 路線のみとなっています。ただし、震災後の平成 24 年度には利用者数が急激に落ち込みましたが、それ以降は徐々に回復の兆しが見え始めています。

現在、福島空港内に玉川村の特産品等を取り扱う空の駅を設置しており、空港利用者への販売及び PR 活動を行っていますが、利用者が減少していることで、大きな成果は得られていない状況です。

空港は、東日本大震災時には各種物資の搬入等で防災拠点としての大きな役割を果たしていることもあり、福島空港利用促進協議会・福島空港活性化推進協議会（須賀川市が事務局となり、利用者補助金等を行っている）・全国民間空港関係市町村協議会・県中地域福島空港活性化推進会議等の関係機関と連携しながら、空港が抱える課題等について協議し、さらなる空港の利活用を促進する必要があります。

	福島空港利用者数
平成 11 年度（ピーク時）	757,625 人
平成 24 年度	233,692 人
平成 25 年度	243,768 人
平成 26 年度	254,199 人

公共交通機関としては、JRが運営する水郡線と福島交通株式会社が運営する路線バスがあります。現在、自家用車の普及、生活環境の変化などに伴い、水郡線では通勤・通学時間帯以外の利用者が少ない状況です。路線バスについては、須賀川駅と石川駅の区間において2路線が運行していますが、共に赤字路線となっています。

鉄道・バス利用者の減少が進んでおり、減便・路線廃止などが危惧される状況です。

基本方針

道路においては、村道の維持管理に努め、橋梁の点検による整備計画を策定し、計画的な修繕により長寿命化を図っていきます。

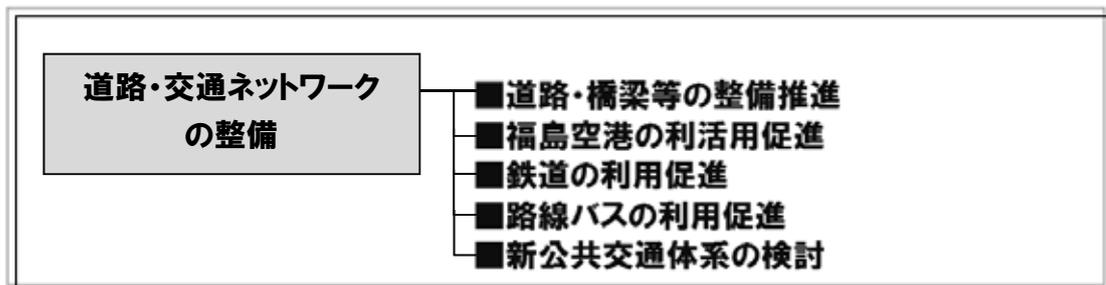
国道118号については、朝夕の混雑解消のため、右折レーン設置等の要望を継続して行います。

また、あぶくま高原道路については、有料区間の無料化を要望していきます。

福島空港の就航先との交流を促進し、相互交流による空港の利活用向上を図ります。また、県や関係機関と協力し、福島空港の新規路線の開拓などを推進します。

鉄道・バスの利用者増加策を関係機関と協力して推進するとともに、新たな公共交通体系の構築を検討します。

施策の体系



主要施策

(1) 道路・橋梁等の整備推進

生活道路については、各行政区からの請願道路の重要性を考慮しながら整備し、幹線道路については、福島空港、国道118号、あぶくま高原道路及び一般

県道等のアクセスに重視し整備促進を図ります。また、橋梁についても長寿命化を図りつつ、必要に応じて補修等を行います。

(2) 福島空港の利活用促進

本村において、空港は地域づくり等に大きな役割を果たすため、地域ぐるみや福島県・関係自治体・関係機関と連携しながら、空港で行われるイベントの開催を支援し、空港の賑わいづくりを推進しながら、空港の利用の促進を図ります。また、福島県に対して、関係機関と連携しながら新たな就航先開拓を要請していきます。また、空港利用者の利便性向上のために空港機能の整備拡充を関係機関に要請していきます。

(3) 鉄道の利用促進

駅舎及びトイレの改修、駐輪場の補修などの環境整備を関係機関に働きかけ、利便性の向上に努めます。

(4) 路線バスの利用促進

村民の利便性を図るため、バスダイヤの適正化を路線沿線の市町村とともに関係機関への働きかけに努めます。

(5) 新公共交通体系の検討

先進自治体の取組を調査するとともに、地域性や村民ニーズを把握し、本村に合った新公共交通体系を検討します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
村道改良率	%	74.1	77.0	
村道舗装率	%	80.9	84.0	

主要事業

事業名	事業の概要
空港利活用促進事業	福島空港におけるイベント等の支援や、空港利用を促進するための費用負担等を行い、利活用の促進を図る。
赤字バス路線運賃収入補填補助	赤字バス路線への運賃収入補填を行う。

2-9 消防・救急体制の充実

現須賀川消防署玉川派出所は、平成 26 年度から 24 時間体制となり、平成 28 年度からは石川消防署玉川分署へ格上げされる事から消防救急対策の充実が図られ、村民生活の安全安心に大きく貢献されることが期待されています。

消防団については、団員数は現状維持が困難となっており、退団者不補充に伴う欠員が出てきている分団もあります。今後は少子化による消防団員適齢者の減少が見込まれるため、団員確保がより困難になるものと思われます。

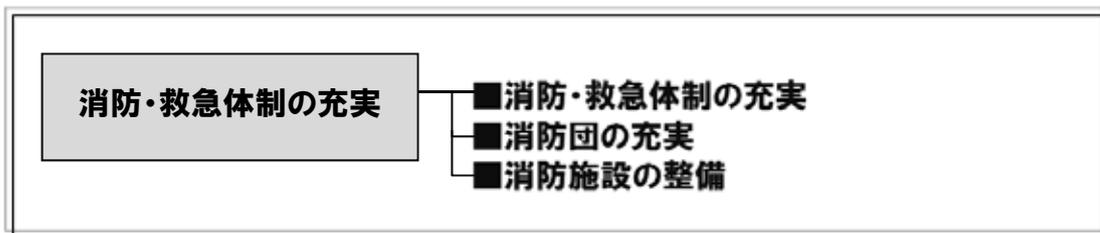
訓練については、消火訓練と婦人消防隊を含めた救命講習会を実施しています。

また、消防団協力員を平成 26 年度より委嘱しており、緊急時の消防活動への協力体制を整備していますが、消防団員の確保と訓練の充実による消防団活動の強化と団員の資質向上を図るとともに、消防施設については更なる整備と更新に努めていく必要があります。

基本方針

地域における消防体制の強化・充実を図るとともに、消防資機材の定期点検と更新を計画的に進めます。また、将来の消防団員不足を考慮し、消防団組織の改編・見直しや女性消防団員の登用も検討します。

施策の体系



主要施策

(1) 消防・救急体制の充実

広域的な応援体制の維持に努めます。また、救命に関する技能の普及を図ります。

(2) 消防団の充実

消防団員の確保と訓練の充実によって、消防団活動の強化と団員の資質の向上を図るとともに、各行政区と連携しながら玉川村消防団協力員の確保による応援体制の強化を推進します。

(3) 消防施設の整備

消防車両など消防資機材の充実に努めるとともに、住宅防火対策の推進及び建築物事業者などへの防災指導に努めます。また、消防水利の整備と老朽化した設備の更新に努めます。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
消防水利設置数	箇所	219	226	防火水槽・消火栓を 設置した延箇所数
玉川村消防団協力員の人数	人	13	20	消防活動への応援体 制人員
救命講習会の受講者数	人	23	44	消防団員 33 名、婦人 消防隊 11 名

主要事業

事業名	事業の概要
消防団員確保対策	消防団員の確保のための取組みを推進する。
消防資機材の点検・更新	消防車両等の消防資機材の計画的な点検・更新

2-10 防災体制の整備

現況と課題

防災、消防に対する行政の役割は増大しており、火災のみならず自然災害やテロ災害、武力攻撃災害に対応するための危機管理体制の整備が強く求められています。

また、台風や集中豪雨（ゲリラ豪雨）などによる自然災害は、毎年のように我が国の広い地域で大きな被害をもたらし、年々その被害も甚大になってきており、多くの課題が浮き彫りとなってきています。

平成 23 年 9 月の台風による阿武隈川堤防の破堤は、本村に甚大な被害をもたらしました。地域防災計画や防災の手引き、ハザードマップ等の資料についても更新・作成が必要になっており、また、防災関係資機材についても応急措置に必要な最低限の資材について購入・保管していく必要があります。

今後、自主防災組織の育成・支援に努め、防災訓練等の普及を図り、避難方法や防災意識の高揚に努めていく必要があります。

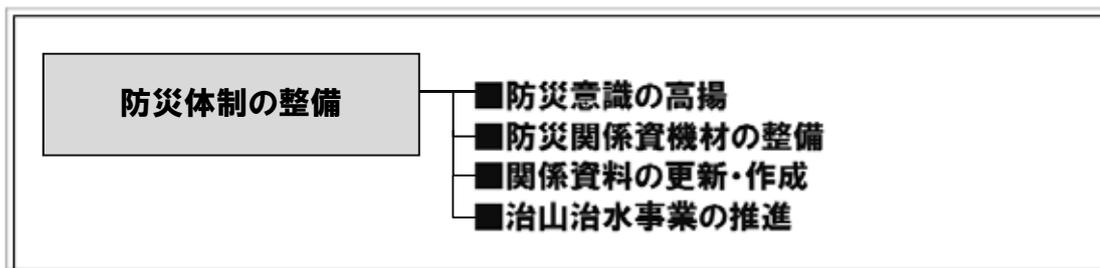
基本方針

あらゆる災害に強い村づくりをめざし、地域防災力の強化を図ります。

自主防災組織の育成を図るとともに、防災訓練等の充実を図ります。

自然災害に備え、河川改修、急傾斜地対策など治山・治水事業を推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 防災意識の高揚

自主防災組織等の防災組織の育成に努めるとともに、AED等を使った救命

講習、総合防災訓練の充実を図ります。

(2) 防災関係資機材の整備

土嚢袋やビニールシート、食料・飲料水等の防災関係資材について、調査研究をしながら必要量の確保・保管に努めます。

(3) 関係資料の更新・作成

安心・安全な地域づくりに対応するため、既存資料の随時更新と必要な資料等の作成を行います。

(4) 治山治水事業の推進

改善が必要な箇所について、国・県に対して早期整備を要望していきます。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
防災倉庫の設置	棟	0	1	防災資材を保管する 倉庫の延棟数

主要事業

事業名	事業の概要
防災組織の育成	自主防災組織等の育成を図る。
ハザードマップの更新	水害・土砂災害に対するハザードマップの更新

2-11 交通安全・防犯対策の充実

現況と課題

国道 118 号の通勤時間帯における玉川工業団地付近の交通渋滞の発生や、あぶくま高原道路の開通に伴う交通量の増加など、道路交通による事故の危険性が高まっており、交通教育専門員を中心に、関係機関連携のもと、児童・生徒及び高齢者の交通安全教育促進を図る必要があります。

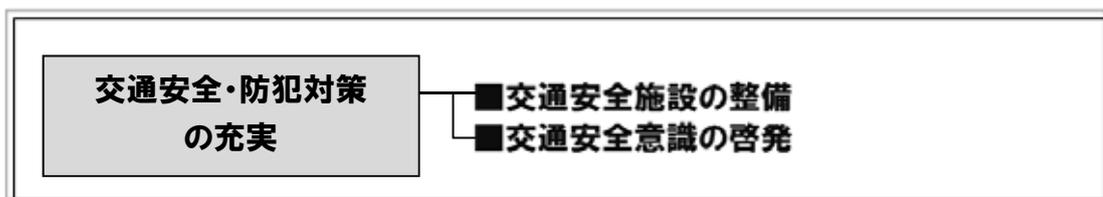
現在、村では、高齢者交通安全指導隊による、高齢者に対する交通安全への啓発や交通安全施設の整備や交通事故多発地帯の周知と解消に努めていますが、平成 26 年度の交通事故発生件数は 143 件で、死者数は 0 人、負傷者数は 25 人となっており、交通事故のない村づくりをさらに推進していく必要があります。

防犯対策では、安全安心たまかわこぶし隊を組織化し、地域・関係団体・行政が協力した防犯体制づくりに努めています。また、石川地区玉川村防犯指導隊員による防犯パトロールを定期的 to 実施し、事件・事故を未然に防ぐ取り組みを実施しています。特に、4 月 10 日、10 月 10 日は「地域安全の日」として、消防団・行政区・こぶし隊を中心に防犯活動行っています。こうした防犯体制をさらに充実していくとともに、夜間の安全確保等のため、主要道路等における防犯灯の整備充実、防犯灯の LED 化による省エネへの取り組みなど、村民と協力した防犯活動を推進していく必要があります。

基本方針

交通事故危険個所の把握に努め、安全施設の整備を推進するとともに、児童・生徒の交通安全教育促進や高齢者を対象とした交通教室等を充実します。また、村民・地域・各種団体と協力して犯罪のない村づくりを推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 交通安全施設の整備

国・県道を中心に歩道の整備を積極的に要望していきます。また、カーブミラーやガードレールなど、危険度の高い箇所から整備していきます。

また、交通事故多発地帯の周知と解消に努め、渋滞緩和のための具体的な措置を講じながら、事故を未然に防止する取り組みを行います。

(2) 交通安全意識の啓発

交通教育専門員や高齢者交通安全指導隊を中心に関係機関との連携のもと、交通安全教育を実施し、交通安全意識の啓発を図っていきます。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
交通死亡事故 0 への取り組み	件	0	0	2014 年 8 月 18 日に交通死亡事故 0 が 1000 日を達成しており、今後も継続していく。

主要事業

事業名	事業の概要
交通安全施設の整備	カーブミラーやガードレール等の計画的な整備を図る。
交通安全教育等の実施	児童・生徒・高齢者等を対象に開催する。
防犯灯の LED への更新	既存防犯灯を計画的に LED へ更新する。

2-12 消費者対策の充実

現況と課題

振り込め詐欺やなりすまし詐欺といった悪質な詐欺被害が増加しているため、なりすまし詐欺防止ネットワークを中心とした組織・地域での被害の未然防止にも努めていく必要があります。なりすまし詐欺の特徴としては、電話やインターネットのワンクリック詐欺など、その手法は多様化しており、高齢者だけでなく若年層の被害も見られます。しかし、村には専門の相談員がいないため、村民からの相談や苦情処理への対応が困難となっており、相談体制の整備が課題となっています。

また、消費者の食の安全を確保するため、食品等の放射能物質の検査について、体制を整備し実施してきましたが、震災から4年半以上経過しているため、検査に持ち込まれる検体が減少傾向にあります。国や県、関係機関と協力しながら、食の安全性や信頼が回復するまで継続して実施していくことが必要です。

基本方針

防犯と連携を密にし、なりすまし詐欺の報告があった場合には、広報無線等で村民に素早く情報を提供し被害を防止します。また、石川郡内で広域連携し、消費生活相談員を配置します。

施策の体系



主要施策

(1) 消費者啓発や消費者教育と情報の提供

高齢者や児童生徒を対象とした出前講座等を実施するなど、消費者被害を未然に防止するための啓発、教育を行います。また、相談窓口の周知を行い、被害者の掘り起こしを図るとともに、引き続き広報、村ホームページ、チラシな

どによる情報提供や啓発を行います。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
消費生活相談体制強化	人	0	2	石川郡内で共同して 消費生活相談員を設 置

主要事業

事業名	事業の概要
自家消費野菜等の放射性物質測定事業	食品等の放射性物質の検査を行い、消費者の食の 安心、安全を確保する。
消費生活相談事業	消費生活相談及び相談員の設置

3. 活力のある村づくり

3-1 農林業の振興

現況と課題

農業を基幹産業として発展してきた本村ですが、近年、ほとんどの農家が兼業農家となっています。水稲以外では園芸作物としてトマト・キュウリが主力となっており、水稲との複合経営がなされています。また、果樹としてさるなし・リンゴ・モモ・イジジク・ブルーベリーの栽培が行われています。さらに花卉ではリンドウを中心に小菊が主力となっています。畜産では、肉牛繁殖と肥育農家があり、繁殖農家が大部分となっています。

農家が抱える課題としては、既存農業者の高齢化、後継者不足・若者の農業離れが深刻となっており、加えて原発事故による風評被害により、農業経営が不安定な状況となっています。今後、TPPにより安価な外国産農産物の流入が予測され、農業は益々厳しい状況になることが予想されます。

こうした課題に対して、現在、認定農業者制度による経営支援や、村内の多くの地区で取り組まれている多面的機能発揮促進事業を活用した農村環境の保全に努めていますが、一部の地域では高齢化により事業の取り組みが困難になっている状況です。

近年、急激な米価等の下落により、耕作放棄地が急激に拡大しており、今後10年を見据えると大きな課題であり、魅力のある農業の確立に向けた取り組みが必要となっています。

林業については、極めて少ない活動状況であり、現在は下草刈りや枝打ち等の管理が行われているのみとなっています。森林は水源かん養や山林災害防止等の重要な役割があるため、山林の適切な管理を促す必要がありますが、すべての山林について適切な管理が行われているとは言いがたい状況にあります。

基本方針

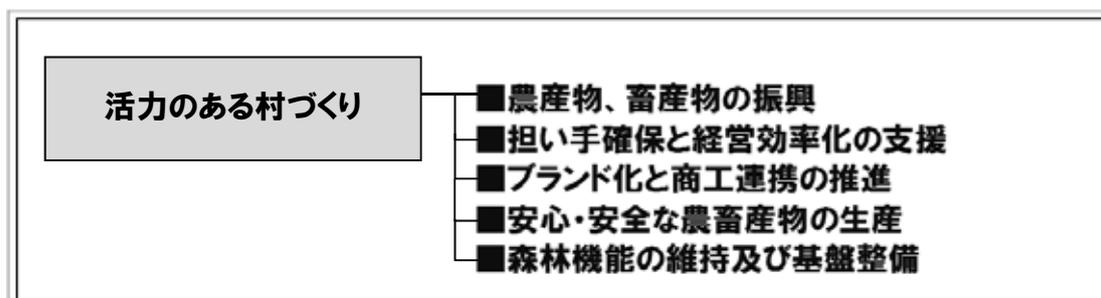
認定農業者や営農組織が中心となって、安定した農業経営、振興を図ります。

各行政区で地域の特性を考慮した農業の将来像を描く「人・農地プラン」を作成し農業の振興を図ります。また、ブランド化や6次産業化などを推進し、魅力ある農業の確立を目指します。

林業においては、村の森林を守るため、福島森林再生事業（放射性物質対策）に取り組み、民有林の間伐や下草刈り等適正な管理を推進します。また、引き

続き松林保全事業により、松くい虫被害木を伐採し、被害が拡大しないよう努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 農産物、畜産物の振興

水田利活用自給力向上支援事業補助金（転作実施面積に応じて補助を行う。）により、農業経営の安定化を図り水稻経営の振興に努めます。

農産物の安定化、効率化、有害鳥獣対策、省力化等による生産の振興や野菜の栽培、新技術の導入、農地中間管理事業による担い手への農地集積、制度資金活用による農業経営の改善等、農業所得の向上に努めます。

(2) 担い手確保と経営効率化の支援

農業後継者や新規就農者に対する積極的な支援を行います。また、農業所得向上を図るため、認定農業者や集落営農組織等の育成に取り組み、効率的な経営を実践するための支援を行います。さらに、耕作放棄地化を防ぐため、農業委員会との連携による農地集積・耕作放棄地対策を推進します。

(3) ブランド化と商工連携の推進

「いしかわ牛」ブランド化のために、いしかわ牛商品開発検討委員会へ補助を行い、加工品の新規開発と高付加価値化を推進します。

また、県、JA、こぶしの里などの直売所、各種協議会と連携し、農産物のブランド化や地元農産物を生かし、農商工連携による高付加価値の6次化商品の開発に取り組みます。

(4) 安心・安全な農畜産物の生産

東日本大震災農業生産対策補助金（主に水稻農家にカリ質費用の補助）を支出し、放射性物質の吸収抑制対策を行います。

また、放射性物資の全量全袋検査では、生産するすべての米の放射物質の検査を行い、生産する全ての米の安全・安心を確保します。

牛の飼料作物（餌）については、モニタリング検査を毎年実施し、安全・安心な牛肉の生産に努めます。

（５）森林機能の維持及び基盤整備

村の森林を守るため、ふくしま森林再生事業に取り組み、民有林の間伐や下草刈り等適正な管理に努めます。また、引き続き松林保全事業により、松くい虫被害木を伐採し、被害が拡大しないよう努めます。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
福島森林再生事業による取組み面積	ha	—	80	平成 28 年度から年度別計画を作成し、平成 29 年度から森林整備事業がスタートする。
新たに農地集積する面積	ha	—	5.0	地域農業の担い手等に対する農地の集積面積
新たな認定農業者の数	人	—	5	地域農業の担い手を確保するため、新たな認定農業者を増やす。

主要事業

事業名	事業の概要
農畜産物の振興事業	各種農畜産物の振興を図るための基盤や環境整備を支援する。
担い手育成事業	認定農業者の支援や、高付加価値化のための基盤整備を推進する。
ブランド化推進事業	ブランド化と 6 次産業化を図るための連携・支援を推進する。
農畜産物の安全対策	米の放射性物質全量全袋検査事業など、農畜産物の安全対策を講じる。

3-2 商業の振興

現況と課題

本村の商業は、人口減少に伴う消費購買力の低下と商店の老朽化、商店主の高齢化、後継者不足に加え、近隣都市への大型店、専門店、量販店、コンビニエンスストア等、巨大資本によるチェーン店の進出により、地元商店における購買行動が減少しています。また、情報システムを活用した新しい流通システムが生まれるなど消費行動の広域化により地域商業の停滞が続いています。

さらに、後継者対策や意識改革など、商業の担い手育成や商業環境の向上を図り、村内消費・購買行動を促進する必要があるとともに、高齢者を中心とした買物弱者への対応も喫緊の課題となっています。

商店街は日常の買物ができて、人々が集い、憩い、語りあえるコミュニティの中心となる場の形成を図る必要があります、そのためには経営者の販売力強化の意識改革、中小商店の組織化・共同化による経営規模の拡大を図ると共に玉川村地場産品のブランド化に向けた商工会の活性化が必要となっています。

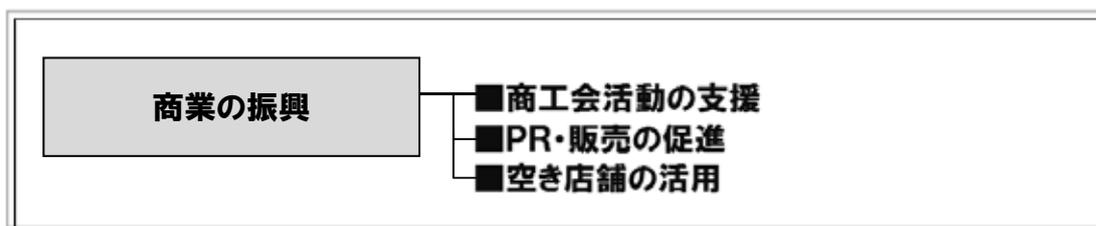
I C T（情報通信技術）は、今やあらゆる社会経済活動の基盤となっています。時間と距離の制約を超える I C Tは、地域の地理的条件などの様々な課題を解決する技術であり、地域産業の活性化のために積極的な利活用が求められています。

また、観光や地域農産物等と連携した商業振興の環境整備を図ることが重要となります。

基本方針

商工会と連携し、商業者の意識改革と経営安定化に向けた支援、製品の開発や販売・ブランド化に取り組むとともに、買物弱者対策を検討し、それらを救うための体制づくりを進めます。

施策の体系



主要施策

(1) 商工会活動の支援

村が商工会の機能強化を支援します。また、商業等の振興を図るために行う事業費の補助、産品開発や流通・販路拡大の支援など、地域商業の振興を商工会と連携して活性化を図ります。

(2) PR・販売の促進

毎年、ビジネスマッチ事業の参加やたまかわ産業フェスティバルの開催など、村内の商品の販売促進・PRを積極的に行います。

(3) 空き店舗の活用

商工会との連携により、空き店舗の把握と活用促進を図ります。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
商工会会員数	事業所	206	216	商工会会員となっている事業所の数

主要事業

事業名	事業の概要
商工会活動支援	地域商業の振興を図るため、商工会活動を支援する。
販売促進事業	地元小売・サービス業の販売促進を図るため、たまかわ産業フェスティバル等を開催する。
空き店舗対策	空き店舗の現状把握調査を行い、対策を検討・実施する。

3-3 工業の振興

現況と課題

本村の工業は、玉川工業団地に4社の立地企業があり、村の地域産業の中核を担っていますが、近年、大規模工場が撤退するなど、厳しい状況にあります。

本村の工業部門における主要企業立地数は、平成20年現在で34社あり、平成27年現在でも同数の34社となっています。しかし、玉川工業団地に立地していた大企業の撤退により、雇用環境が不安定化しましたが、既存企業の拡張により新たな雇用が生まれている状況もあります。今後さらに新規企業を誘致するための工業用地について、ライフラインの整備等の検討を行っていく必要があります。

本村は、福島空港やあぶくま高原道路等利便性の高い交通アクセス網が整備されており、企業誘致の優位性が高いことをアピールし、県や関係機関と連携強化に努める必要があります。

また、既存企業への技術開発の支援や情報交換に努める必要があるとともに、村内企業に勤める方への、住宅のあっせん等働きやすい環境づくりに努める必要があります。さらに、農商工連携による新たな産業の創出に取り組み、雇用の確保と地域経済の発展に努めていくことが期待されています。

基本方針

今後とも企業誘致を積極的に行うとともに、県や関係機関と情報交換や連携体制を強化しながら、新規企業誘致活動に取り組みます。さらに、既存企業への支援強化、村内企業の優秀な技術を紹介（ビジネスマッチング・産業フェスティバル）等にも取り組み、県の機関や事業等を活用しながら、技術支援や調査研究等支援を実施するなど、広域的な取組みも併せて行っていきます。

施策の体系



主要施策

(1) 企業誘致の推進

用地の整備検討を行うとともに、関係機関と連携・協力しながら企業誘致を推進します。

(2) 既存企業の支援

既存企業の技術支援や情報交換等連携を行える基盤を整備し、産学官金連携を推進し、ビジネスマッチング等の企業支援を推進します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
新規立地企業数	企業	—	2	新たに村内へ立地する企業の数累計
企業誘致や既存企業育成に関する村民の満足度	%	8.6	15	村民意識調査における「満足している」及び「やや満足している」と回答した割合

※村民の満足度については、振興計画策定時に実施する村民意識調査アンケートにより検証を行う。

主要事業

事業名	事業の概要
企業誘致推進事業	企業誘致を推進する。
既存企業育成・支援事業	ビジネスマッチングや研修、異業種交流等、村内企業の振興を図る。

3-4 雇用・勤労者対策の充実

現況と課題

平成 27 年度現在、玉川工業団地には 4 社が立地しており、雇用の大きな役割を担っています。それ以外に村内に中小企業が点在していますが、雇用規模は大きくないのが現状です。

しかし、一部で受注が増加傾向にある企業もありますが、一方で、就労希望者をタイミングよく雇用することができない実情があるなど、雇用における需給のミスマッチが生じている状況もうかがえます。雇用の需給のマッチングを図っていくことが課題となっています。

石川郡の 5 町村が連携して石川町に石川地方職業相談事業窓口を設置し、石川管内の雇用対策を行っており、立地の利便性を活かし、村内の企業立地を促進するとともに、雇用の確保と、勤労者対策の充実を図っていくことが必要です。

基本方針

石川管内町村や地元企業と連携しながら、情報の発信や雇用対策を行います。

また、地方創生において、しごとづくり・雇用が重要な位置づけとなっていることから、玉川村版総合戦略において位置づけられているしごとづくり・雇用に関する事業を積極的に推進します。

施策の体系

雇用・勤労者対策の充実

■就労支援の充実

■就労環境の充実

主要施策

(1) 就労支援の充実

石川地方職業相談事業やハローワークによる求人者と求職者のマッチング、求職者への求人紹介及び求職者のニーズに沿った求人開拓等を行うとともに、企業紹介等を行いつつ、若年層の定住促進と村内企業の人材確保を図ります。また、関係機関との連携により起業しやすい環境づくりに努めます。

(2) 就労環境の充実

高齢者が働きやすい環境、介護しながらでも働きやすい環境、子育てしながら働きやすい環境、女性が働きやすい環境等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働条件の改善、働きやすい環境づくりについて、事業主への啓発等を進め、福利厚生機能の充実を促進します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた村内企業への啓発数	回	—	毎月 1 回	パンフレット等の啓発資料の配布回数

主要事業

事業名	事業の概要
起業・創業支援	相談窓口等の体制を充実するとともに、関係機関との連携により起業・創業環境の充実を図る。
就労環境改善事業	就労に関する各種制度や法律等の改正に伴う情報提供及び啓発を行う。

3-5 観光資源の創造と観光客誘致の推進

現況と課題

本村の観光資源は、景勝地として「乙字ヶ滝」「東野の清流」があり、歴史的観光資源としては「石造五輪塔」「東福寺舍利石塔」があり、村では観光PRを行っています。PRにあたっては、パンフレットの作成や村ホームページへの掲載等を行っていますが、交流人口の拡大につながっていないのが現状です。

本村の文化的観光資源となりうるものとして「南須釜の念仏踊り」（県無形重要文化財）がありますが、毎年4月3日と8月14日のみの開催となっており、観光客の増加につながっていないのが現状です。

近年では、村内の桜を広くPRしていますが、個人所有の桜であるため、交流人口拡大の手法を検討していく必要があります。

現在、石川郡内の町村で「石川地方観光誘客事業」と称し、広域的な観光誘客活動を実施しています。過去にはモニターツアー等を実施して旅行業者及び一般の方を対象に、石川地方の観光地を巡り、特産品を堪能していただきましたが、石川地方を1つの観光ルートとして確立できていない状況です。

本村は、福島空港やあぶくま高原道路ICがあり、交通アクセスに優れていますが、本村に留まるような各種施設及び宿泊するための施設がないことから、通過するだけの状況となっています。

さるなしやトマト・キュウリ・インゲン等の農産物等を活用した、新たな観光のあり方を検討していく必要があります。

基本方針

観光誘客については、引続きPR活動を実施するとともに、パンフレットやHPへの掲載だけではなく、ICTを活用した新たな情報の発信を検討していきます。

観光を振興することにより、交流人口の増加とともに地元への経済効果が見込まれることから、観光は農・商・工が連携した振興策を検討します。

村単独では観光資源が少ないことから、広域的な市町村の連携によって観光ルート化を図ります。

玉川村にある観光資源となりうる新たな資源の発掘・掘り起しを推進し、見る観光から体験する観光を開発するなど、本村ならではの観光振興を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 観光誘客の推進

石川郡内の5町村が連携して行う観光誘客事業を活用して、本村の観光資源を外部に発信します。また、観光資源として郷土料理の開発・PRを推進します。さらに、福島空港の就航先自治体の交流活動を推進します。

(2) 観光PRの推進

地域の観光資源の発掘を行うとともに、玉川夏祭りをはじめとした村内観光資源のPRを図るため、各種情報媒体の活用を図ります。また、地域おこし協力隊など関係者・関係団体等の連携を推進します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
情報発信ツールの構築	—	0	1	観光情報等を発信するホームページ等の構築

主要事業

事業名	事業の概要
観光誘客事業	観光資源の開発やPRの方策を検討・実施するとともに、関係機関等との連携を図りつつ、観光誘客を推進する。

4. 人を育む村づくり

4-1 学校教育の充実

現況と課題

平成 27 年度に、玉川第一小学校と川辺小学校が統合され、小学校 2 校、中学校 2 校となり、さらに、平成 28 年度からは保育所、幼稚園が玉川村社会福祉協議会の運営による幼保連携型認定こども園が開園されます。

これまで実施してきた幼小中連携強化推進、「玉川の教育」を継承し、小学校就学前の子ども達から中学生までの 15 年間を見通した系統性・連続性のある保育・教育を推進するために、村、村教育委員会、村社会福祉協議会と連携を密にしながら、学校教育、認定こども園の運営に当たる必要があります。

学力学習状況調査等の分析から、本村の児童生徒の実態は、与えられた課題に対しては確実に行動しようとする姿勢が見られ、基礎・基本は身につけていますが、自ら学ぼうとする力、新たな課題解決や活用する能力がやや劣っています。また、特別支援を要する児童生徒の増加や学力に個人差があることなどから、個に応じた支援や指導の充実の必要性があります。

生徒指導面では、素直でまじめであるが、大勢の中で切磋琢磨したり、自分の考えや意見を積極的に述べたり、伝え合ったりする力をつけていくことが課題でもあります。

また、情報化社会における人間関係や生活リズムの改善、家庭学習の習慣化など家庭や地域と連携しながら推進していくことが大切です。

なお、少子化に伴い、児童生徒数の減少傾向の推移から、小中学校の今後の在り方について、「玉川村小中学校の在り方検討委員会」の意見を踏まえ、村・村教育委員会で方向性を示していかなければなりません。

基本方針

「次世代を担う元気な玉川っ子の育成」のため、認定こども園、小・中学校において保育・幼児教育及び学校教育の連携強化を推進し、知・徳・体のバランスのとれた子どもを育成していきます。

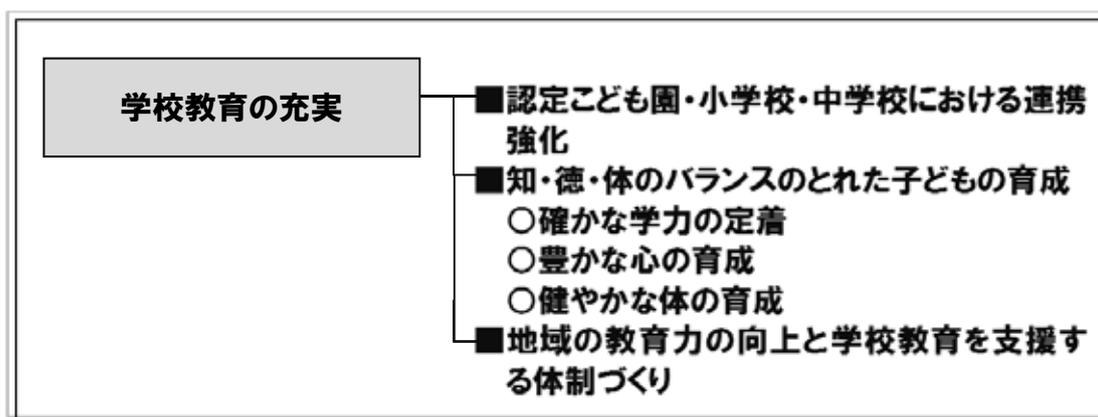
確かな学力を定着させるため、教職員の資質の向上に努め、調べ学習や活用能力を重視し、生活習慣（メディアコントロール）の定着と学習習慣の確立、学校間交流や教師間交流の推進、ICT教育の活用、学校教育指導員や支援員の配置など学習環境を充実します。

さらに、豊かな心を育むために、「思いやり・あいさつ・言葉遣い・感謝」を基本とし、あいさつ運動や道徳教育、読書活動、個性を重視した教育、あるいは命を大切に人として生きる教育の推進、地域の教育力の向上と学校教育を支援する体制づくりを確立し、生まれ育った郷土を誇れる人づくりに努めます。

また、「玉川村いじめ防止基本方針」の推進と生徒指導の充実を図り、安全・安心な教育環境の確立に努めます。

健やかな体の育成では、走ることを基礎とした体力の向上に努めます。また、「早寝早起き朝ごはん」や健康課題把握と解決に向けた取り組みなど食育・健康教育を積極的に推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 認定こども園・小学校・中学校における連携強化

これまでの幼小中連携強化推進委員会で進めてきたことを踏襲して、小学校就学前の子どもから中学生までの15年間を見通した系統性・連続性のある教育を推進するために、村、村教育委員会、村社会福祉協議会と連携を密にしながら、研究・協議を行い、授業研究や保育公開など交流を深めます。

また、「ふくしまの復興・再生」に向けた、心豊かでたくましく生きぬく力を支える学校教育を推進します。

(2) 知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成

○ 確かな学力の定着

- 各学校の実態に応じた学力向上グランドデザインをもとに、積極的な学校経営や授業実践並びに一人ひとりに対応できる授業改善に努めます。

- ICT機器や視聴覚教材を効果的な活用を図れるよう教育環境を整えます。
- 学びの連続性を大切にし、生活習慣や学習習慣の確立に努めます。
- 豊かな心の育成
 - あいさつ運動を展開したり、道徳の授業の公開や家庭地域との連携を図り、道徳教育の充実を図ります。
 - 全職員で取り組む指導体制を確立し、いじめや不登校の未然防止に努めます。
 - 読書活動の充実や郷土のよさと歴史を学びます。
- 健やかな体の育成
 - 「走る」を基礎に、体力の向上に努めます。
 - 「早寝早起き朝ごはん」を推進し、朝食摂取率の向上に努め、生活リズムの見直しを図ります。
 - 食育指導や健康教育を重視し、肥満やう歯等の健康課題に対応していきます。
 - 安全な学習環境の整備を重視します。

(3) 地域の教育力の向上と学校教育を支援する体制づくり

地域の人々が個々の特性を生かして教育活動を支援することで、地域住民の学習成果活用の機会拡充及び地域教育力・地域コミュニティの再生を図り、地域が学校を支援する組織体制の構築に努めます。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
NRT学力検査(小学校)	偏差値	52.9 (平成 26 年度)	55.0	国語、算数の偏差値の平均
NRT学力検査(中学校)	偏差値	51.5 (平成 26 年度)	55.0	国語、数学、理科、社会、英語の偏差値の平均
学校支援ボランティア登録者数	人	49 (平成 26 年度)	50	ボランティア登録の人数

主要事業

事業名	事業の概要
園小中連携強化推進事業	小学校就学前の子どもから中学生までの15年間を見通した系統性・連続性のある教育の推進を図る。
園小中連携学力向上推進委員会	学力向上の方策について、研究・協議を行い、効果的な事業の推進並びに「ふくしまの復興・再生に向けた」生き抜く力を支える教育の推進を図る。
学力向上授業研究会	各校において授業参観、授業研究会を実施し、教員の資質向上を図る。
小中学校長会議	教育長の指示・伝達事項の周知と各学校の実態把握及び情報交換を行う。
学校支援地域本部事業（地域ボランティア）	学校の要請に応じて、登録されたボランティアが学校教育活動等の支援・協力を行う。
玉川村小中学校の在り方検討委員会	学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方と、適正化に向けた具体的方策について検討する。

4-2 青少年の健全育成

現況と課題

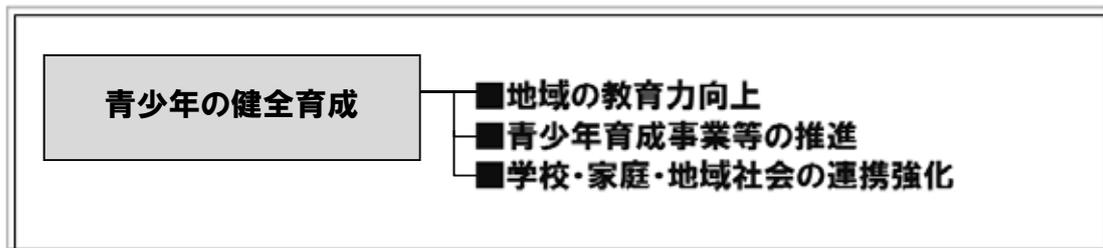
少子高齢化・核家族化・高度情報化・社会の階層化が進行しており、青少年を取り巻く生活・社会環境は大きく変化しています。一方、核家族の進行やひとり親家庭の増加など家庭は小規模化しており、労働面においても、フリーターやニートの増加など就労形態が多様化し、青少年の就労が不安定な状態となっています。

このように社会状況が変化する中で、ボランティア等の社会貢献に興味を持ち、積極的に活動する青少年が増加する一方、犯罪の低年齢化・非行・不登校・ひきこもりなど様々な問題が深刻化しており、さらに社会的自立の遅れなどが懸念され、自立する力を高めることが求められています。

基本方針

地域・家庭・学校・関係団体との連携を深めていきます。事業への理解や参加をさらに増加させるよう啓発に充実に努めます。子どもにとってもっとも身近な社会であり、教育の原点である家庭における保護者の教育力の向上を支援します。

施策の体系



主要施策

(1) 地域の教育力向上

地域の教育力向上のため、各種社会教育関係、文化団体の育成、支援、活用を行います。また、文化公演会の開催などを通して、芸術・文化活動の育成を図ります。

(2) 青少年育成事業等の推進

青少年育成村民会議を核として青少年育成に関わる団体と連携し、青少年の健全育成事業及び各種啓発活動を行います。

(3) 学校・家庭・地域社会の連携強化

地域の子供育成会やスポーツ少年団の活性化を図り、異年齢集団での活動機会を拡充、支援します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
青少年育成村民会議が実施する事業数	回	3	3	1 年間における事業実施の回数(維持)

主要事業

事業名	事業の概要
文化講演会の開催	文化意識の高揚や日常生活の中での感動を得られる場として、芸術・文化の鑑賞機会を提供する。
青少年育成村民会議に関わる事業推進	青少年を健全に育成するための安全の確保と文化、スポーツ活動を推進する

4-3 生涯学習の推進

現況と課題

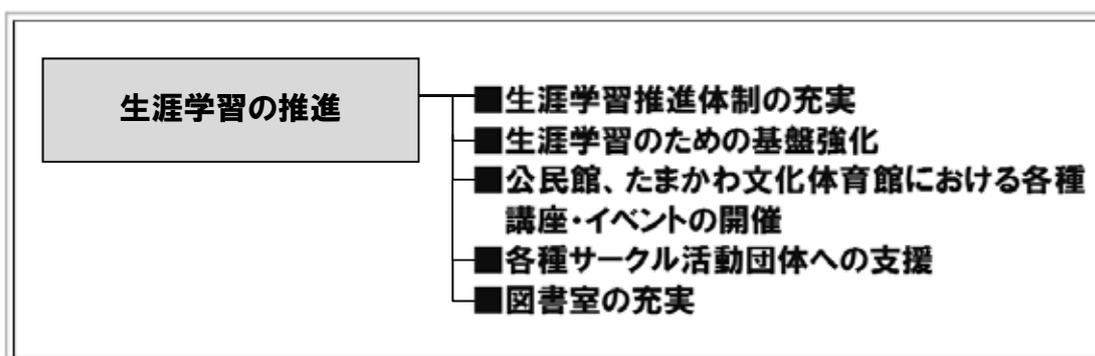
生活スタイルの多様化や余暇時間の増大により、住民の学習意欲の高まりと共に、学習ニーズが多様化、高度化していきます。しかし、一方では、住民の個人主義の顕著化、高齢人口の増加、少子化等により、住民のコミュニケーション能力の低下、社会教育関係団体の組織力低下、生涯学習の推進に必要な人材確保が困難などの課題に直面しているのが実情です。

また、公民館においては、各種サークルによる生涯学習講座を実施していますが、村民のニーズをつかみにくく、参加者の固定化が進むなどの課題も多くあります。施設面では、生涯学習の拠点として現在は公民館及びたまかわ文化体育館が中心となっており、文化体育館には図書室も整備されています。利用者が固定的にならず生涯学習・文化・スポーツの総合的な拠点として多くの人が利用できるようにさらなる充実が必要です。

基本方針

生涯学習の主役は村民であり、すべての村民が学習機会を自由に選択でき、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に活かす生涯学習推進体制の充実に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 生涯学習推進体制の充実

すべての村民が学習機会を自由に選択でき、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に寄与する生涯学習社会の実現に努めます。

(2) 生涯学習のための基盤強化

生涯学習のための施設の充実を図るため、既存施設の補修について計画的に実施し、基盤の充実を図ります。

(3) 公民館、たまかわ文化体育館における各種講座・イベントの開催

学習ニーズに関する村民意向の把握に努め、村民ニーズに即した各種講座やイベント・講演会等を開催します。

(4) 各種サークル活動団体への支援

各種サークルや学習団体の活動充実の支援に努めるとともに、新たな活動団体の育成も促進します。特に青年や女性団体への支援を行います。

(5) 図書室の充実

図書等の貸出しサービスの充実、読書活動を推進します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
図書貸出蔵書数	冊	6,181	8,000	年間で貸出した図書の数
各種講座、イベントの参加人数	人	1,753	2,000	生涯学習や村主催のイベントへ参加した人数

※イベントには、村主催の講演会、文化公演会等を含む。(文化祭、芸能発表会は含まない)

主要事業

事業名	事業の概要
村民がだれでも参加できる教室の開催	性別年齢に関係なく参加できる各種講座の開催
各種サークル・青年、女性団体等支援事業	活動充実のため支援及び新たな活動団体の育成

4-4 スポーツの振興

現況と課題

近年、団塊世代のスポーツ参加が増加してきていますが、働き盛りの、特に男性の参加が固定化され、運動不足が気になります。スポーツは、各年代にわたる健康の保持増進、健康寿命の延伸、体力向上のみならず、青少年にとっては、人間形成に多大な影響を与えるなど心身の健全な発達に大きな役割を果たすことが期待されます。

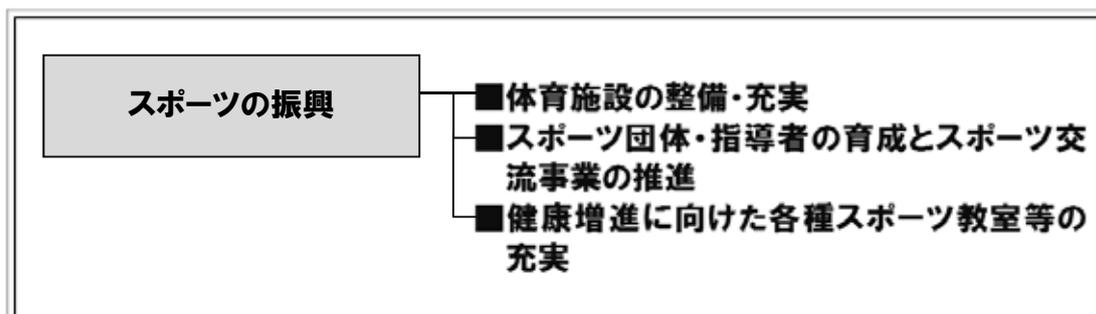
村内には、たまかわ文化体育館や村民グラウンドをはじめとする体育施設が充実しており、村民のスポーツへの関心を高めるとともに参加を促します。また、平成28年度より供用開始の屋根付き広場では、親子で楽しめるスポーツの普及を図ります。村民の生涯スポーツに対する意欲・関心を高めるためには、体育協会及びたまかわ元気スポーツクラブなどの組織と相互連携を強化し、スポーツ愛好者の育成を行っていく必要があります。さらに、スポーツの振興・普及を図るうえで、団体の育成も重要な課題であり、各種スポーツ団体のリーダー育成についても体育協会及びたまかわ元気スポーツクラブと連携していく必要があります。

基本方針

スポーツを通じて、多くの村民が健康で豊かな生活を実現できる地域社会を目指します。そのような地域社会を実現するために、誰もが気軽に参加できるスポーツ環境の充実を図っていきます。

スポーツ指導者の支援・育成に努めるとともに、健康増進を目的としたスポーツ振興に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 体育施設の整備・充実

スポーツの振興と普及を図るうえで、施設整備は欠かせない課題です。老朽化が進む既存施設の整備と学校体育施設の開放を推進します。

(2) スポーツ団体・指導者の育成とスポーツ交流事業の推進

体育協会やたまかわ元気スポーツクラブ等と連携して、スポーツ指導者・ボランティアの育成・確保を図ります。また、スポーツレクリエーションの充実や広域的な交流大会・イベントの開催及びこれからへの積極的な参加促進に努めます。スポーツ少年団の活性化及び指導者の育成への支援に努めます。

(3) 健康増進に向けた各種スポーツ教室等の充実

健康増進に向け、子どもから大人まで楽しめるニュースポーツの普及に努めます。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
スポーツイベント参加者数	人	1,216	1,500	村主催で行われたスポーツイベントへ参加した人数
スポーツ施設の利用者数	人	37,972	39,000	村内スポーツ施設を利用した人数

※村主催で行われたスポーツイベントとは、村民球技大会、少年球技大会、役職員スポーツ大会、少年剣道大会、スポーツフェスタ、村民卓球大会である。

主要事業

事業名	事業の概要
村民が参加できるスポーツイベント	性別・年齢に関係なく参加できるスポーツイベントを開催する。
健康増進のためのニュースポーツの推進	楽しみながらスポーツを実践し、健康づくり役立つ、ニュースポーツの普及を図る。

4-5 地域文化活動の推進と文化財の活用

現況と課題

地域の歴史や文化を知り、伝えていくことは、郷土愛を育むばかりでなく、これからの地域社会の創造ために重要なことです。近年、多くの自治体で地元文化財を再評価し、整備活用していく気運が醸成されつつあり、学校教育や地域づくり、観光分野において、地域資源の積極的な活用、ふるさと文化の創造、ふるさと教育の推進等が求められるようになっていきます。

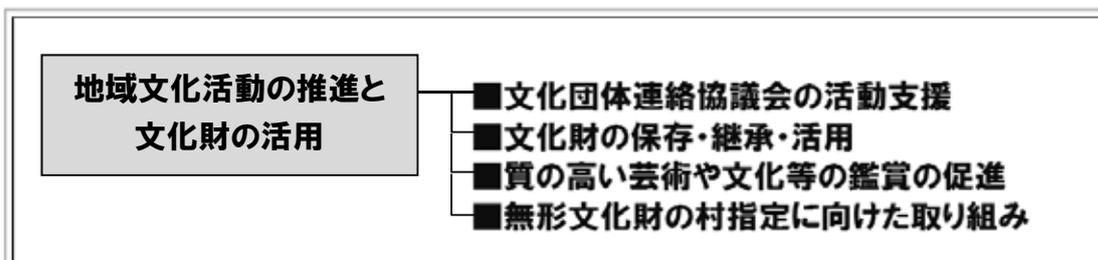
本村における文化芸術活動の振興としては、玉川村文化団体連絡協議会に加盟している文化団体の活動や文化祭、芸能発表会の開催を積極的に支援してきました。今後も支援を継続するとともに、新たな取り組みを検討・協議していく必要があります。文化財の保存に対しては、補助金を交付し適正な存続・管理の支援を行っていますが、文化財の老朽化や管理者の高齢化により今後、ますます保存が困難な状況になっていきます。

また、民俗芸能の伝承については、会員の高齢化、後継者不足が大きな課題となっています。今後、文化芸術活動の一層の充実を図っていくためには、文化団体連絡協議会の構成員の高齢化などに伴う後継者育成、伝統芸能の担い手の確保などに努めていく必要があります。また、ふるさとの学習や文化遺産の適切な保存保護活動も課題となっています。

基本方針

文化団体連絡協議会・各種団体に、若者が参加しやすい環境づくりを推進するとともに、各地区の伝統芸能、文化遺産保護・活用に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 文化団体連絡協議会

文化芸術活動の振興を図るため、文化団体連絡協議会と連携を深め、加盟各種団体への助言、提案を積極的に行い、団体の自立・活性化を支援します。

(2) 文化財の保存・継承・活用

文化財保護審議会を中心として、現状の問題解決に向けて検討します。また、文化財パトロールや玉川ふるさと館の展示の充実を図ります。

(3) 質の高い芸術や文化等の鑑賞の促進

小中学生を対象とした芸術鑑賞教室を毎年実施します。また、一般の村民にも広く周知し、本物の芸術に触れることで伝統文化の大切さを学ぶ機会を創出します。

(4) 無形文化財の村指定に向けた取り組み

現在、活動している伝統芸能の映像を記録として保存していきます。

また、5つの芸能保存会会員の高齢化や少子化による踊り手不足が懸念されることから、村指定を進めるなど、保存に向けた取り組みを行います。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
国・県・村指定文化財	点	26	27	文化財に指定・登録する数

《参考》国指定文化財 2 点、県指定文化財 6 点、村指定文化財 18 点

主要事業

事業名	事業の概要
伝統芸能の映像化	村内で活動している無形文化財を伝承していくため、記録映像として残していく。

4-6 交流活動の展開と国際化への対応

現況と課題

村の事業として行っている交流事業としては、台湾鹿谷郷との友好都市との文化交流や福島空港の就航先である大阪府豊中市との交流を行っています。地域内の交流では、各行政区に地域活性化補助金を支出し、地域内の交流を行っています。過去には中学生の国内研修として沖縄へ行った際、浦添市の中学生との交流を行っていましたが、現在は行われていません。

これまで、様々な交流を行ってきた経緯がありますが、発足から今でも長く残っている交流事業は鹿谷郷との交流のみで、長く続かないのが現状です。鹿谷郷との交流では、以前は子どものスポーツ交流等も行っていましたが、今はそれらが行われていません。

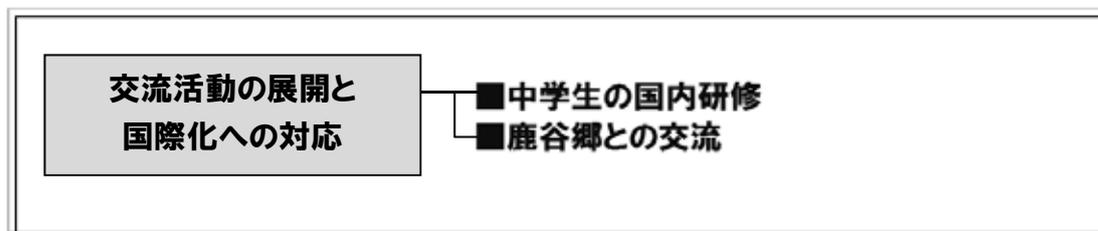
国際化への対応という面では、村の観光パンフレットや観光地の英語表記などの対応を行う必要があり、今後、空港のある村として国際化に向けた交流活動やそのための基盤整備を行っていく必要があります。

基本方針

地域内の交流については、引き続き支援助成金を交付しつつ交流活動の促進を図ります。地域外交流としては、鹿谷郷との交流を継続して実施し、新たな交流内容の検討を行います。

大阪府豊中市をはじめとする国内自治体と各分野での交流を検討し、災害協定や様々な連携を検討するとともに、国際化への対応として、福島空港所在地としてこれからの国際化に対応した人づくりを検討します。

施策の体系



主要施策

(1) 地域間交流の推進

大阪府豊中市をはじめとする国内自治体と各分野での交流を検討・推進するとともに、鹿谷郷との交流を継続して実施します。

また、農・商・工連携による産業交流を行い、『まち・ひと・しごとづくり』を推進します。

(2) 国際化への対応と基盤整備

村の観光パンフレットや観光地の英語表記等、交流活動やそのための基盤整備を推進します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
地域間交流数	回	—	年 1 回	年間における他地域との交流回数

主要事業

事業名	事業の概要
地域間交流推進事業	豊中市や鹿谷郷をはじめとして、国内外問わず交流を推進する。
国際化基盤整備事業	国際化への対応として、各種パンフレットの外国語表記等、外国人を受け入れる基盤整備を推進する。

5. 交流と協働の村づくり

5-1 コミュニティ（地域社会）の育成

現況と課題

各地域において、少子高齢化・人口減少が進み、それまで地域住民によって支えられてきた地域交流活動や地域文化、その他様々な地域活動の維持が難しくなっている状況です。また、個人の価値観の多様化や、生活や仕事の形態が複雑化しており、地域主導の活動へ参画する村民が減少し、これまでであった地域の連帯感や結の考え方が希薄になってきているよううかがえます。

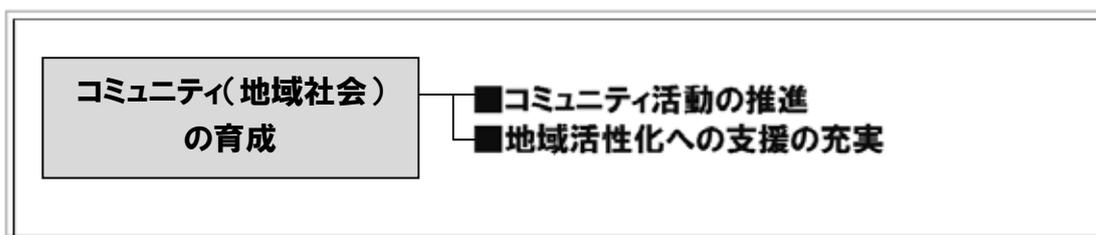
少子高齢化・人口減少問題は、地域において防災・防犯・教育等、住民生活各般にわたり影響が生じることが予想されるため、地域住民と行政が連携した課題解決の取り組みが必要となっています。

地域社会の形成においては、地域づくりボランティア等が大きな役割を担っている場合が多く、本村では以前には地域づくりボランティア団体が複数ありましたが、現在はそれらのボランティア団体はなく、各行政区が地元の地域づくりに大きな役割を果たしています。

基本方針

村民一人ひとりが地域の一員であるという意識と連帯感を育て、村民が地域コミュニティ活動へ積極的に参加する体制づくりと地域組織の強化を支援します。また、各地域において行われているコミュニティ活動を積極的に支援し、各地域の主体的な課題解決を支援します。

施策の体系



主要施策

(1) コミュニティ活動の推進

地域コミュニティや住民自治に関する啓発や学習機会の拡充を進め、村民のコミュニティ意識の高揚に努めるとともに、各行政区等の維持・発展のための課題について協議し、対策を支援します。

(2) 地域活性化への支援の充実

地域活動の重要性から、地域住民が行う交流活動等に対して地域交流活性化事業補助金等により、地域活動を支援して、住民相互の連帯感や地域力を高めるとともに、各地区の活性化を図ります。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
地域交流活性化事業を利用して地域事業を行う地区数	地区	7	11	当該事業を利用して事業を実施する地区の数

主要事業

事業名	事業の概要
地域交流補助事業	各地区に対して一定の補助金を支出し、コミュニティが自主的に行う地域課題への対策を支援する。
コミュニティ助成事業の活用推進	各地区における文化活動や交流活動に対して、コミュニティ助成事業の活用を図る。

5-2 協働の村づくりの推進

現況と課題

地方分権が進み、住民協働の地域づくりが基本である現代において、住民ニーズを的確に捉えた村づくりを推進するには、行政視点のみの施策では限界が生じます。その為、可能な限り村民の視点に立った政策の展開に取り組んでおり、村では、2年に1回程度、各行政区において村民懇談会を実施し、直接村民の声を聴きながら、村政に反映しています。また、各種計画を策定する際には村民アンケートを実施し、政策立案に反映しており、実際の施策の内容に応じて、村民が意見を出せる場となる委員会等を設置しています。平成27度からは「女性から見たまちづくり委員会」を再び立ち上げ、玉川村の地域づくり等について考える場として活動をスタートしています。しかし、各種委員会においては、各種団体の役職を持った村民が兼ねることが多く、広く村民が協働の村づくりに参加できるワークショップ等の仕組みが必要です。

一方で、村民に参加の場があっても積極的に参加して頂けないといった現状もあり、「自分の地域は自ら考える」といった意識づくりをどのように醸成させるかが課題となっています。地域コミュニティの希薄化が進み、住民の生活様式や考え方の多様化が進む中において、地域における連帯感を強固にし、地域づくりへの参画意欲の高揚を図る必要があります。

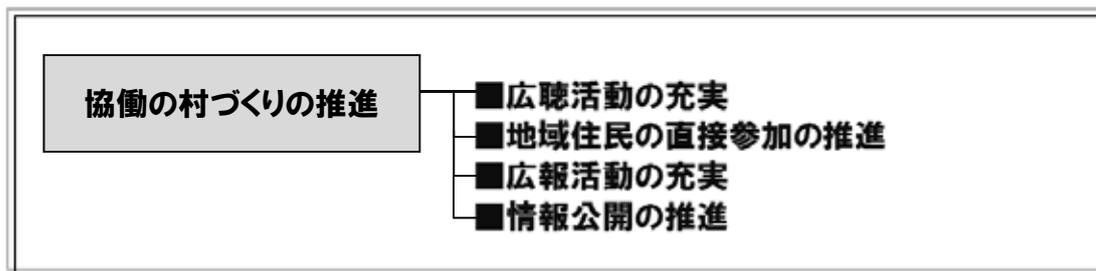
併せて、協働の村づくりにあたっては、村民に対して現在の村政運営の状況を正確に発信する必要があり、従来の行政無線や回覧等による広報に加え、村ホームページにおいてリアルタイムでの情報が提供できるよう努める必要があります。

花いっぱい運動においても、村の誇りの一つとして、継続して実施できるよう、関係者における協力関係を強化していく必要があります。

基本方針

村民の意見・要望を的確に把握するための広聴活動の充実を図ります。また、村民が広く協働の村づくりに参加出来る仕組みづくりを検討するとともに、公正で開かれた村政を推進するため、情報公開の推進を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 広聴活動の充実

広聴活動を充実し、村民の要望やニーズを把握するとともに、担当部署へ速やかに連絡し、的確に回答出来る体制づくりに努めます。また、パブリックコメントを求める仕組みづくりを構築します。

(2) 地域住民の直接参加の推進

村施策の企画立案に参加できるような仕組みづくりを検討します。また、花いっぱい運動をはじめとした地域における住民の奉仕作業や地域内の事業・交流活動を推進するための支援を行います。特に、各集落や各地区における現状と将来的な課題を調査・整理し、情報提供を行うとともに、今後の対策について各集落や各地区等の単位で検討する機会をつくります。

(3) 広報活動の充実

広報誌や防災無線、村ホームページの管理・運営の充実に努め、より一層効果的な広報に努めます。村民にわかりやすく、親しみの持てる広報の充実に努めます。また、地域の話題や活動などの地域情報の発信と支援をします。

(4) 情報公開の推進

情報公開制度のさらなる充実に努めるとともに、個人情報保護に関する条例の適切な運用を図りながら、村民に対する情報公開を推進します。また、村ホームページ等を活用しながら、村政運営の内容をわかりやすく村民へ提供し、村と村民の相互理解と信頼を高めます。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
パブリックコメントに関する条例の制定	件	—	1	パブリックコメント等に関する条例制定の数
行政情報等の提供に関する村民の満足度	%	17.6	25.0	村民意識調査における「満足している」及び「やや満足している」と回答した割合

※村民の満足度については、振興計画策定時に実施する村民意識調査アンケートにより検証を行う。

主要事業

事業名	事業の概要
広聴活動の充実	村民懇談会の実施や村ホームページでの意見投書等、住民の声を幅広く聴取できる仕組みを整備する。
住民協働の仕組みづくりの推進	住民が村づくりや地域づくりに参画しやすい仕組みづくりを構築する。
広報活動の充実	広報たまかわや村ホームページへの掲載、回覧板・防災行政無線等を有効に活用し、住民への広報の充実を図る。
情報公開制度の適正な運用	個人情報保護を適切に運用しながら、情報公開制度の充実に努める。

5-3 男女共同参画の推進

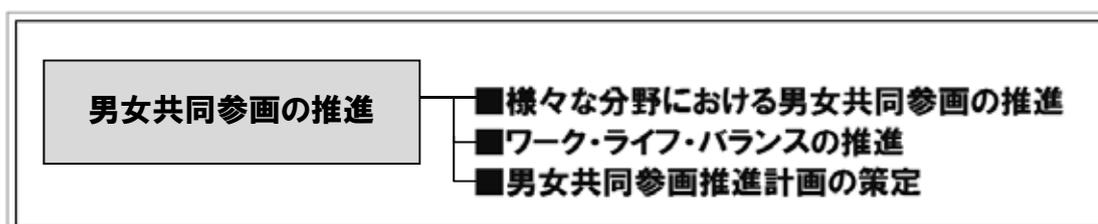
現況と課題

本村では、男女がともに輝く社会をめざし男女共同参画社会づくりに取り組んでいます。男女がともに社会のあらゆる分野の活動に参画するためには、家庭と仕事、その他の活動との両立が不可欠で、育児や介護など社会全体で支える環境整備と男女共同参画に関する教育が必要であり、意識向上に取り組んでいく必要があります。

基本方針

男女共同参画の視点に立った意識を醸成し、男女の性差なく人間として尊重され、その個性や能力を十分に発揮することができる社会環境づくりを進めます。

施策の体系



主要施策

(1) 様々な分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を養うための研修会、フォーラム等を開催し、性別による役割分担意識の改革と地域社会活動への参加を促進します。また、各種委員会や審議会等への女性委員の登用を促進し、女性が意見を言いやすく、女性が輝く村づくりを推進します。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

事業所等における男女の雇用状況の平等化、適正化を図り、仕事と生活の調和への取り組みの推進や出産、介護等を契機に就業を中断した女性が再就職し

やすい環境づくりへの支援ができるよう情報提供等を行います。

(3) 男女共同参画推進計画の策定

男女共同参画の社会を実現するため、国や県の動向を踏まえ、村として「男女共同参画推進計画（仮称）」を策定します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
男女共同参画に関する学習会・研修会数	回	0	1	1 年間に開催する学習会等の回数
男女共同参画事業数	回	0	2	1 年間に開催する事業の実施回数
各種委員会等における女性委員登用率	%	21.5	33.0	各種委員会等に占める女性の割合

主要事業

事業名	事業の概要
男女共同参画広報啓発活動	男女共同参画社会について理解を求めするためチラシ等で周知する。
男女共同参画事業の実施	一般住民向け事業を開催する。

5-4 行財政改革の推進

現況と課題

平成元年度から、起債等を財源とした10億円を超える投資的経費を費やし、公債費が大幅に伸び、平成15年度には村債と債務負担行為残高の計が、80億4千万円と最高になりました。さらに、国の三位一体改革による地方交付税の減額や長引く不況による地方税の減額により、歳入で一般財源が大幅に減収し、財政硬直化が進み、平成19年度決算において実質公債費比率（3ヶ年平均）が22.8%となるなど財政指標も厳しい状態が続いてきました。

この厳しい財政状況を健全化するため、玉川村行政改革大綱・玉川村集中改革プラン・玉川村定員適正化計画等により様々な経費の縮減に取り組み、歳出では、投資的経費を平成16年度以降、極端に抑え、人件費・物件費についても抑えてきました。平成元年度以降に実施した投資的事業（中学校建設事業・空港関連整備事業・公営住宅建設事業・総合運動公園整備事業等）村債が、償還完了の時期を迎えたことにより、着実に減少しています。

平成26年度決算では実質公債費率の3ヶ年平均が11.0%（早期健全化率25%）となり、年々改善していますが、認定こども園整備事業等による基金の取崩しにより将来負担比率は78.1%と、昨年度より39.7ポイント悪化しています。

さらに、経常収支比率においても、83.2%と高い水準を示しており、財政は硬直化している状況にあるため、施策・事業の重点化、事務事業の効率化、適切な村債の活用等により、財政健全化を図るための取り組みを継続していく必要があります。

本村の財政は、一時と比較すると好転はしていますが、依然として厳しい状況にあり、安定した行政運営を支える財源確保が課題となっています。

村税については、適正な賦課と収納率向上に努めていますが、未納額が年々増加しています。税負担の公平性の観点から、滞納の解消が大きな課題となっています。

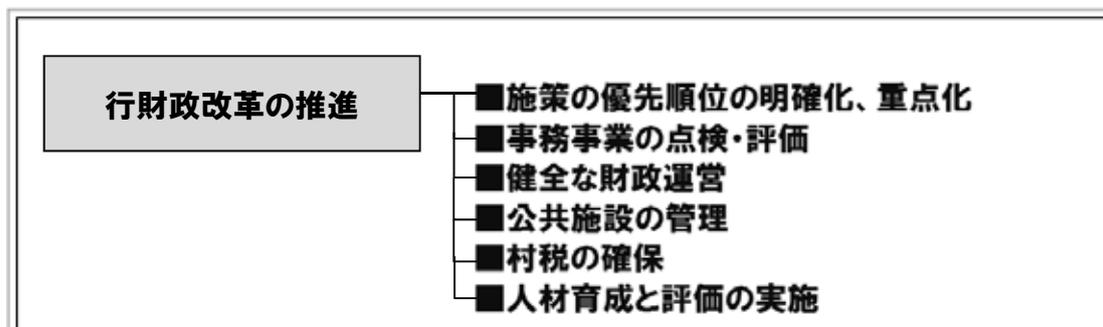
基本方針

財源の重点的、効果的な活用に向け、ゼロベースから事業の必要性・優先度を検証し、事業の廃止・統合を図り、「制度の高いコスト意識」、「柔軟・大胆な発想」により事業の「選択と集中」しながら、中長期的な視点に立ち、財源の有効活用を図ります。

また、納税に対する村民の理解を含め、自主納付への意識啓発と納税者の利

便性を図るよう納税環境整備、滞納の解消に取り組み、村税等の収納率向上に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 施策の優先順位の明確化、重点化

収支見通しを踏まえ、限られた財源を効率的・効果的に活用するため、各種計画等との整合性は図りながら、「精度の高いコスト意識」、「柔軟・大胆な発想」により、施策の優先順位の明確化、重点化を進め、将来の財政負担の軽減を図ります。

(2) 事務事業の点検・評価

効率的・効果的な事業執行と村民満足度の向上に向けた取り組みを推進するため、事務事業の点検を行い「対象」・「目的」・「効果」が重複している事業等の再構築を図るとともに、サービスの安全性、継続性の確保や費用対効果などを考慮しつつ、村民目線からの事務事業や事業手法の見直しを積極的に行います。

(3) 健全な財政運営

村債は、世代間の負担の公平性という観点から適切に活用していかなければなりません。村債現在高を適正に管理するとともに、財政健全化判断比率等の財政指標に留意し、将来への負担の抑制に配慮しながら、健全な財政運営を図ります。

(4) 公共施設の管理

公共施設等総合管理計画に基づき、村公有財産の適正な管理に努めます。

(5) 村税の確保

ホームページ等での村税のわかりやすい税情報の提供や納期内自主納付等の

意識啓発に努めます。また、口座振替の推進、コンビニ納付等について周知を図ります。未納者に対しては、早期の納税相談の実施、適正な滞納整理の推進により、村税の徴収率向上を目指します。

(6) 人材育成と評価の実施

資質向上と能力向上を目的に、職員の研修等により人材育成を図るとともに、人事評価制度を平成 28 年度から導入します。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
実質赤字比率	—	赤字なし	赤字なし	現況値は、平成 26 年度決算による
連結実質赤字比率	—	赤字なし	赤字なし	現況値は、平成 26 年度決算による
実質公債費比率	%	11.0	10.0	現況値は、平成 26 年度決算による
将来負担比率	—	78.1	50.0	現況値は、平成 26 年度決算による
村税の収納率	%	97.62	98.00	現況値は、平成 26 年度実績による

※村税は、個人村民税・固定資産税・軽自動車税の 3 税の合計による現年度分の収納割合。

主要事業

事業名	事業の概要
公共施設の適正管理事業	公共施設総合管理計画に基づき、施設の老朽化や利用状況、費用対効果など総合的な判断のもと、適切な管理を推進する。
人事評価制度運用事業	役場職員における人事評価制度を導入し、適切な運用を図る。

5-5 広域行政の推進

現況と課題

高度経済成長期以降、交通網の整備や近年の情報通信手段等の急速な発展・普及により、村民の活動範囲は市町村域を超え、飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備や公共施設の相互利用等、市町村の枠を超えた広域的なむらづくりや施策に対するニーズが高まっています。

さらに少子高齢化による人口減少社会の到来や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化が進む中、広域的な行政課題への確に対応していく必要があります。

村単独の施策で限界がある分野については、これまでも広域の自治体の連携による事業を推進していますが、社会全体が多様化していることにより、新たな広域的行政の連携が必要になってきています。

既存の具体的な連携内容としては、産業（郡山地域テクノポリス）、観光（福島県中部観光協議会、FIT構想等）、消防・医療（須賀川地方広域消防組合・公立岩瀬病院企業団）、交通体系（水郡線活性化対策協議会、福島空港活性化推進会議等）をはじめ、環境分野や婚活等多岐に亘った連携を行っています。連携する内容により石川管内自治体や県中管内自治体など連携の範囲は様々ですが、今後の人口減少社会においては、より広域連携の重要度が増してくると考えられます。

現在、郡山市が中心となり「連携中枢都市圏」の検討が行われており、今後市町村間の施策や各種事業の連携協定が交わされ、広域的な取り組みが推進されようとしています。

基本方針

近隣市町村や村民の生活圏域自治体と連携し、村民サービス向上のために効率的で広域的な行政施策の推進を図ります。

また、行政施策各般にわたる事業について、同様の取り組みを行う自治体との連携により従来事業より効果の高い事業の展開を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 効果的で広域的な行政施策の推進

村民の生活圏や経済活動圏の拡大に伴い、広域連携により高い効果が見込まれる事業については、積極的に事務事業の連携を図り村民の利便性向上と業務の効率化を図ります。

(2) 新たな広域行政の検討・推進

住民生活や社会構造の多様化等、複雑高度化していく環境の中、社会の変革に的確に対応した行政施策を展開するため、既存の枠組みにとらわれない広域的な連携の検討を行います。

目標指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考 (数値の測定根拠と 設定の考え方等)
広域的自治体間における新たな連携事業数	事業	—	2	業務の効率化や効果の高い事業を展開するための広域的な新たな取り組みを行う事業数

主要事業

事業名	事業の概要
広域行政の推進	自治体の枠を超え、行政施策の広域的な取組みにより効果的で効率的な事業を実施する。

6. 重点プロジェクト（人口減少対策）

6-1 重点プロジェクトの位置づけ

振興計画と総合戦略の関係

政府が平成26年11月に公布・施行した「まち・ひと・しごと創生法」では、全国の自治体に人口減少対策の方針をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するよう促しています。人口減少対策は、地域によって状況や原因が異なることから、全国一律的な手法ではなく、それぞれの地域で地域特性を活かした対応策を練り、地域が主体性をもって取り組む必要があるためです。

そこで本村でも、国や県の策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら、あらためて村としての人口減少対策の方針を「玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定しました。

計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間となっており、振興計画の前期基本計画と平成28年度から31年度までの4年間で重複することから、振興計画において、人口減少対策を重点プロジェクトとして位置づけ、全庁的に推進することとします。

第6次玉川村振興計画前期基本計画

基本構想(H28～H37)

前期基本計画(H28～H32)

基本目標	
1	皆で支えあう福祉の村づくり
2	環境にやさしい安全・便利な村づくり
3	活力のある村づくり
4	人を育む村づくり
5	交流と協働の村づくり

玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略

総合戦略
(H27～H31)

重点プロジェクト(人口減少対策)

重点施策1

仕事と雇用を創出する『元気な産業応援プロジェクト』

重点施策2

玉川村に人を呼び込む『選ばれた村づくりプロジェクト』

重点施策3

若い世代を支援する『子育て世代応援プロジェクト』

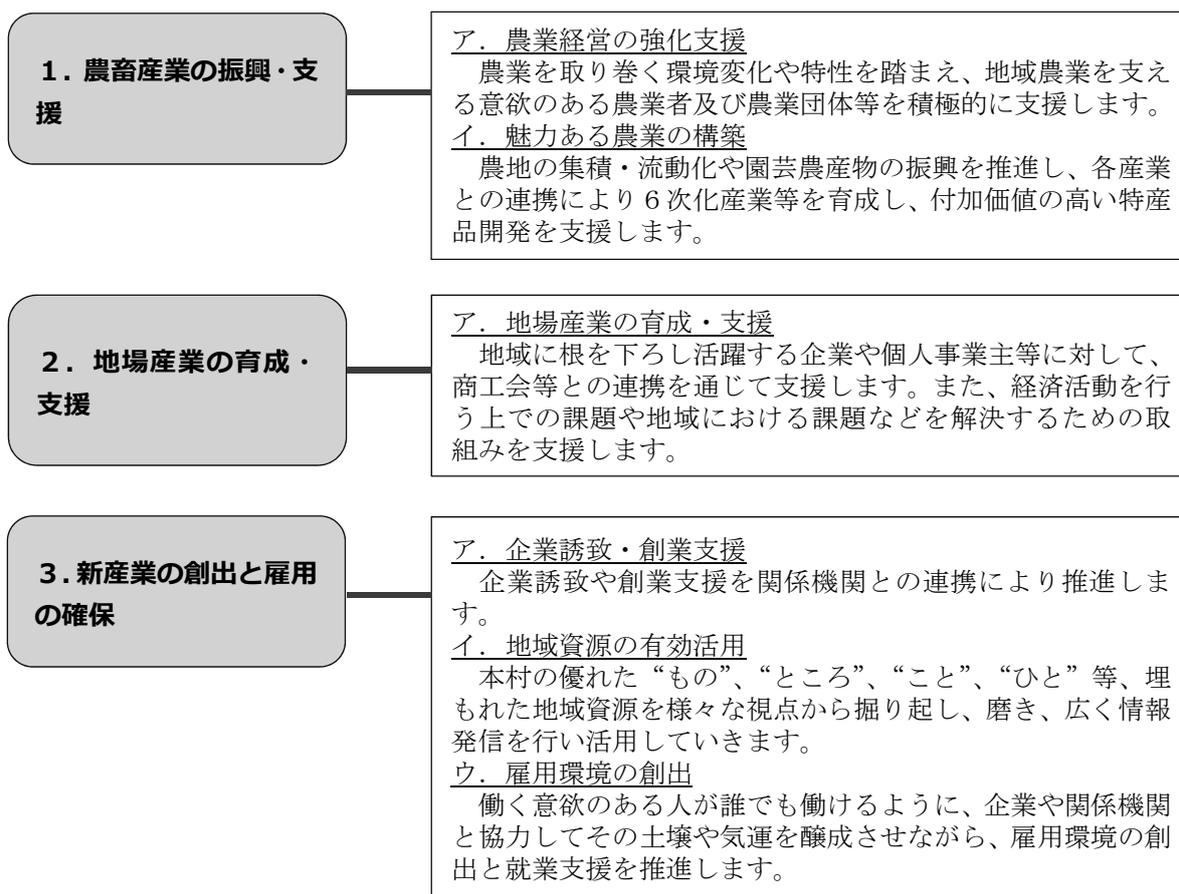
重点施策4

新たな地域づくりを推進する『元気な地域づくりプロジェクト』

6-2 重点プロジェクト

重点施策1 元気な産業応援プロジェクト

地域経済の活性化のため、基幹産業である農業の振興とともに、新たな産業系土地利用の検討と企業誘致を進めるとともに、既存企業の基盤強化・連携を促進し、雇用の創出を図ります。



以下の数値目標を掲げ、上記施策を推進していきます。

数値目標	基準値	目標値 (H31)
農業の新規担い手 (農業経営体数)	—	5 経営体
新規就農者の数	—	1 人
JA への野菜出荷数量 (主要 5 品目)	503t (H26)	528t
耕作放棄地 A 分類農地の解消面積	—	4.0ha
企業誘致件数	—	1 事業所
創業件数	—	3 事業所

重点施策2 選ばれる村づくりプロジェクト

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故によって大きく変わった本県の特
殊要因を踏まえ、移住・定住しやすい環境を関係機関と協力して構築します。
また、観光や経済・文化交流事業等を積極的に展開し、村のPRを推進すると
ともに、本村を訪れる人を増やします。

1. 移住・定住の推進

ア. U I J ターンの推進・誘導

定住者の増加を図るため、情報の収集・発信力の強化を図るとともに、移住・定住者向けの住宅施策等を推進し、村内への定住誘導を図ります。

イ. 居住環境の確保・整備

リフォーム支援や空き屋対策を推進するとともに、住宅開発を促進し、交通アクセスの利便性を活かした居住環境づくりを進めます。

2. 交流人口の拡大

ア. 観光資源の発掘と活用・連携

本村には大規模な観光資源はありませんが、豊かな自然、まつりやイベントなど、優れた資源がたくさんあります。村民にとっては当たり前のものでも、村外の人には新鮮に映るものなど、地域の魅力や観光資源を掘り起し、有効に活用する方策を検討・構築します。

イ. 交流の拡大推進

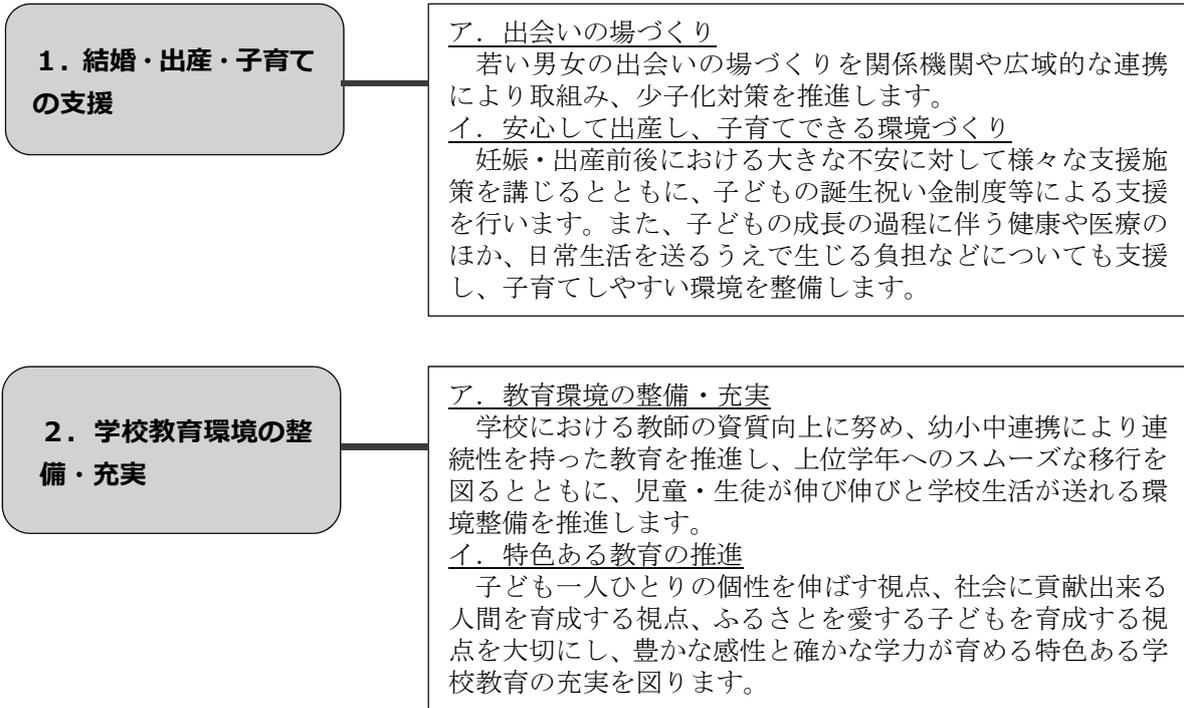
さるなしや空芯菜などオリジナルな品物が揃う道の駅たまかわ「こぶしの里」は、福島空港に近く、その拠点力は更なる強化が見込まれます。また、空港のある村として、国内外との交流を行いやすいメリットを活かし、各交流事業を多面的に拡充して、交流人口の拡大を推進します。

以下の数値目標を掲げ、上記施策を推進していきます。

数値目標	基準値	目標値 (H31)
玉川村の人口 (現住人口調査)	6,811 人 (H27.3 末)	7,000 人
定住奨励金制度利用の移住者数	—	100 人
定住奨励金制度利用の定住者数	—	50 人
20 歳代から 30 歳代の年間転出者数	127 人 (H26)	100 人
20~39 歳に占める女性の割合	47.3% (H27.3 末)	48.3%

重点施策3 子育て世代応援プロジェクト

若者が将来に希望を持ち、幸せな家庭を築いていくことを全力で応援します。子育てにかかる経済的負担や利用しやすい子育て支援策を拡充し、子どもが伸び伸びと育ち、豊かな感性と確かな学力が育める特色ある学校教育の充実など、「子育てするなら玉川村で」と言われるよう、結婚・出産・子育てをしやすい環境づくりを推進します。



以下の数値目標を掲げ、上記施策を推進していきます。

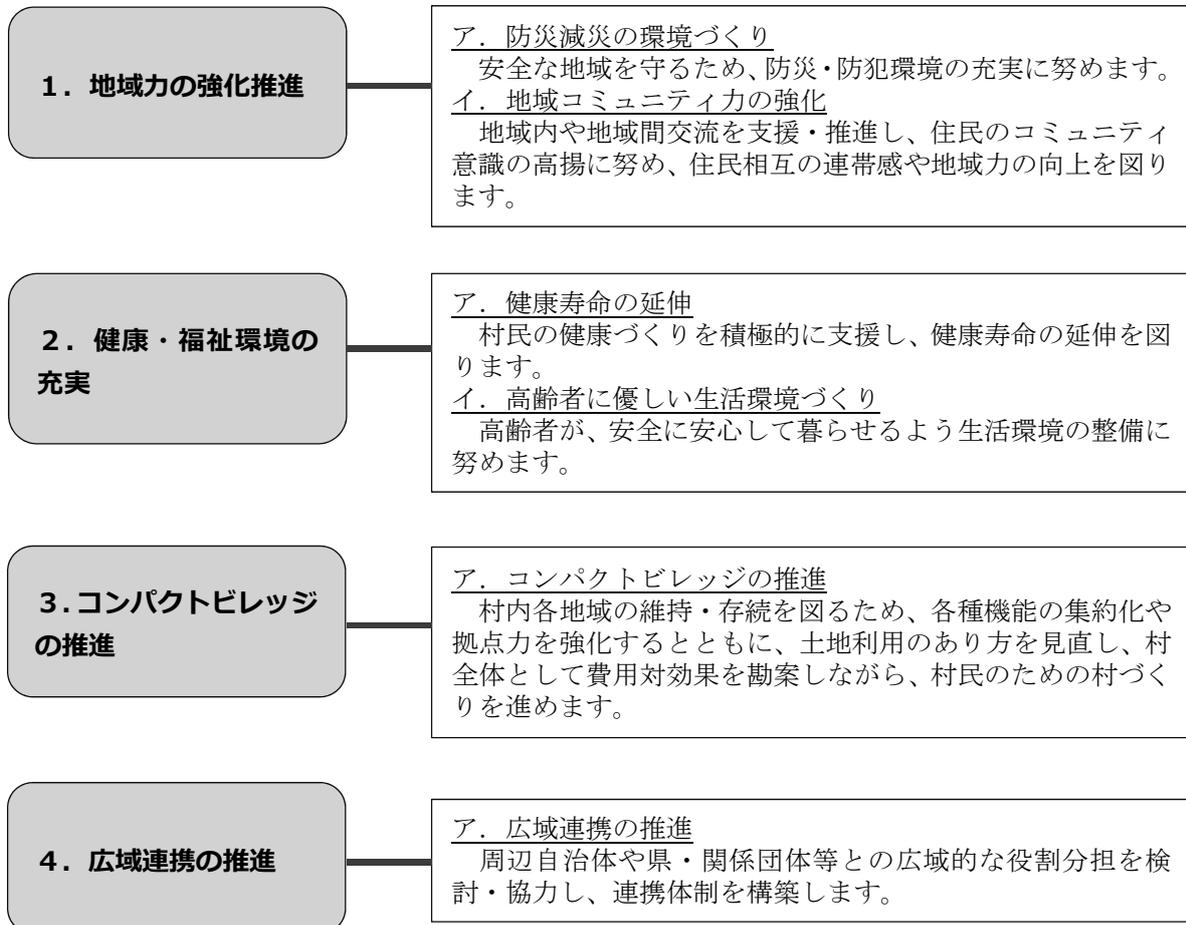
数値目標	基準値	目標値 (H31)
年間出生者数が各年対前年比 5%増	43 人 (H26)	54 人
保育・子育て環境に関する満足度(アンケート)	29.0% (H26)	40.0%
子供の教育環境に関する満足度(アンケート)	27.3% (H26)	35.0%

重点施策4 元気な地域づくりプロジェクト

少子高齢化・人口減少社会の進行は、地域社会を形成・維持していくうえで、憂慮すべき大きな課題となっています。今後、これらの情勢に伴い縮小していく地域社会・経済等については、想定される様々な問題に対し、早急に対処策を検討・構築していく必要があります。

その為、今後の地域づくりにあたっては、人口減少社会により、これまで以上に住民協働の村づくりが重要となることから、地域コミュニティの強化と住民の意識の高揚を図りつつ、住民が主役の新たな地域づくりを推進します。

また、高齢化や過疎化により地域コミュニティ力の低下が懸念される地域もありますが、各地域における人・文化・風景等を守り、存続していくための仕組みづくりやそこに住む村民が健康で地域とともに輝ける地域社会を構築します。村単独では解決が困難な課題については、周辺自治体や県・関係機関等と協力・連携して、解決のための施策を構築し、効果的に推進します。



以下の数値目標を掲げ、上記施策を推進していきます。

数値目標	基準値	目標値 (H31)
行政区加入世帯率	92% (H26)	95%
地域コミュニティ活動育成の満足度(アンケート)	12% (H26)	17%
ボランティア活動支援の満足度(アンケート)	11% (H26)	16%

資料編

IV 参考資料

1. アンケート調査結果の概要

1-1 村民アンケート

(1) 調査目的

本調査は、第6次玉川村振興計画前期基本計画（平成28～32年度）の策定に当たって、村への愛着度や定住意向をはじめ、村の現状評価や今後重視する取り組み、各分野における施策要望など、村民の意識構造の実態を把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施したものです。

(2) 調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	玉川村に居住する18歳以上の住民
配布数	2,000
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	平成27年1月～2月
調査地域	村内全域

(3) 配布数及び回収結果

配布数	2,000
有効回収数	1,012
有効回収率	50.6%

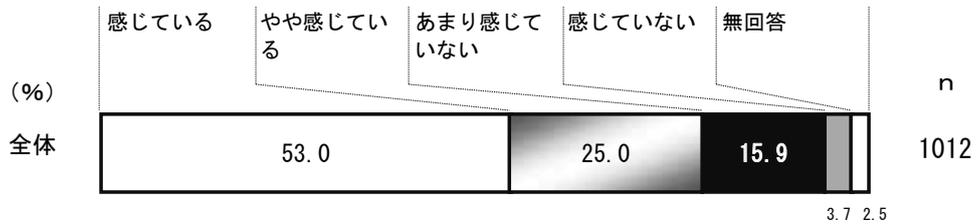
【アンケート調査における数値の基本的な取り扱いについて】

- ① 比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。その為合計が100%を上下する場合があります。
 - ② 基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
 - ③ 質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であるため、回答の合計比率が100%を超える場合があります。
- ※村民アンケート、青少年アンケート、中学生アンケート共通事項

(4) 玉川村への愛着

問2 あなたは、玉川村に愛着を感じていますか。

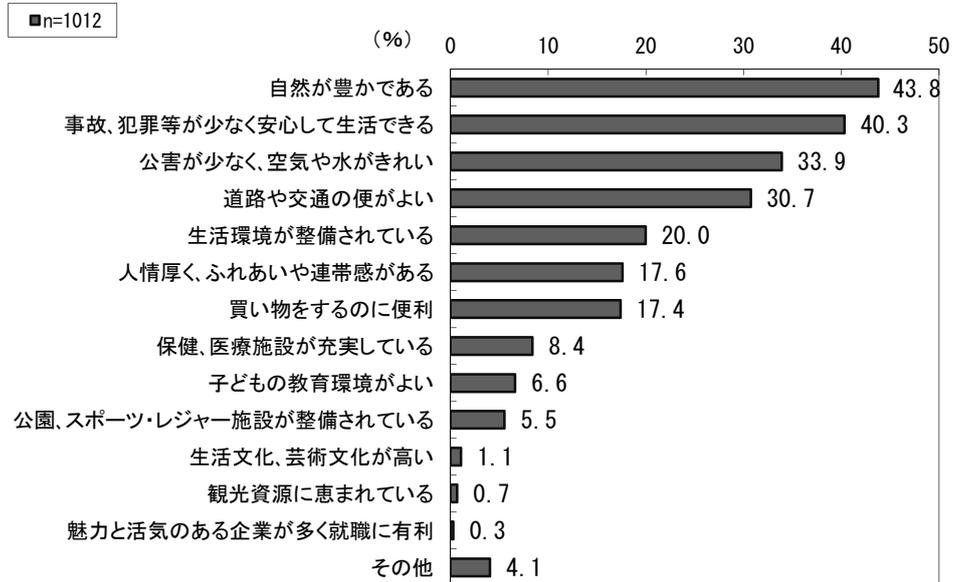
- “愛着を感じている”は78.0%。一方、“愛着を感じていない”は19.6%。



(5) 玉川村のイメージ

問3 あなたは、玉川村のイメージをどのように感じていますか。【複数回答】

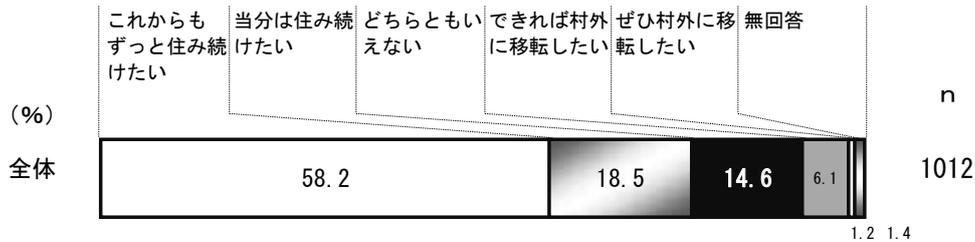
- 「自然が豊かである」が第1位。



(6) 玉川村に住み続けたいか

問4 あなたは、これからも玉川村に住み続けたいと思いますか。

● “住みたい”は76.7%。一方、“住みたくない”は7.3%。

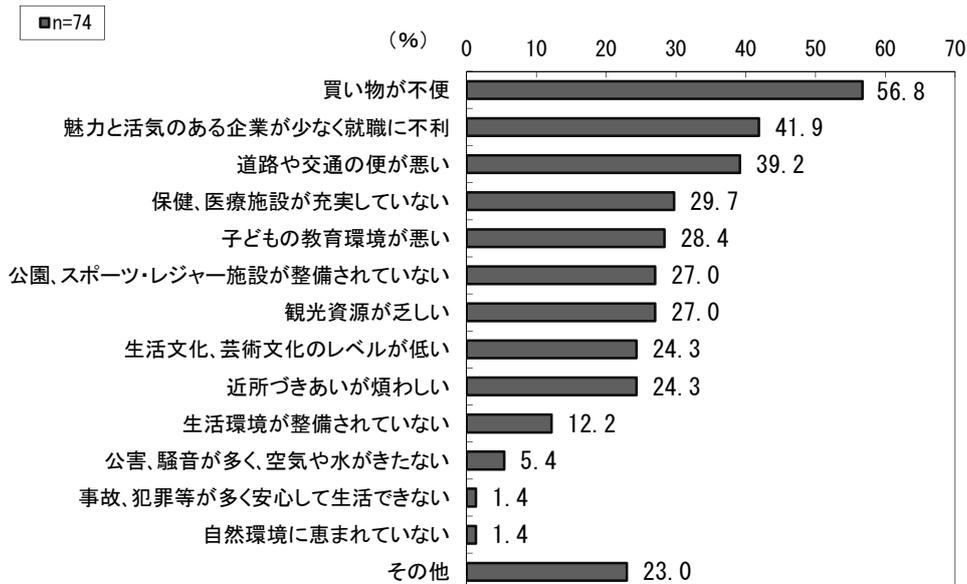


(7) 移転したい理由

※問4で「4. できれば村外に移転したい」または「5. ぜひ村外に移転したい」に○をつけた方にかがいます。

問4付問 その主な理由はなんですか。【複数回答】

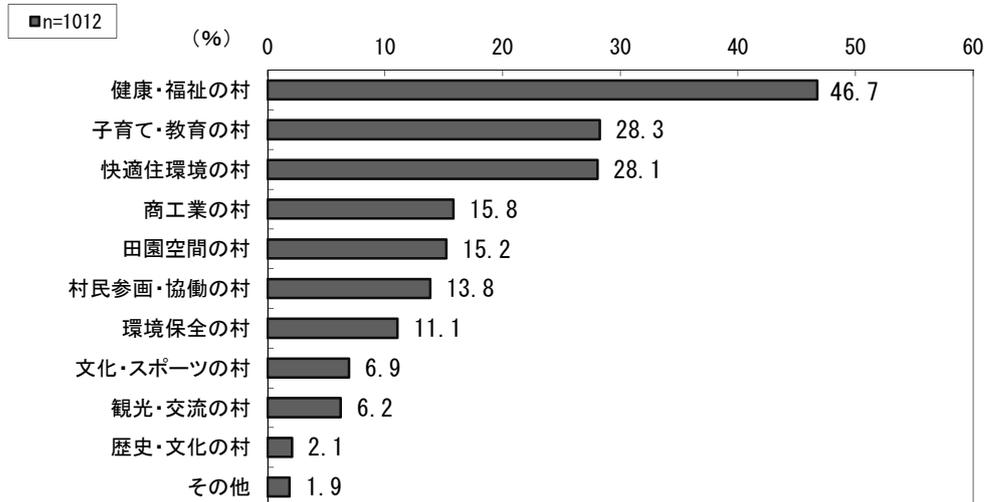
● 「買い物が不便である」が第1位。



(8) 今後どのような特色ある村づくりに期待するか

問5 あなたは、今後の村づくりにおいて、どのような特色のある村づくりを期待しますか。【複数回答】

● 「健康・福祉の村」が他を大きく引き離して第1位。



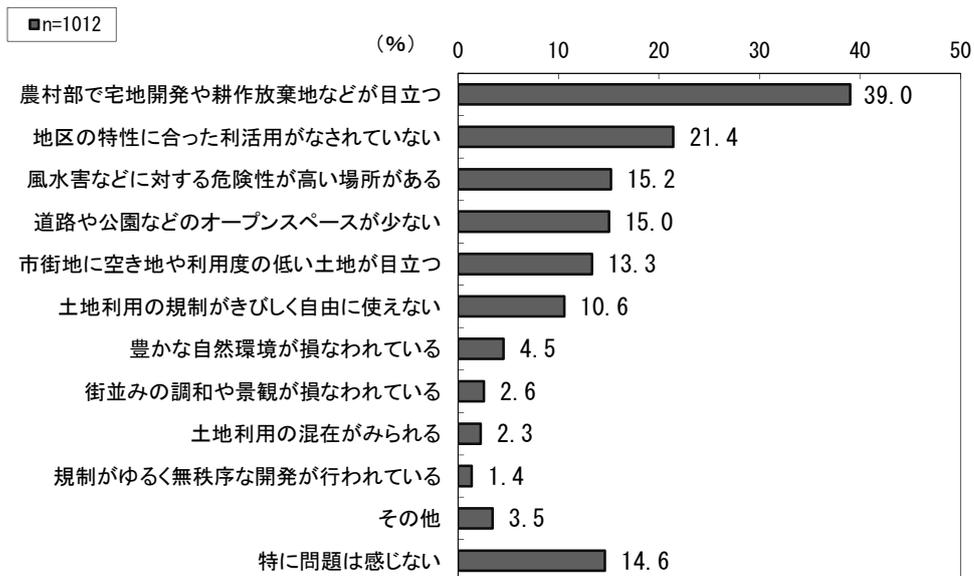
(9) 土地利用について

① 土地利用の問題点について

問6 土地利用についておたずねします。

① あなたは、玉川村の土地利用について、どのようなことが問題と感じますか。【複数回答】

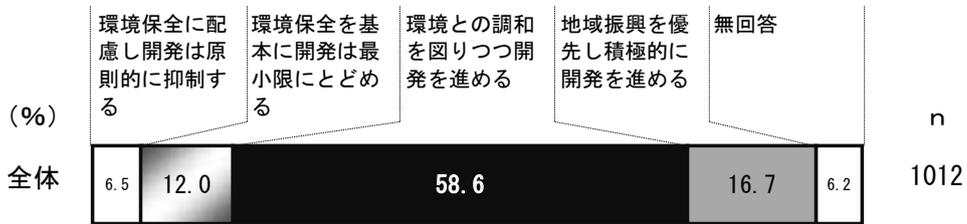
● 「農村部で宅地開発や耕作放棄地などが目立つ」が第1位。



② 開発と自然環境・農村環境保全のあり方について

② あなたは、これからの開発と自然環境・農村環境保全のあり方について、基本的にどのような方向で考えていくべきだと思いますか。

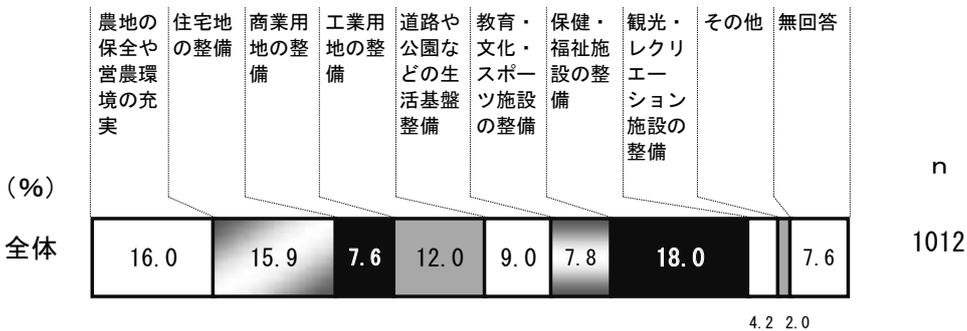
● 「環境との調和を図りつつ開発を進める」が他と大きく差をつけて第1位。



③ 今後優先的に整備すべき用地について

③ 村の発展に向けて、計画的な土地の利用を進めていくが必要になりますが、あなたは、今後、どの用地の整備を優先するべきだと思いますか。

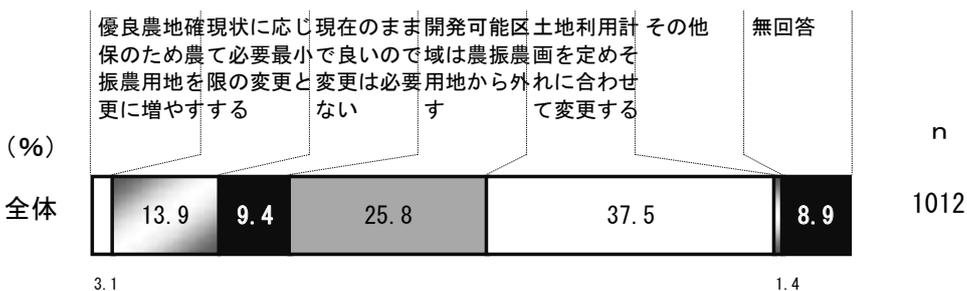
● 「保健・福祉施設の整備」が第1位。



④ 農振農用地の変更について

④ 村では農業振興地域整備計画を策定し、農振農用地を設定することにより地域農業の振興と優良農地の確保、更には農業環境の保全を図っております。農振農用地の変更についてどのようにお考えですか。

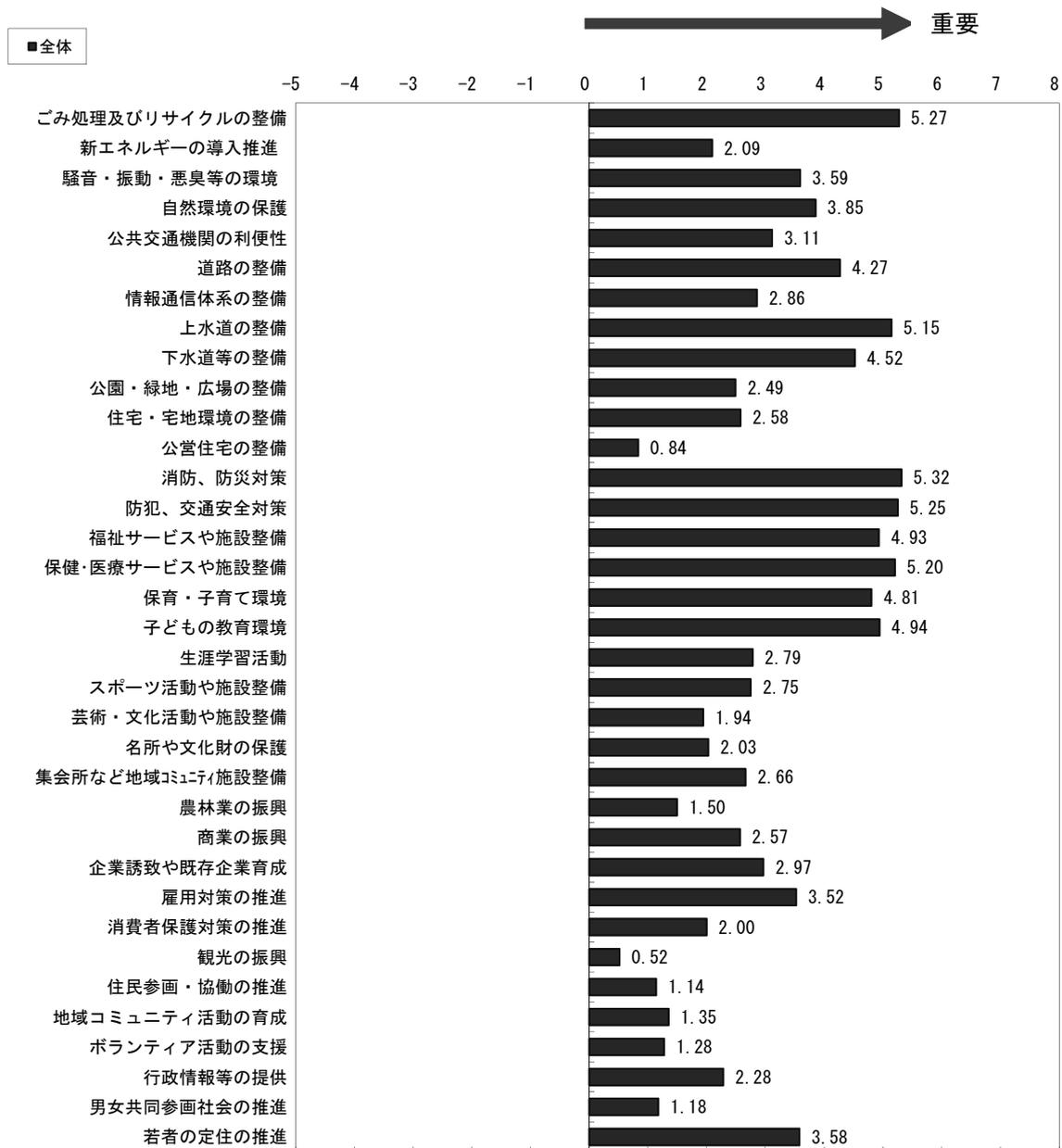
● 「土地利用計画を定めそれに合わせて変更する」が第1位。



(10) 村の各環境に関する重要度

● 重要度の最も高い項目は「消防、防災対策」。次いで「ごみ処理及びリサイクルの整備」、「防犯、交通安全対策」の順。

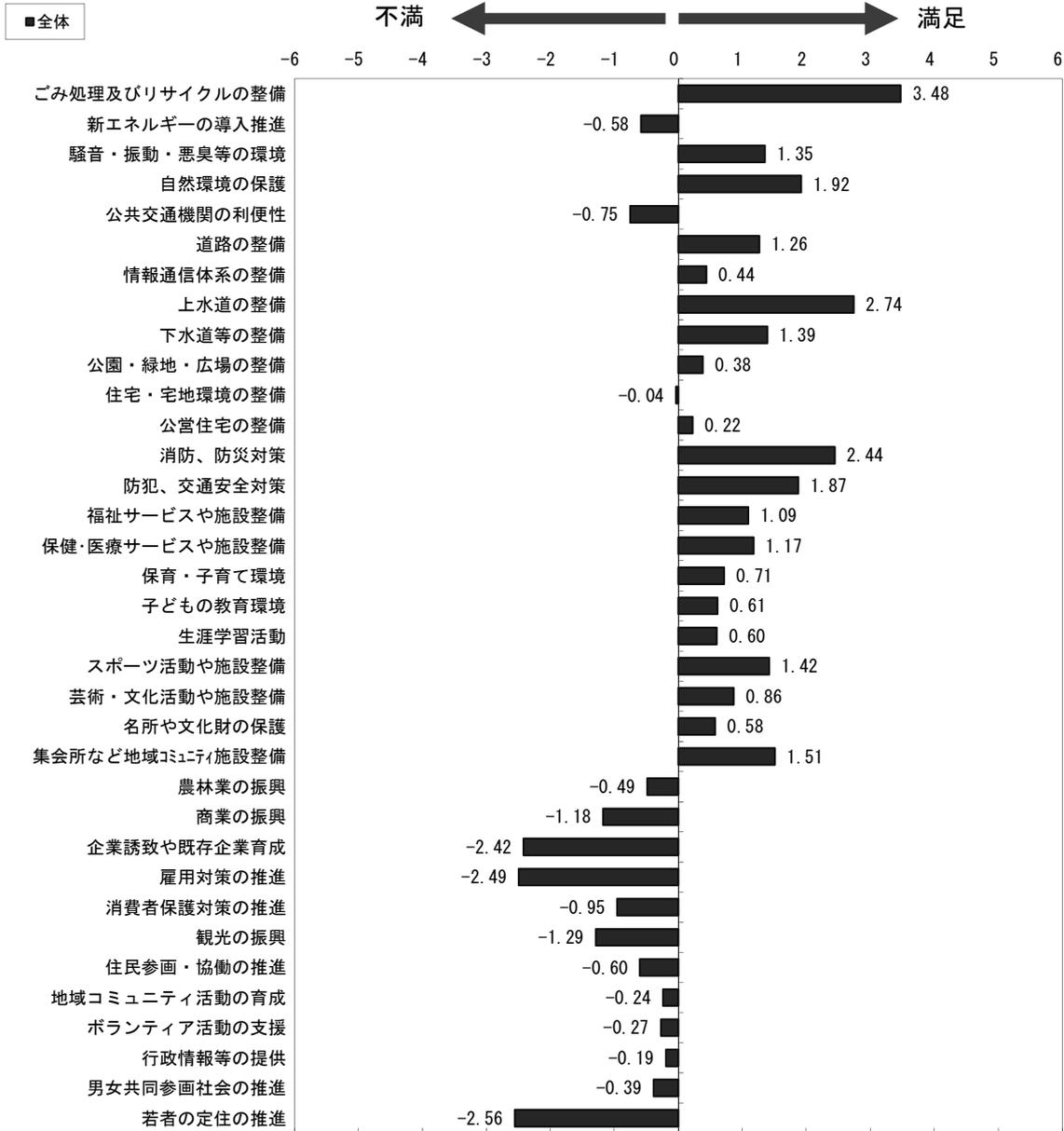
(単位：評価点)



(11) 村の各環境に関する満足度

● 満足度の最も高い項目は「ごみ処理及びリサイクルの整備」。次いで「上水道の整備」、「消防、防災対策」の順。

(単位：評価点)



1-2 青少年アンケート

(1) 調査目的

本調査は、第6次玉川村振興計画前期基本計画の策定に当たって、村への愛着度や定住意向をはじめ、村の現状評価や今後重視する取り組み、各分野における施策要望など、青少年の意識構造の実態を把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施したものです。

(2) 調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	平成26年度において高校生に相当する方（高校生・社会人問わず）
配布数	194
抽出法	対象者全員
調査方法	郵送法による配布・回収
調査時期	平成27年3月
調査地域	村内全て（に住所を有する方）

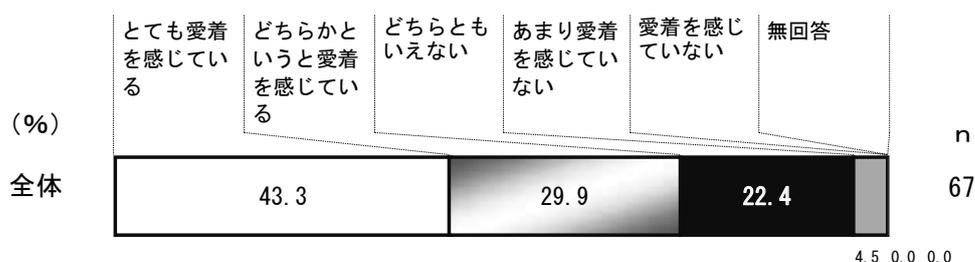
(3) 配布数及び回収結果

配布数	194
有効回収数	67
有効回収率	34.5%

(4) 玉川村への愛着

問2 あなたは、玉川村を「自分の村」として、愛着をどの程度感じていますか。

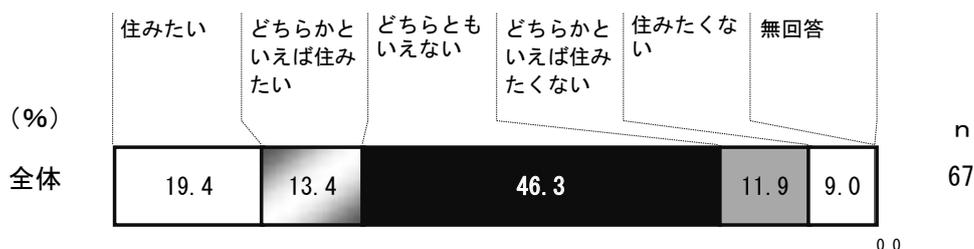
● “愛着を感じている”は73.2%。一方、“愛着を感じていない”は4.5%。



(5) 玉川村に住み続けたいか

問3 あなたは、将来、玉川村に住み続けたいと思いますか。

● “住みたい”が32.8%、“住みたくない”が20.9%。

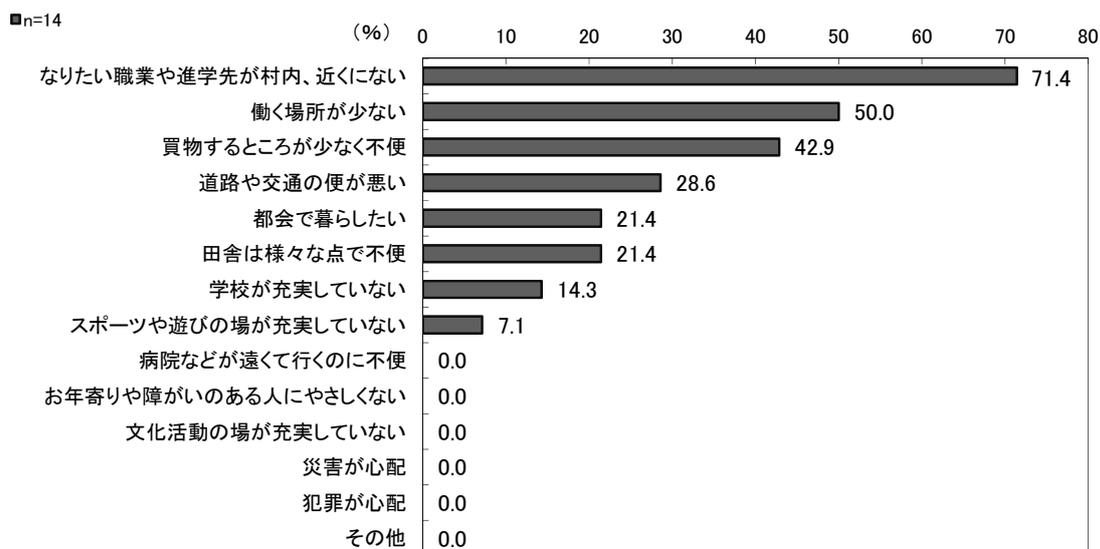


(6) 住みたくない理由

※問3で「4. どちらかといえば住みたくない」または「5. 住みたくない」に○をつけた人だけにうかがいます。

問3付問 住みたくない理由はなんですか。【複数回答】

● 「なりたい職業や進学先が村内、近くにない」が下位の回答に大きく差をつけて第1位。

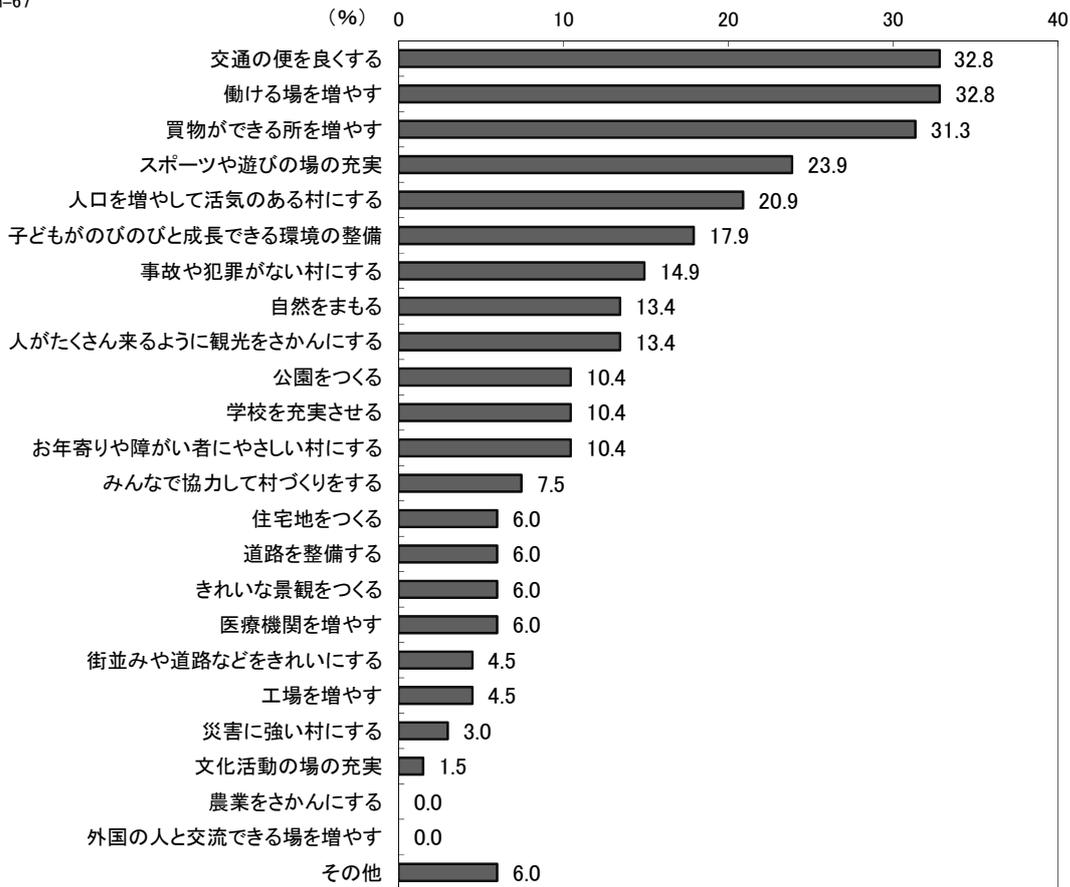


(7) 今後の村づくりで力を入れるところ

問4 あなたは、玉川村を「住みたくなる村」にするには、特にどんなところに力を入れたらいいと思いますか。【複数回答】

● 「交通の便を良くする」、「働ける場を増やす」が32.8%でともに第1位。

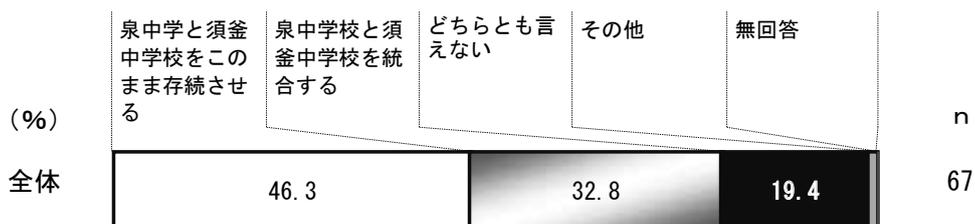
■n=67



(8) 中学校の統合について

問5 現在、少子化により子どもの数が減っていますが、玉川村の中学校について、今後、どのような方向で考えるのが良いと思いますか。

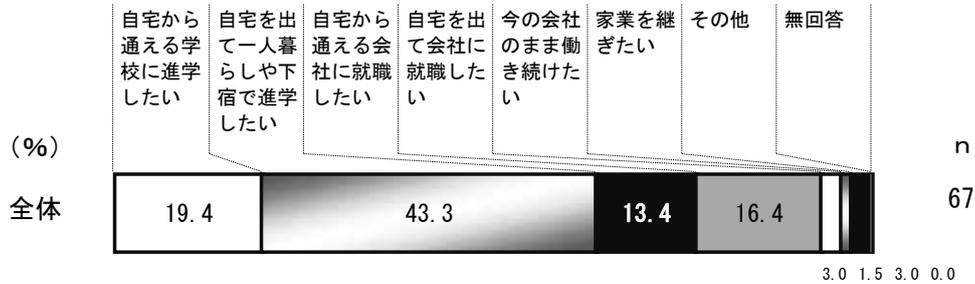
● 「泉中学校と須釜中学校をこのまま存続させる」が46.3%で第1位。



(9) 考えている進路やキャリア

問6 あなたの将来について、どのような進路やキャリアを考えていますか。

● 「自宅を出て一人暮らしや下宿で進学したい」が43.3%で第1位。

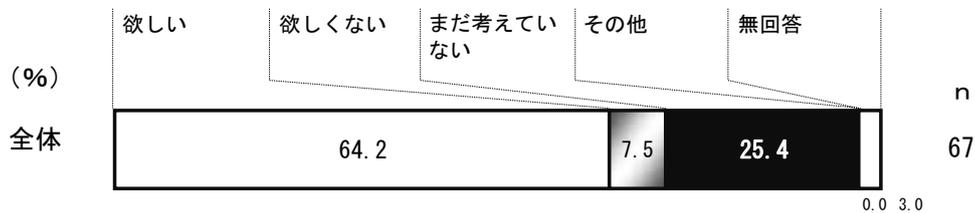


(10) 将来子どもがほしいか

① 子どもの有無について

問7 あなたは、将来、子どもがほしいと思っていますか。

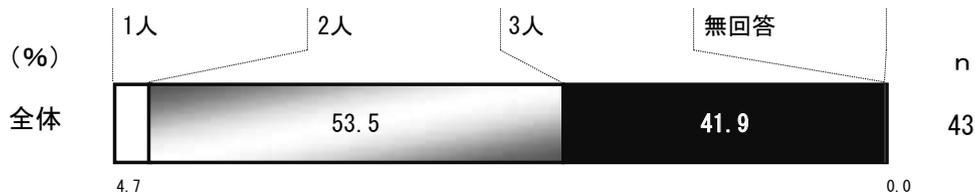
● 「欲しい」が64.2%で第1位。



② 子どもは何人欲しいか

問7 1. 欲しい ⇒ だいたい何人ぐらい欲しいですか？

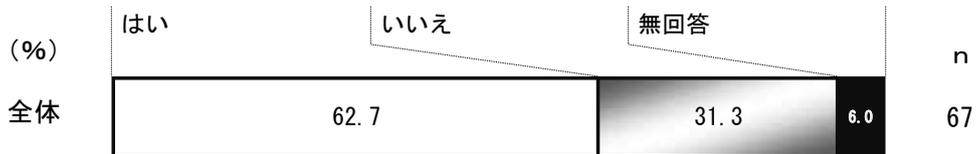
● 「2人」が53.5%で第1位。



(11) 村への居住・帰村希望について

問8 あなたは、いつか村に帰ってきたい、または住み続けたいですか。

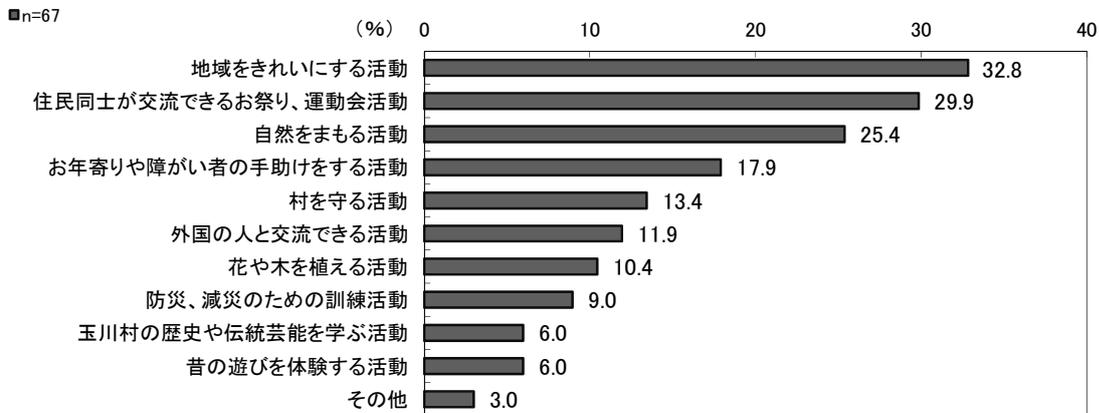
● 「はい」が62.7%で第1位。



(12) 参加したい村の活動

問9 あなたは、住みよい村づくりをするため、次の活動の中で、今後、どの活動に参加してみたいと思いますか。【複数回答】

● 「地域をきれいにする活動」が32.8%で第1位。



1-3 中学生アンケート

(1) 調査目的

本調査は、第6次玉川村総合計画前期基本計画の策定に当たって、村の中学生が村の現状をどのように感じ、これからどのようなむらづくりを考えているかなどについて、平成26年12月に調査を実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

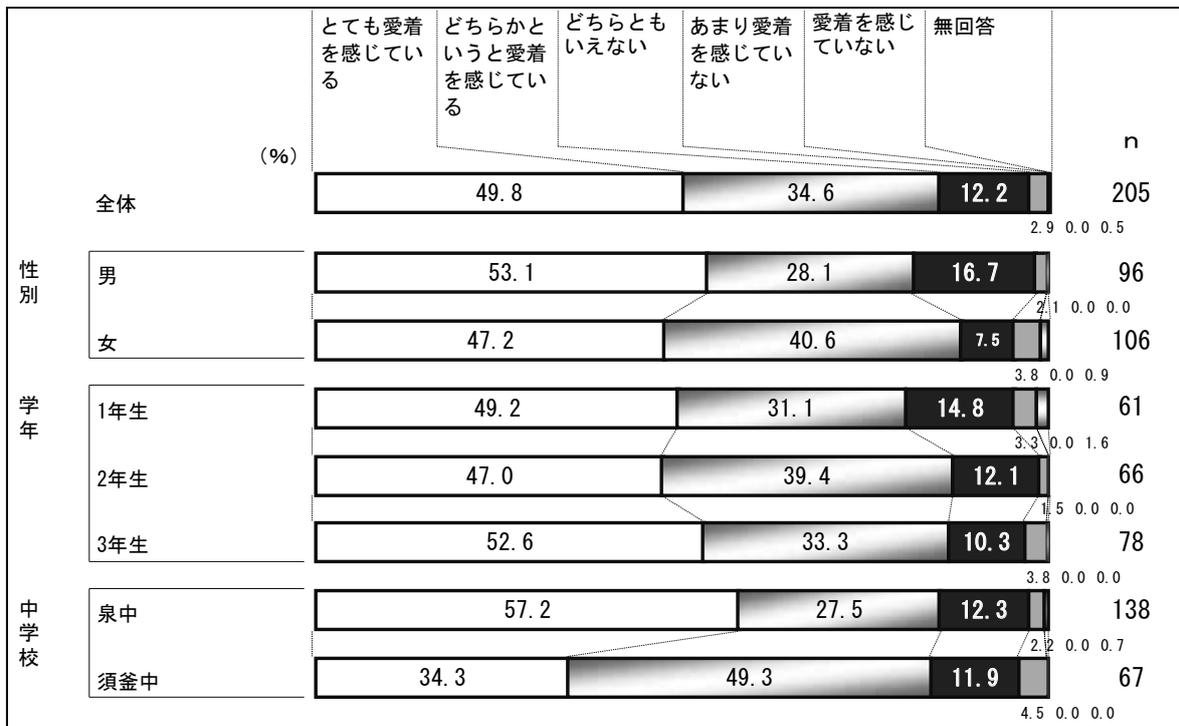
項目	内容
調査対象	村内の中学校の生徒全員
配布数	213
調査方法	中学校での配布・回収
調査時期	平成26年12月

(3) 配布数及び回収結果

配布数	213
有効回収数	205
有効回収率	96.2%

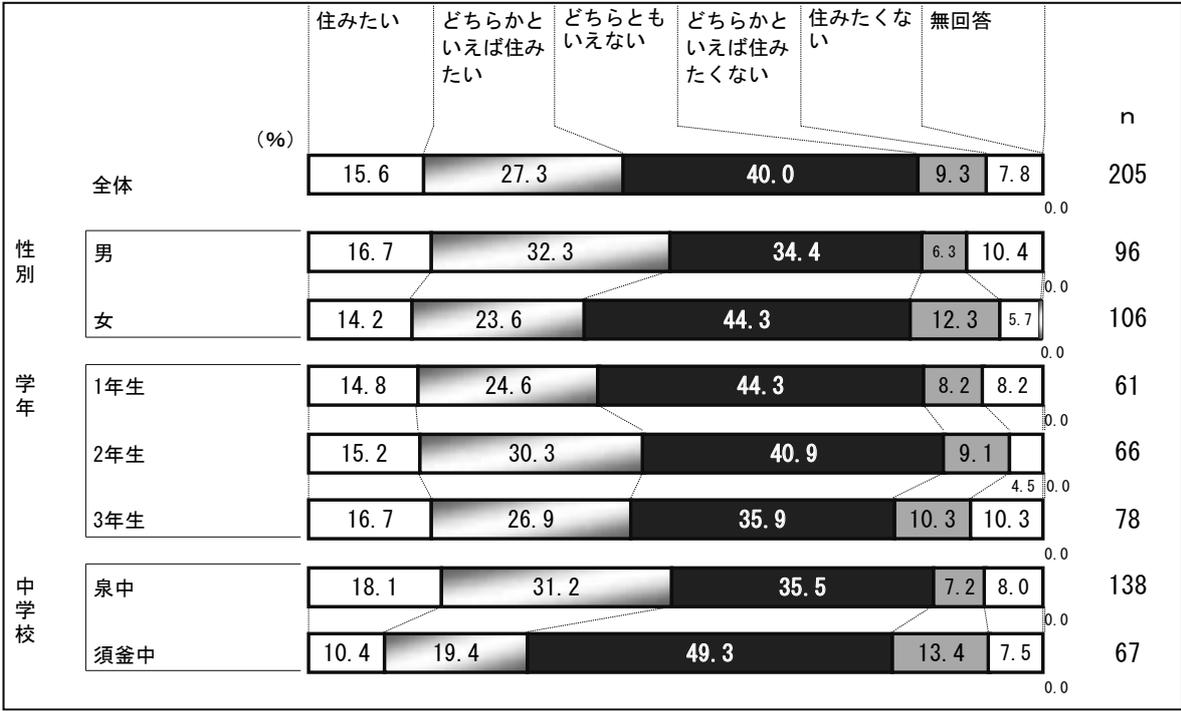
(4) 村への愛着度について

問2 あなたは、玉川村を「自分の村」として、愛着をどの程度感じていますか。



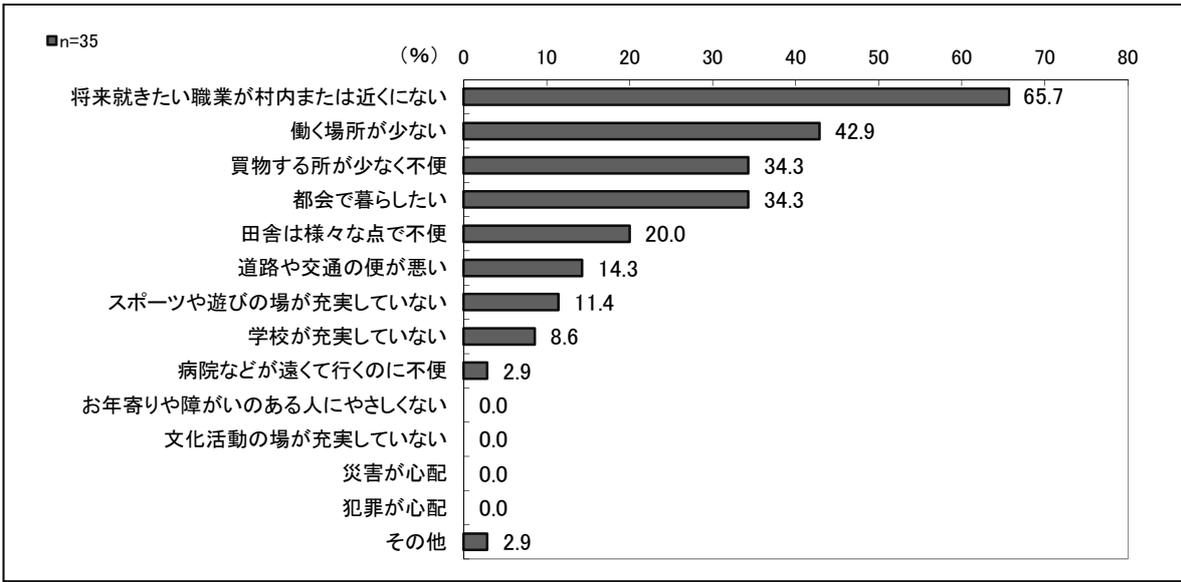
(5) 今後の定住意向について

問3 あなたは、将来、玉川村に住み続けたいと思いますか。



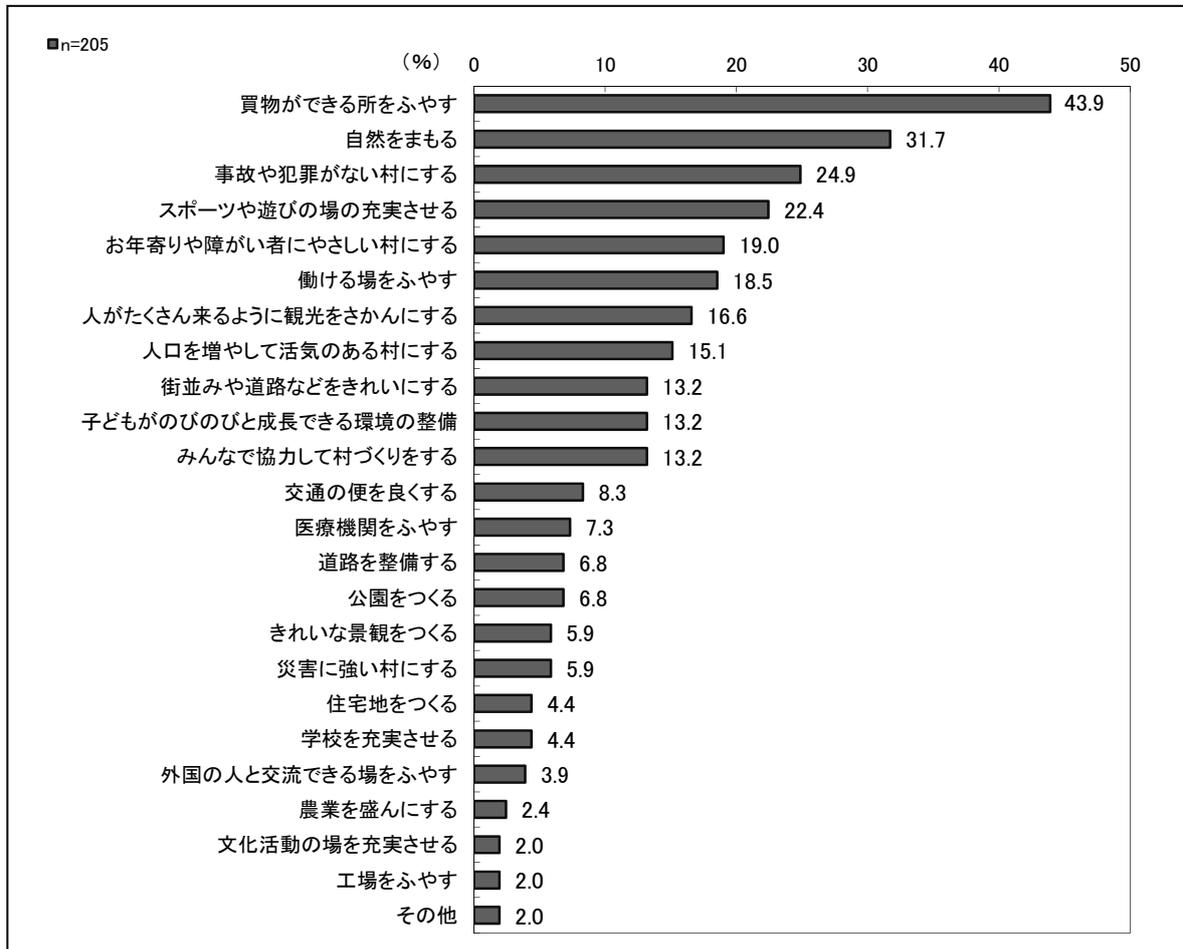
(6) 住みたくない理由について

※問3で「4. どちらかといえば住みたくない」または「5. 住みたくない」に○をつけた人だけにかかっています。
問3付問 住みたくない理由は何ですか。【複数回答】



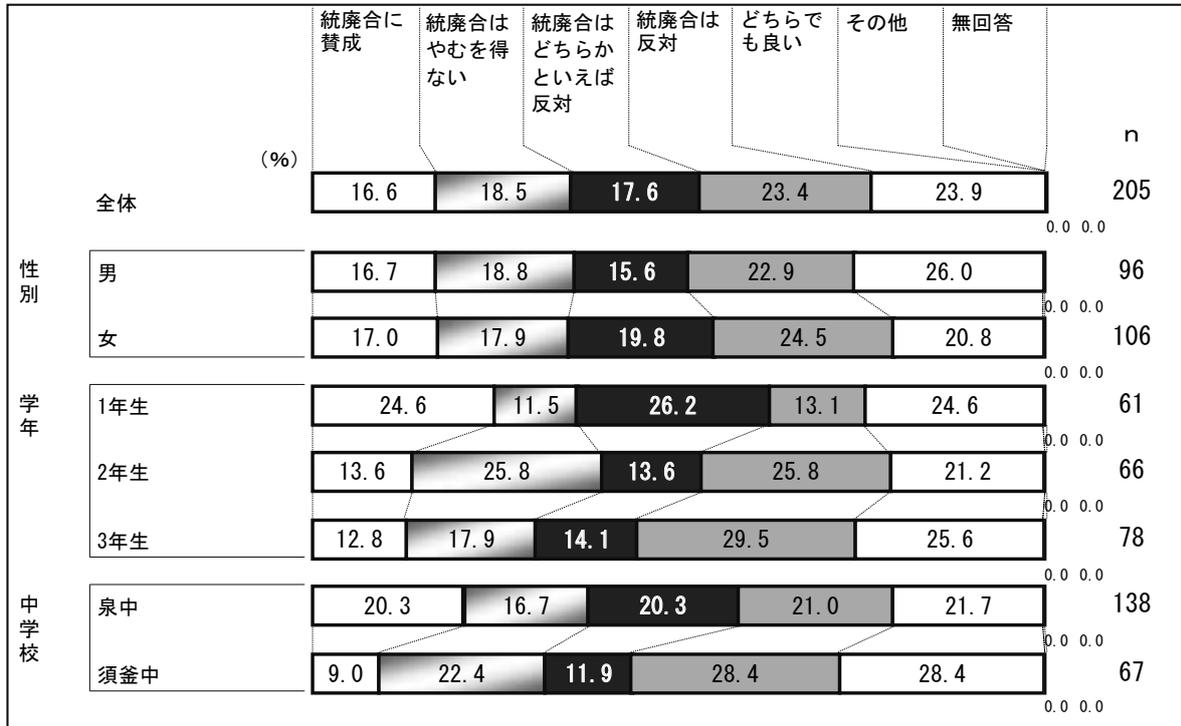
(7) 今後特に力を入れてほしいことについて

問4 あなたは、玉川村を『住みたくなる村』にするために、今、どこに力を入れたらいいと思いますか。【複数回答】



(8) 中学校の統廃合について

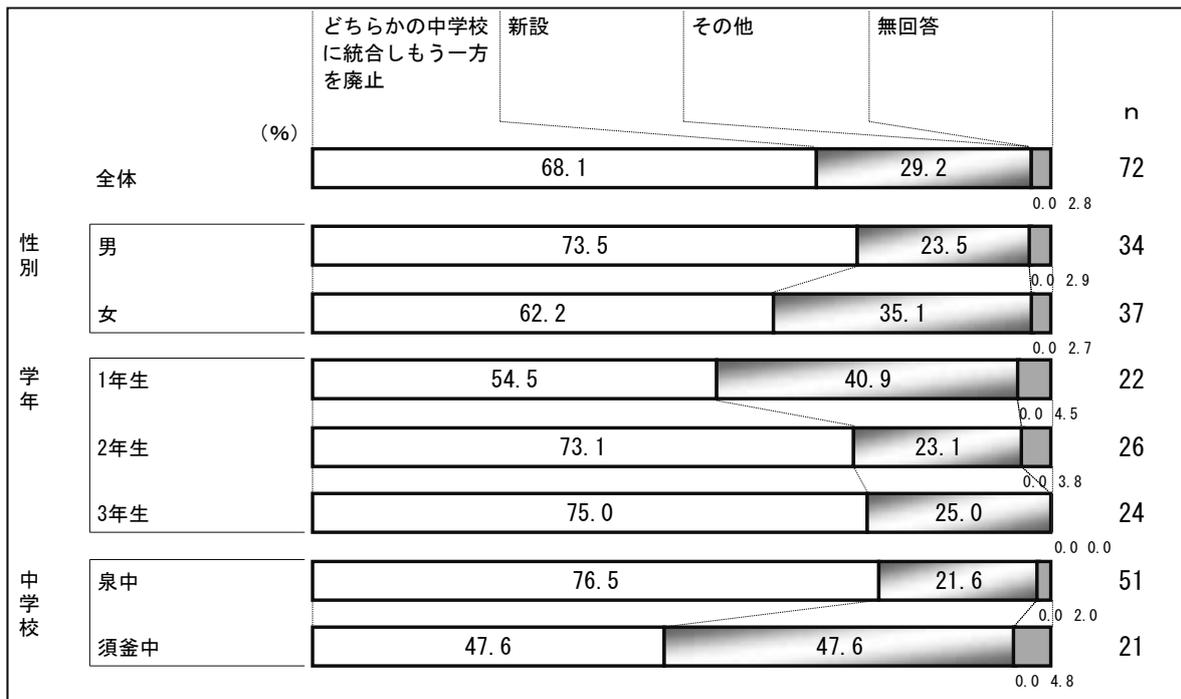
問5 今、子供の数が減っていますが、中学校を統廃合することについて、どのような方向で考えるのが良いと思いますか。



(9) 統廃合の方法

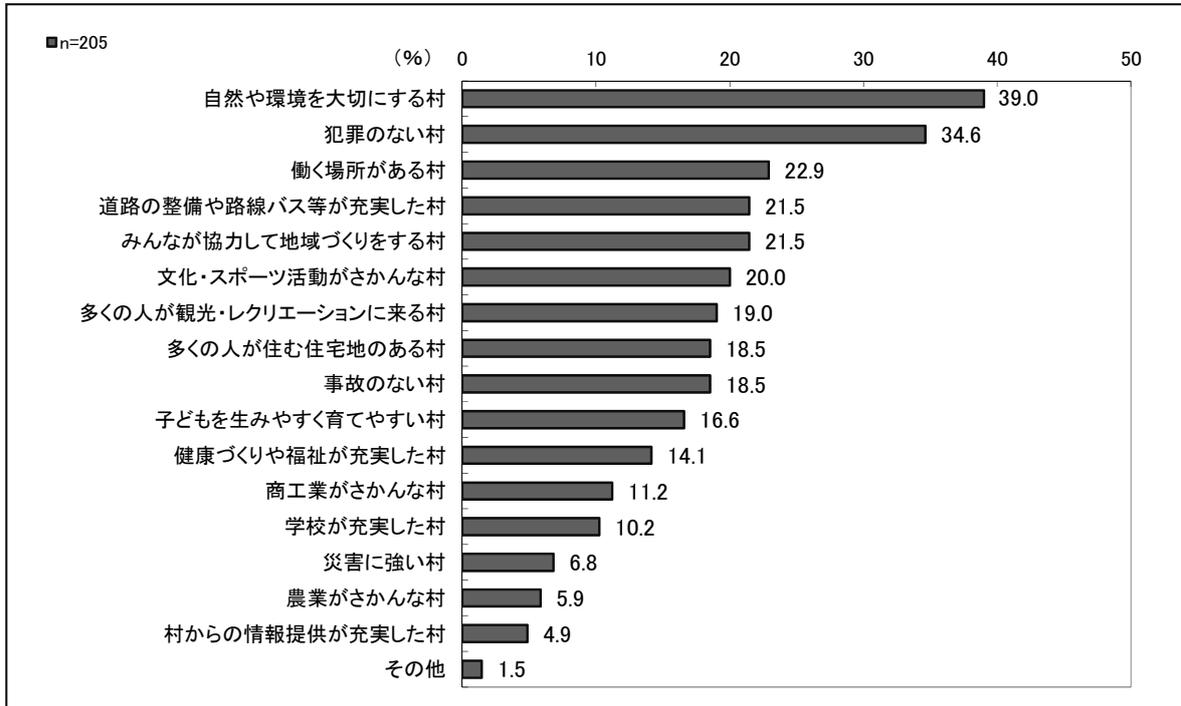
※問5で「1. 統廃合に賛成」または「2. 統廃合はやむを得ない」に○をつけた方にかがいます。

問5付問1 統廃合するとしたら次のうちどれが良いですか。



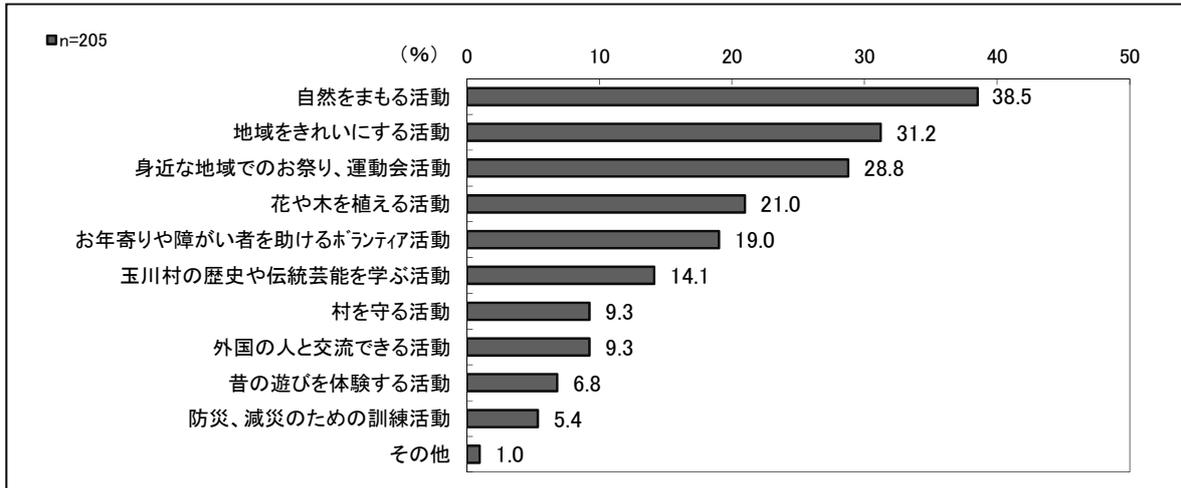
(10) どんな村になって欲しいか

問6 あなたは、将来、玉川村がどんな村になって欲しいですか。【複数回答】



(11) 今後参加したい活動について

問7 あなたは、住みよい村づくりをするため、次の活動の中で、今後、どの活動に参加してみたいと思いますか。【複数回答】



V 附属資料

1. 第6次玉川村振興計画策定経緯

平成26年	6月16日	村民懇談会：村内11地区で実施（7月14日まで）
	9月1日	第1回振興計画策定委員会（職員11名を任命）
	10月14日	振興計画策定支援業務の企画書提出依頼
	11月4日	プロポーザル方式による企画書の提出期日
	12日	第6次玉川村振興計画策定支援業務の委託契約を㈱ぎょうせいと締結（平成26年度策定作業分）
	12月3日	第2回振興計画策定委員会（アンケート調査内容等の検討）
	16日	中学生アンケート調査の依頼（12月19日回収）
平成27年	1月20日	村民意識調査アンケート調査の発送（2月10日回収期限）
	2月20日	第3回振興計画策定委員会（事業評価実施の説明等）
	3月10日	青少年アンケート調査の発送（3月27日回収期限）
	3月19日	各課ヒアリング（及び24日／現況調査及び事業評価等）
	5月1日	第6次玉川村振興計画策定支援業務の委託契約を㈱ぎょうせいと締結（平成27年度策定作業分）
	21日	トップインタビューの実施
	7月29日	第1回振興計画審議会（20名を委嘱）
	8月28日	第4回振興計画策定委員会（基本構想骨子の検討）
	10月28日	第5回振興計画策定委員会（基本構想[素案]・基本計画[素案]の検討）
	11月12日	第2回振興計画審議会（基本構想[素案]の検討）
	12月16日	各課ヒアリング（及び17日／基本計画[素案]の検討）
	12月21日	第3回振興計画審議会（基本構想[案]、基本計画[素案]の検討）
平成28年	1月20日	第4回振興計画審議会（振興計画[案]の諮問）
	2月16日	玉川村議会へ策定進捗状況報告
	3月2日	第5回振興計画審議会（振興計画[案]の答申）

2. 第6次玉川村振興計画審議会委員名簿

No.	条例任命区分	役 職 名	氏 名	備 考
1	議 会	玉川村議会議員	田 子 武 幸	
2		〃	小 林 徳 清	
3	一般住民	玉川村民生児童委員協議会長	溝 井 義 三	第1回～第3回審議会
			有 賀 徳 夫	第4回～第5回審議会
4		玉川村保健協力員会副会長	小 針 恵美子	
5		玉川村社会教育委員長	廣 川 昌 美	
6		玉川村体育協会長	大和田 宏	
7		玉川村PTA連絡協議会副会長	滝 口 政 義	
8		玉川村青年団連絡協議会長	草 野 光 悦	
9		玉川村食生活改善推進員会長	佐久間 春 枝	
10		玉川村商工会女性部長	鈴 木 真理子	
11		学識経験者	玉川村教育委員会委員	近 内 弘 道
12	玉川村老人クラブ連合会長		矢 部 玄 信	
13	玉川村商工会工業部会長		鈴 木 繁 一	
14	玉川村社会福祉協議会副会長		藤 田 守	
15	あぶくま石川女性部玉川支部長		高 林 きくみ	
16	区 長 会	玉川村区長会長	小 針 敬 人	
17	消 防 団	玉川村消防団長	車 田 信 彦	
18	商 工 会	玉川村商工会長	岩 谷 幸 雄	
19	農業委員会	玉川村農業委員会会長	阿 部 金四郎	
20	農 協	あぶくま石川農業協同組合理事	高 林 浅 松	(現夢みなみ農業協同組合)

3. 玉川村振興計画審議会設置条例

昭和 47 年 6 月 26 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に基づき、玉川村振興計画審議会(以下「審議会」という。)をおく。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は村長の諮問に応じ、玉川村振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから、村長が任命する。

- (1) 村議会議員
- (2) 一般住民
- (3) 学識経験者
- (4) 関係団体の役職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 17 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 4 号)抄

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

4. 第6次玉川村振興計画諮問書

27玉総 第279号
平成28年 1月20日

玉川村振興計画審議会
会長 矢部 玄信 様

玉川村長 石森 春男

「第6次玉川村振興計画（案）」について（諮問）

第6次玉川村振興計画を策定するにあたり、玉川村振興計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、別添の「第6次玉川村振興計画（案）」について、貴審議会の意見を求めます。

5. 第6次玉川村振興計画答申書

平成28年 3月 2日

玉川村長 石森 春男 様

玉川村振興計画審議会
会長 矢部 玄信

「第6次玉川村振興計画（案）」について（答申）

平成28年1月20日付27玉総第279号で諮問ありました「第6次玉川村振興計画（案）」については、審議の結果適当と認め、この旨答申します。

なお、この計画に基づく施策の実施等にあたっては、下記の事項に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

1. 本計画の推進にあたっては、村民の十分な理解と協力を得ることが必要であるため、広く村民に計画の趣旨及び内容等の周知を図り、村民との協働による村づくりを推進し、本計画の達成に努められたい。
2. 少子高齢化・人口減少社会が加速度的に進行していく情勢において、本村が自立した村として持続的に発展し、村民誰もがより快適で安心して暮らせる新しい村づくりのため、必要に応じて計画の弾力的運用を図られたい。
3. 基本構想に示された本村将来像を実現するため、各施策における目標指標の進捗管理及び事業内容の見直し・検討を毎年実施するとともに、限られた財源の中で、最大限の効果が得られるよう創意と工夫による村づくりに努められたい。

6. 第6次玉川村振興計画策定委員名簿

No.	所属課	職	氏名	備考
1	総務課	係長	野崎 智之	
2	産業振興課	課長補佐	塩田 敦	
3	住民課	主任主査	大越 健一	
4	税務課	課長補佐	車田ヨシ子	
5	健康福祉課	係長	添田 孝則	
6	健康福祉課	主任保健師	曲山知賀子	
7	地域整備課	課長補佐	小針 武彦	
8	地域整備課	主任主査	高林 浅輝	
9	教育委員会	係長	増子 広行	
10	公民館	係長	塩田 誠	
11	すがま幼稚園	主任教諭	吉田 貴子	

事務局

No.	所属課	職	氏名	備考
1	総務課	課長	増子 貞美	
2	総務課	主任主査	小針 達夫	
3	総務課	主査	江藤 貴浩	

あす
未来が輝く村づくり “元気な” たまかわ

第6次玉川村振興計画

平成28年3月

発行／福島県石川郡玉川村

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

TEL 0247-57-3101 (代)

FAX 0247-57-3952

印刷／有限会社 和田印刷

福島県須賀川市